

令和4年度第3回文京区情報公開制度及び 個人情報保護制度運営審議会次第

日時 令和4年9月7日（水）午後6時から
会場 オンライン会議

1 開会

2 議事

- (1) 個人情報の保護に関する法律の改正に伴う本区の個人情報保護制度における対応について（令和4年度（情運）諮問第1号）
- (2) 予防接種法による予防接種の実施等に関する事務における重点項目評価書の第三者点検について（令和4年度（情運）諮問第2号）

3 その他

4 閉会

令和4年度(情運)諮問第1号 追加資料

資料番号	資料名	備考	頁
第1-4号	諮問事項検討用個票(個票1)	資料第1-2号更新版	1
	【個票1 別紙1】過去5年の自己情報の開示請求の実績		9
	【個票1 別紙2】決定期限の比較		13
第1-5号	諮問事項検討用個票(個票2)	資料第1-3号更新版	15
	【個票2 別紙】過去5年の訂正の請求、削除の請求及び利用の中止の請求等の実績		23

諮問事項検討用個票（個票1）

諮問事項	保有個人情報の開示決定等、訂正決定等及び利用停止決定等の期限について	
1 関連規定	改正法	現条例
	第83条（開示決定等の期限） 第94条（訂正決定等の期限） 第102条（利用停止決定等の期限）	第21条（請求に対する決定等）
2 検討事項	保有個人情報の開示決定等、訂正決定等及び利用停止決定等の期限について、改正法と現条例の規定に差異があるところ、法施行条例に規定することにより、改正法の規定より短い期間とすることができることから、期限の短縮について検討する。（参考情報<1>）	
3 現条例の取扱い	<p>＜開示請求に対する決定期限＞</p> <p>【当初期限】即日 【延長期限】14日以内（請求書を受理した日の翌日から起算） 【再延長期限】60日以内（請求書を受理した日の翌日から起算） 【特例延長】規定なし</p> <p>＜訂正の請求、削除の請求、利用の中止の請求又は提供等の中止の請求に対する決定期限＞</p> <p>【当初期限】20日以内（請求書を受理した日の翌日から起算） 【延長期限】60日以内（請求書を受理した日の翌日から起算） 【再延長期限】規定なし 【特例延長】規定なし</p>	
4 改正法の取扱い	<p>＜開示請求、訂正請求、利用停止請求＞</p> <p>【当初期限】30日以内（開示請求があった日の翌日から起算） 【延長期限】当初期限から30日以内（開示請求があった日の翌日から起算。当初期限30日以内+延長期限30日以内=最大60日以内） 【再延長期限】規定なし 【特例延長】あり（保有個人情報が著しく大量であり、事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合）</p> <p>※ 訂正には、追加又は削除を含む。 ※ 利用停止は、利用の停止、消去又は提供の停止を指す。</p>	

5 検討

(1) 決定期限について

改正法では、当初期限内（30日以内）に決定できない場合は、30日以内に限りその期限を延長することができることとされていることから、仮に当初期限を現条例の延長期限である14日以内に短縮すると、延長期限は、最大44日となり、それ以後は、特例延長の取扱いとなる。

(2) 特例延長できる場合について

特例延長できる場合は、保有個人情報が著しく大量であり、期限内に決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合に限られるものであり、開示・不開示の判断に時間を要することを理由として特例延長することはできない。

(3) 特例延長を行う場合の通知について

特例延長を行う場合の通知は、当初期限内に開示請求者になされなければならない。

(4) 事案の移送について

請求に係る保有個人情報が他の行政機関等から提供されたものである場合など他の行政機関等において開示決定等を行うことに正当な理由があるときには、事案を移送することができる。

移送に係る協議を含め移送に要する日数は、決定を行うまでの期間に算入されるため、移送の協議は、原則として1週間以内に終了するものとされているが、新たに対応する事務となるため、他の行政機関等との調整に時間を要することが想定される。（参考情報<2>）

(5) 第三者意見の聴取について

開示請求に係る保有個人情報に他の行政機関等や開示請求者以外の者（以下「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、開示決定等を行うに当たって第三者へ意見書を提出する機会を与えることができる。（任意的意見聴取）

また、開示請求に係る保有個人情報に含まれる第三者に関する情報を開示すると第三者の権利利益を侵害するおそれがあるにもかかわらず、人の生命、健康等を保護するために当該情報を開示しようとするときは、第三者に対して、意見書を提出する機会を与えなければならない。（必要的意見聴取）

なお、いずれの場合についても、意見聴取に要する日数は、決定を行うまでの期間に算入される。

(6) 郵送による請求について

開示請求、訂正請求及び利用停止請求の手続について、現運用では、請求の受付を窓口のみに限定しているが、改正法では、窓口受付のほか、郵送による請求についても対応することが必要であるとさ

	<p>れている。</p> <p>(7) 請求のあった日の考え方について</p> <p>現条例では、開示請求書を受理した日に決定する場合を除き、区が開示請求書を受理した日の翌日が決定期限の起算日となるが、改正法では、開示請求のあった日の翌日が決定期限の起算日となる。(郵送請求については、開庁日以外の日に配達された場合、区の職員が到達を知り得るのが月曜日であれば、月曜日に到達したのものとして取り扱う。)</p> <p>将来的にオンラインによる請求を導入することとなった場合を想定すると、オンラインによる開示請求のあった日は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第6条第3項の規定により、行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされたときに開示請求書が到達したものとみなされることから、一般的には、行政機関等の汎用受付等システムに備えられたファイルへの記録が完了した日が「開示請求があった日」となる。そうすると、業務時間外や閉庁日に請求があった場合、当該時点においてシステムに備えられたファイルへの記録が完了する場合は、当該時点が「開示請求があった日」となる。</p> <p>(8) 期間計算の考え方について</p> <p>現条例では、決定期限を計算する際にその期間の末日が日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日又は12月29日から翌年の1月3日までの日(以下「休日」という。)に当たるときは、その直前の開庁日が決定期限となるが、改正法では、民法(明治29年法律第89号)第140条の規定により、開示請求があった日の翌日から起算し、同法第142条の規定により、その期間の末日が休日に当たる場合は、その翌日をもって期間が満了することとなる。</p> <p>(9) 現条例の運用状況について</p> <p>別紙1「過去5年の自己情報の開示請求の実績」のとおり</p>
<p>6 区の方向性</p>	<p>(1) 現条例の運用の継続の可否について</p> <p>改正法は、再延長の規定がないことから、現条例の運用を継続することはできないため、当初期限及び延長期限について検討する。</p> <p>(2) 当初期限及び延長期限の検討</p> <p>ア まず、当初期限を即日とすると、オンラインによる開示請求に対応することができない。また、特例延長を行う場合の通知は、5(3)のとおり当初期限内に請求者になされなければならないとされているところ、当初期限を即日とすると、開示請求があった日に保有</p>

	<p>個人情報全てを検索し、特例延長の適用の可否を決定する必要があるが、対応できないおそれがある。</p> <p>以上のことから、当初期限を即日とすることは、困難である。</p> <p>イ 次に、当初期限を現条例の延長期限（請求のあった日の翌日から14日）とすると、延長期限は、請求のあった日の翌日から最大で44日以内となる。</p> <p>特例延長は、5(2)のとおり保有個人情報が著しく大量であり、開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合に限られるものであることから、開示・不開示の判断を行う期間は、現条例の60日以内から44日以内に短縮されることとなる。</p> <p>直近5年度で開示決定等に45日以上要した2件の事例（平成29年度事例2（56日）、令和元年度事例2（59日））は、いずれも開示・不開示の判断に時間を要したものであり、同様の事例が発生した場合、延長期限内（44日以内）に対応できない事態が発生するおそれがある。</p> <p>ウ 以上のことから、延長期限を現条例の再延長期限にそろえることで最も現条例に近い運用をすることができるため、改正法の規定のとおり、当初期限は30日以内、延長期限はさらに30日以内（当初期限と合算して開示請求のあった日の翌日から60日以内）とする。</p> <p>なお、現条例は、当初期限が即日であること、また、延長期限（14日以内）までに多くの事例が決定できていることを踏まえて、事務処理を遅滞させることがないように、請求があった際は、改正法に定める期限にかかわらず、速やかに対応するよう努める旨の規定を置くこととする。（参考情報＜3＞）</p> <p>エ 訂正決定等の期限及び利用停止決定等の期限についても、延長期限（60日以内）をそろえる必要があることから、開示決定等の期限と同様に改正法の規定のとおりとする。</p>
<p>7 審議会での意見</p>	<p>(1) 賛成する。</p> <p>将来的にオンラインによる請求を導入することとなった場合、即日の対応はできないとの説明があったが、導入時期について、見通しがあればお伺いしたい。また、導入に当たり、当審議会に諮問される予定はあるか。</p> <p><回答> オンラインによる請求を導入するに当たっては、システムの運用や手続等の問題を解決する必要があると考えており、現時点で導入時期の見通しは立っていない。社会全体の流れとして、行政</p>

	<p>手続のオンライン化を進めることは想定されるため、そのような状況も見据えながら検討する。</p> <p>なお、導入に当たり、法施行条例に規定する事項がある場合は、貴審議会へ諮問し、ご意見を伺うことを考えている。</p> <p>(2) 妥当である。</p> <p>請求があった際は、速やかに対応するよう努める旨の規定を置くとの説明があったが、安易な方に流れることがないよう、なるべく現運用を踏襲するような規定としていただきたい。また、当該規定が妥当であったか検証するため、決定に要した期間について、当審議会へ報告していただきたい。</p> <p><回答> 安易な方に流れることがないようにという点については、委員のおっしゃるとおりであると考えている。現在、決定期限を延長した場合の取扱いについて、特段の規定はないが、速やかに開示するよう周知は行っている。今回、当該規定を設けることにより、各課に対して可能な限り速やかに対応するようこれまで以上にしっかり周知することができると考えている。</p> <p>また、決定に要した期間については、運用実績として貴審議会へ情報提供という形で報告する。</p> <p>(3) 決定に要した期間について、当審議会に報告するに当たり、当審議会条例に規定する必要があるか。それとも、運用実績の報告として行うこととなるか。</p> <p><回答> 決定に要した期間については、運用実績の報告の中で情報提供する。</p> <p>(4) 賛成する。</p> <p>今までも適切に運用されていると考えられること、また、決定が早いに越したことはないが、住民目線で考えると、他の地方公共団体と決定期限が異なるとかえって制度が分かりづらくなると考えていることから、改正法の規定のとおり運用することは、適切であると考えている。</p> <p>(5) 特例延長については、どのような取扱いとなるか。</p> <p><回答> 保有個人情報著しく大量であるため、事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合は、特例延長を行うこととなる。</p>
<p>8 審議会の結論</p>	

9 参考情報

<1>

【個人情報の保護に関する法律についてQ&A】

Q5-6-1 法は、開示決定等の期限について、①原則として開示請求があった日から30日以内とした上で（法第83条第1項）、②事務処理上の困難その他正当な理由があるときは30日以内に限り延長することができることとしている（同条第2項）。これらの期間について、法施行条例で規定することにより、より短い期間とすることができるか。また、①の期間を15日以内とした場合、②の期間を45日以内とすることはできるか。

A5-6-1 法第108条は、開示の手続に関する事項について、法第5章第4節の規定に反しない限り、条例で必要な規定を定めることができることとしているところ、開示決定等の期限については開示の手続に関する事項に含まれるため、法施行条例で30日以内の任意の期間とすることは認められます。また、法第83条第2項の延長可能な期間についても、30日以内の任意の期間とすることは認められます。もっとも、法第83条第1項の期間を短縮した場合であっても、同条第2項の期間について法が定める30日を超える期間とすることはできません。

なお、法第84条で「60日以内」とされている期間は法第83条第1項及び第2項の期間の合計であることから、例えば、法施行条例で同条第1項の期間を「15日以内」とし、同条第2項の期間を「20日以内」とした場合には、法施行条例で第84条の期間を「35日以内」として、整合を図る必要があります。

<2>

【個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関向け）P.232】

(2) 協議機関

移送に係る協議を含め移送に要する日数は、開示決定等を行うまでの期間（原則30日以内）に算入されることになるため、移送の協議は、開示請求を適法なものとして受け付けた後速やかに開始し、原則1週間以内に終了するものとする。

なお、移送に関する協議が整わない場合には、移送することはできず、開示請求を受けた行政機関の長等が開示決定等を行う。

<3>

【個人情報保護委員会への質問】

(質問)

開示請求等に対する決定に当たり、決定期限にかかわらず速やかに対応するよう努めなければならない旨の規定を法施行条例に規定することは認められるか。

(回答)

ご質問のような規定をおくことは、法第5章第4節の規定に反するものではなく、妨げられません。

過去5年の自己情報開示請求の実績

令和3年度

請求件数	109件
① 当初期限（即日）	22件
② 延長期限（14日以内）	86件
③ 再延長期限（60日以内）	1件

令和2年度

請求件数	100件
① 当初期限（即日）	35件
② 延長期限（14日以内）	63件
③ 再延長期限（60日以内）	2件

※ 再延長事例2件は、いずれも取消再決定によるもの

令和元年度

請求件数	104件
① 当初期限（即日）	27件
② 延長期限（14日以内）	75件
③ 再延長期限（60日以内）	2件

平成30年度

請求件数	92件
① 当初期限（即日）	26件
② 延長期限（14日以内）	62件
③ 再延長期限（60日以内）	4件

※ 再延長事例4件のうち1件は、削除請求

平成29年度

請求件数	80件
① 当初期限（即日）	39件
② 延長期限（14日以内）	39件
③ 再延長期限（60日以内）	2件

【令和3年度事例1】国保年金課

<請求内容>

「令和〇年〇月分〇〇〇〇クリニック、令和〇年〇月～〇月分〇〇〇〇クリニック診療報酬明細書の写し」

<再延長理由>

医療機関に開示可否の照会を行うため

<決定に要した日数>

25日

【令和元年度事例1】戸籍住民課

<請求内容>

「平成〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの自己に係る住民票の写し及び戸籍の請求及び交付の有無についての文書」

<再延長理由>

請求に係る文書の情報量が膨大であり、内容を確認し、請求に応じるか否かを判断するのに相当の日時を要するため

<決定に要した日数>

21日

【令和元年度事例2】国保年金課

<請求内容>

「〇〇病院における〇〇〇〇の診療報酬明細書」

<再延長理由>

医療機関に開示可否の照会を行うため

<決定に要した日数>

59日

【平成30年度事例1】保健サービスセンター

<請求内容>

「平成〇年〇月〇日に保健サービスセンターで行われた〇〇〇〇についての精神保健相談を当該公開請求者によって話した内容、担当医師の記録、同席した保健師の記録等全ての情報が分かる文書」

<再延長理由>

請求内容に相当する書類の確認に日数を要するため

<決定に要した日数>

25日

【平成30年度事例2】保健サービスセンター

<請求内容>

「平成〇年〇月〇日に保健サービスセンターで行われた〇〇〇〇についての精神保健相談を当該公開請求者によって話した内容、担当医師の記録、同席した保健師の記録等全ての情報が分かる文書」

<再延長理由>

請求内容に相当する書類の確認に日数を要するため

<決定に要した日数>

25日

【平成30年度事例3】保健サービスセンター

<請求内容>

「平成〇年〇月〇日に保健サービスセンターで行われた〇〇〇〇についての精神保健相談を当該公開請求者によって話した内容、担当医師の記録、同席した保健師の記録等全ての情報が分かる文書」

<再延長理由>

請求内容に相当する書類の確認に日数を要するため

<決定に要した日数>

25日

【平成30年度事例4】子ども家庭支援センター

<請求内容>

「子ども家庭支援センターにおける〇〇〇〇及び〇〇〇〇に係る記録の登録と削除」

<再延長理由>

削除請求のため、当初決定期限（20日以内）で決定

<決定に要した日数>

20日

【平成29年度事例1】子ども家庭支援センター

<請求内容>

「・H.O.O.O、〇〇小学校から電話がかかってきた内容。誰からかかってきたのか詳しく知りたい。私共の自宅へ訪問されるまでの流れを知りたい。・H.O.O.O以降、今まで〇〇小から連絡があったのか、あればどのような内容か詳しく知りたい。開示される内容、されない内容があると全てのことがわからないので選択する事なく教えてほしい。」

<再延長理由>

開示の可否の判断に時間を要するため

<決定に要した日数>

32日

【平成29年度事例2】子ども家庭支援センター

<請求内容>

「自分の子どものことに対する相談記録」

<再延長理由>

非開示箇所の検討に時間を要するため

<決定に要した日数>

56日

決定期限の比較

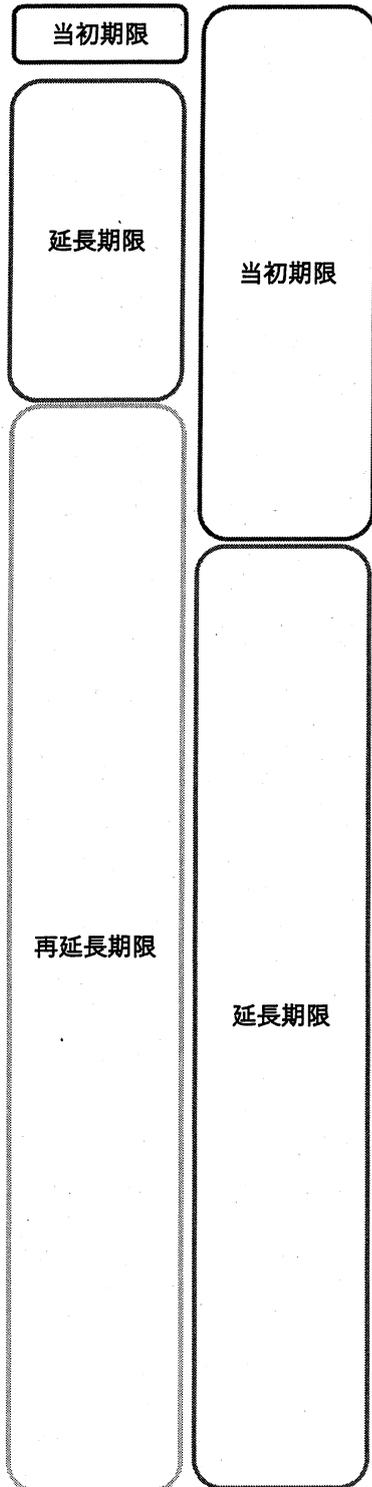
(1) 現条例の規定	
開示請求	訂正・削除・利用 の中止・提供等 の中止の請求

(2) 改正法の規定
開示請求、訂正請求、 利用停止請求

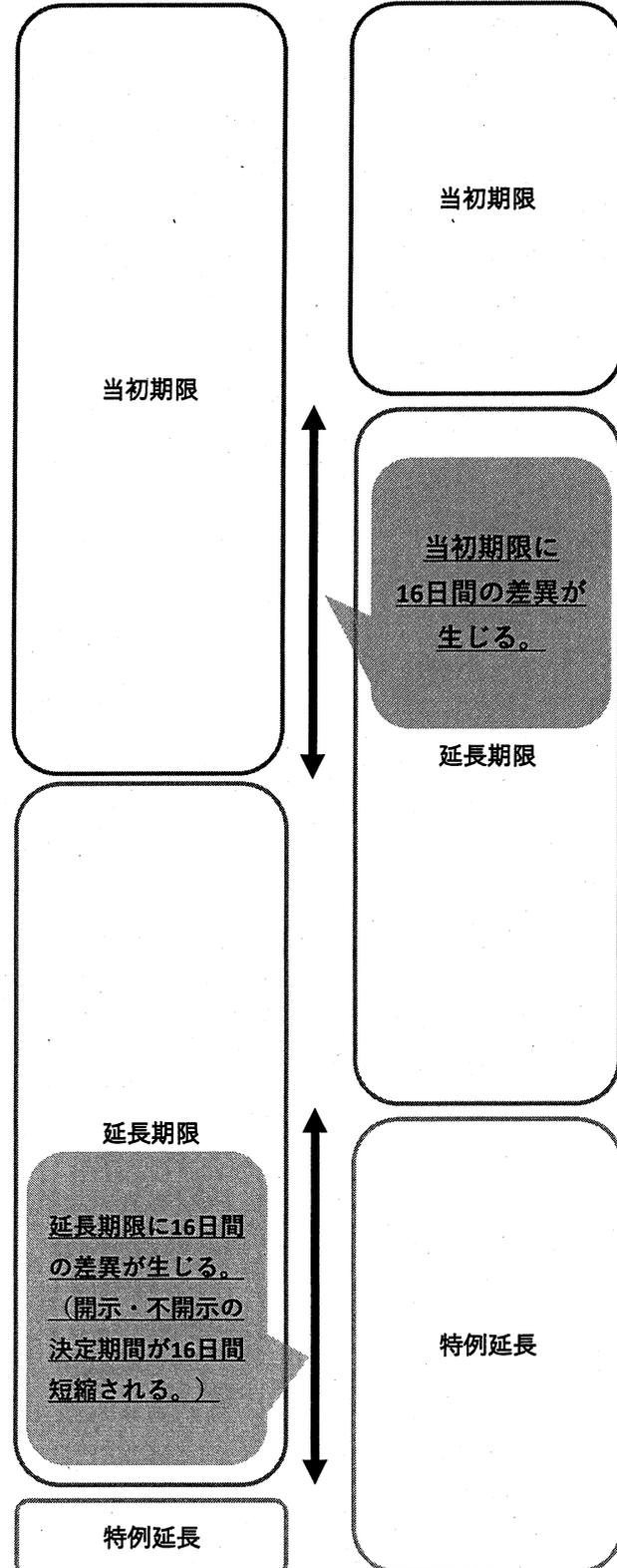
(3) 法施行条例で当初期限を 14日とした場合
開示請求、訂正請求、 利用停止請求

経過日数

0
1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37
38
39
40
41
42
43
44
45
46
47
48
49
50
51
52
53
54
55
56
57
58
59
60



⇒



61~

特例延長の規定なし

諮問事項検討用個票（個票2）

諮問事項	訂正請求及び利用停止請求における開示請求前置について	
	改正法	現条例
1 関連規定	第90条（訂正請求権） 第98条（利用停止請求権）	第17条（訂正の請求） 第18条（削除の請求） 第19条（利用の停止の請求等）
2 検討事項	<p>保有個人情報の訂正請求及び利用停止請求について、改正法では、</p> <p>① 改正法の規定による開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報又は</p> <p>② 改正法の規定による開示決定に係る保有個人情報であって他の法令の規定により開示を受けたもの</p> <p>に限り訂正請求又は利用停止請求ができること（以下「開示請求前置」という。）とされているところ、現条例では、開示請求前置を採用していない。この点について、法施行条例に規定することにより、開示を受けていない保有個人情報についても訂正請求は利用停止請求の対象とすることができることから、開示請求前置の採否について、検討する。（参考情報<1>）</p>	
3 現条例の取扱い	<p><請求の要件></p> <p>【訂正の請求】</p> <p>自己情報について、事実に関する部分に誤りがある、又は不正確な内容があると認めるときは、当該自己情報の訂正の請求をすることができる。</p> <p>【削除の請求】</p> <p>1 自己に関する個人情報の削除請求ができる場合</p> <p>(1) 業務の目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を収集した場合</p> <p>(2) 適法かつ公正な手段によらずに収集した場合</p> <p>(3) 収集禁止事項を法令の根拠や審議会の意見を聴くことなく収集した場合</p> <p>(4) 収集の目的を明らかにしないで収集した場合又は例外的に本人以外の者から個人情報を収集できる場合以外の方法で本人以外の者から収集した場合</p> <p>2 自己に関する保有特定個人情報の削除請求ができる場合</p> <p>(1) 業務の目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を収集した</p>	

	<p>場合</p> <p>(2) 適法かつ公正な手段によらずに収集した場合</p> <p>(3) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。）第 9 条に規定する利用範囲を超えて、特定個人情報を利用した場合</p> <p>(4) 人の生命、身体又は財産の保護のための必要性が低いにもかかわらず、特定個人情報を利用した場合</p> <p>(5) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難ではない場合に、本人の同意を得ずに、特定個人情報を利用した場合</p> <p>(6) 番号法第 19 条各号のいずれにも該当しない場合に、特定個人情報を収集した場合又は保管した場合</p> <p>【利用の中止の請求等】</p> <p>1 自己に関する個人情報の利用の中止の請求ができる場合</p> <p>(1) 本人の同意を得ずに又は例外的に本人の同意を得ずに目的外利用できる場合の規定によらずに個人情報の目的外利用をしているとき。</p> <p>(2) 個人情報の外部提供について、(1)と同様に規定に違反しているとき。</p> <p>2 自己に関する特定個人情報の利用の中止の請求ができる場合</p> <p>(1) 削除の請求 2「自己に関する保有特定個人情報の削除請求ができる場合」の(1)から(6)までと同様</p> <p>(2) 個人番号利用事務等処理するために、必要な範囲を超えて作成された特定個人情報ファイルに特定個人情報を収集した場合</p> <p>3 自己に関する特定個人情報の提供の中止の請求ができる場合</p> <p>番号法第 19 条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供しているとき。</p> <p><開示請求前置について></p> <p>訂正の請求、削除の請求、利用中止の請求等いずれも開示請求前置に係る規定は存在しない。</p>
<p>4 改正法の取扱い</p>	<p><請求の要件></p> <p>【訂正請求】</p> <p>自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと思料するときは、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。）を請求することができる。</p>

	<p>【利用停止請求】</p> <p>自己を本人とする一定の保有個人情報を利用目的の達成に必要な範囲を超えて保有されているとき、違法若しくは不当な行為を助長し、若しくは誘発するおそれがある方法により利用されているとき、偽りその他不正の手段により取得されているとき又は所定の事由に該当しないにもかかわらず利用目的以外の目的のために利用され、若しくは提供されていると思料するときは、当該保有個人情報の①利用の停止、②消去又は③提供の停止（以下①から③までを合わせて「利用停止」という。）の請求を行うことができる。</p> <p><開示請求前置について></p> <p>改正法では、①改正法の規定による開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報又は、②改正法の規定による開示決定に係る保有個人情報であって他の法令の規定により開示を受けたものについて、訂正請求又は利用停止請求をすることができる。</p> <p>なお、訂正請求、利用停止請求いずれも、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。</p>
<p>5 検討</p>	<p>(1) 改正法において開示請求前置を採用している理由について</p> <p>改正法において開示請求前置を採用している理由は、参議院内閣委員会での政府答弁によると、①開示請求がなされた場合に不開示となる情報について、訂正請求や利用停止請求を認めると、結果として当該情報が開示されたのと同じ効果をもたらし得ると考えられること、また、②開示請求を経ずに訂正請求や利用停止請求を行うことを認めると、請求された情報が開示対象となる情報かどうか等、法定外の手続で判断する必要が生じ、制度の安定性を損なうことが挙げられている。（参考情報<2>）</p> <p>(2) 現条例制定時の検討内容について</p> <p>現条例制定時の検討においては、実施機関の保管する自己情報に接する機会は、実施機関からの各種通知等開示請求に基づく場合に限られるものではないことから、訂正の請求ができる場合を開示請求の有無にかかわらず認めることが適当であるとして、開示請求前置を採用しなかった。</p> <p>(3) 改正法において訂正請求又は利用停止請求ができる場合について</p> <p>改正法は、①改正法の規定による開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報又は②改正法の規定による開示決定に係る保有個人情報であって他の法令の規定により開示を受けたものについて、訂</p>

	<p>正請求又は利用停止請求をすることができるとされている。</p> <p>②「他の法令により開示を受けたもの」の「法令」は、条例及びこれに基づく規則等が含まれるが、要綱等の内規は含まれないことから、要綱等に基づき閲覧・交付しているものについては、「他の法令により開示を受けたもの」に該当しない。</p> <p>また、処分通知書など区が通知したものについても、「他の法令により開示を受けたもの」に該当しない。</p> <p>(4) 過去の訂正の請求、削除の請求及び利用の中止の請求の実績について（別紙「過去5年の訂正の請求、削除の請求及び利用の中止の請求等の実績」参照）</p> <p>過去5年間で訂正の請求、削除の請求及び利用の中止の請求等は、計4件あった。（訂正の請求3件、削除の請求1件）</p> <p>このうち、開示請求を経ないで訂正の請求又は削除の請求を行った事例は、1件であった。</p>
<p>6 区の方向性</p>	<p>(1) 開示請求前置とした場合のメリット</p> <p>ア 開示請求を経ないで削除の請求がなされた事例（No. 3）について、本件削除の請求は、小学校において情報提供された情報を基に子ども家庭支援センターに記録されている情報の削除を求めたものであるが、現条例上、削除が認められる場合には該当しないため、不承諾処分となった。請求者は、自己情報の開示を受けていないことから、実施機関において保有する情報を一定程度推測した上で削除の請求を行ったものと考えられる。</p> <p>このように、開示請求前置でない場合、実施機関とのやり取りなどから推測で各請求を行わなければならないが、開示請求前置として保有個人情報の開示を受けることで、実施機関において具体的にどのように記録されているかが請求人にとって明らかとなり、削除の対象となる箇所を請求者が認識することができる事例であった。</p> <p>イ また、他地方公共団体の例として、図書館に設置された防犯カメラの画像データ中に記録された請求者本人に係る自己情報の外部提供の中止の請求に応じられない旨の決定処分の取消しを求めた審査請求事例がある。当該事例は、防犯カメラ画像の保管期間が請求日時時点で経過しており、防犯カメラ画像は既に存在せず、請求人が被写体として記録されているか否かは検証不能であることから、本件審査請求には理由がないため棄却されたものであるが、開示請求により保有個人情報の開示を受けることで、実施機関において記録されていないことが確認できる事例であっ</p>

	<p>た。</p> <p>(2) 開示請求前置とした場合のデメリットについて 要綱等に基づき閲覧、交付、通知等したものについては、5(3)のとおり「他の法令により開示を受けたもの」に該当しないこととなるため、閲覧等により保有個人情報を確認してから期間が経過していない場合は、最新の情報であるにもかかわらず、開示請求を求めることとなり、請求者の負担となってしまう可能性がある。</p> <p>(3) 区の方 改正法において開示請求前置を採用している趣旨や過去の事例、他自治体の事例を踏まえると、開示請求により保有個人情報の開示を受け、訂正又は利用停止を求める者が実施機関で保有する保有個人情報の具体的な記載内容を把握することで、より正確に訂正請求又は利用停止請求を行うことができ、実施機関における訂正請求や利用停止請求に対する諾否の判断に資すると考えられる。 開示請求前置とするこれらの利益が請求者に課する負担としての不利益を上回ると考えるため、改正法の規定のとおり、開示請求前置を採用する。</p>
<p>7 審議会での 意見</p>	<p>(1) 訂正の求めができるのは、あくまで開示された情報に限られることとなり、不開示情報であれば、たとえ誤った情報であっても訂正を求める手段はなくなるため、自己に関する誤った情報が区で保有されていた場合、区民は、訂正を求めることができなくなることがデメリットとなる場合があるのではないかと。 【回答】 訂正請求は、内容が事実でないと思料する場合に行われるものであることから、事実に関する情報ではなく評価等に関する情報については、訂正請求の対象外となる。 また、開示請求前置を採用しないこととした場合、開示請求がなされた際に不開示となる情報について訂正請求を認めてしまうと、結果として当該情報が開示されたのと同じ効果をもたらす得ると考えられる。すなわち、当該情報は、請求者に対して不開示とすべき情報であり、訂正請求を認めることにより訂正を行うことは、不開示となる訂正後の情報が開示されるのと同義となる。当該情報が請求者に対して不開示情報であり、訂正を要するか否かを請求者として知り得る状況にない前提に立つ以上、個人情報保護制度としては、訂正請求を認めず、開示請求により請求者に開示決定された情報のみを訂正請求の対象とすることにより、個人情報保護制度全体の整合性及び安定的運用を図っていく。</p> <p>(2) 個人的には反対であるが、改正法が定めたことを文京区だけが覆</p>

	<p>すほどのことではないので、区の方考え方に反対するものではない。</p> <p>なりすまし等により保有個人情報が改ざんされた場合、本人の利益を保護するため、訂正又は利用停止ができる権利は担保されているか。</p> <p>【回答】 仮になりすまし等により保有個人情報の改ざんが行われた場合は、改正法第 65 条（正確性の確保）の規定を踏まえ、まずは、職権で保有個人情報の訂正を行うことになろうかと考えている。その上で、訂正又は利用停止に係る請求についても、当然、権利として担保されることとなる。</p> <p>(3) 訂正や利用停止を求めるに当たり、開示請求前置となることにより、手続が1つ増えることとなるが、さしたる障害にはならないと考える。また、費用について、閲覧は無料であることを踏まえれば、手間は掛かるが、費用はさほど増加するものではないという考え方でよいか。</p> <p>【回答】 そのような考え方となる。</p> <p>(4) 開示文書の閲覧や受取に出来ない場合、訂正請求はできるか。</p> <p>【回答】 訂正請求は、改正法第 90 条第 3 項において「保有個人情報の開示を受けた日から 90 日以内にしなければならない」と規定されていることから、閲覧又は開示文書の受取を経ていただく必要がある。</p>
<p>8 審議会の結論</p>	
<p>9 参考情報</p>	<p><1></p> <p>【個人情報の保護に関する法律についてQ&A】</p> <p>Q 5-8-2 法は、訂正請求や利用停止請求の対象となる保有個人情報について、本人が法の開示決定に基づき開示を受けたもの又は法第 88 条第 1 項の他の法令の規定により開示を受けたものに限っているところ（法第 90 条第 1 項及び第 98 条第 1 項）、法施行条例で規定することにより、本人が開示を受けていない保有個人情報についても訂正請求や利用停止請求の対象とすることはできるか。</p> <p>A 5-8-2 法は、対象となる保有個人情報の範囲を明確にし、訂正請求及び利用停止請求の制度の安定的運用を図るため、これらの制度について開示を受けた保有個人情報を対象としています。他方、法第 108 条は、訂正及び利用停止の手続に関する事項について、法第 5</p>

章第4節の規定に反しない限り、条例で必要な規定を定めることができることとしているところ、開示を受けていない保有個人情報について訂正請求及び利用停止請求の対象とすることは、これらの請求の前提となる手続に関するものであり、訂正及び利用停止の手続に関する事項に含まれるため、訂正請求や利用停止請求の制度の運用に支障が生じない限りにおいて、そのような法施行条例を規定することは妨げられません。

<2>

【第204回国会 参議院内閣委員会会議録第17号（令和3年5月11日） 該当箇所を抜粋】

○小沼巧君 要は、（・・・）という答弁でありました。

さて、その次についてであります。訂正請求とか利用停止の請求についてであります。

これも、要は、平均的な自治体条例におきましては、訂正手続や利用停止請求は開示請求により開示された個人情報以外にも認められている条例があるということが指摘でありましたが、今回の改正によって、開示請求により開示された個人情報のみ訂正請求、利用停止請求が可能となるということであり、理解をするのであれば、開示されなければそれらを訂正したり利用停止をしたりする権利が使えなくなってしまうという意味で、自治体の保護条例の水準切下げに当たるのではないかなというような指摘がござったところでございます。

これについての御見解をお伺いいたします。

○政府参考人（富安泰一郎君） 御答弁いたします。

改正案におきましては、現行の行政機関個人情報保護法の規定を引き継ぎまして、保有個人情報の訂正請求や利用停止請求につきましては、開示請求を経て開示された情報を対象として行う仕組みといたしております。

これにつきましては、開示請求がなされた場合に不開示となる情報につきまして訂正請求や利用停止請求を認めますと、結果として当該情報が開示されたのと同じ効果をもたらし得ると考えられますこと、また、開示請求を経ずに訂正請求や利用停止請求を行うことを認めますと、請求された情報が開示対象となる情報かどうか等、法定外の手続で判断する必要が生じ、制度の安定性を損なうことなどを理由としているものでございます。

また、委員御指摘のとおり、現行の自治体の個人情報保護条例の中には、改正請求を経ずに訂正請求や利用停止請求を行うことを認めているものもございしますが、それらの条例も保有個人情報の訂正等をす

るか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することになるときは当該請求を拒むことを認める旨を規定している場合もあるなど、開示請求がなされた場合に不開示となる情報についてまで訂正請求や停止請求を認める趣旨では必ずしもないと考えているところでございます。

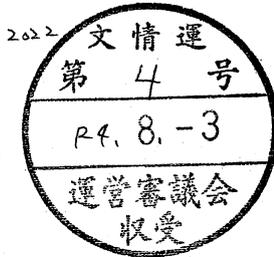
また、開示請求がなされた場合に開示される情報につきましては、まず開示請求を行うことを求めるわけでございますけれども、本人に対して過度の御負担を課すというところまでは至らないのではないかと考えているところでございます。

このため、今回の改正におきまして、本人からの訂正請求や利用停止につきましては、自治体における保護水準を切り下げることにつながるとは考えていないところでございます。

【個票2 別紙】

過去5年の訂正の請求、削除の請求及び利用の中止の請求等の実績

No.	請求年度	決定に要した期間	個人情報件名(内容)	請求区分	主管課	決定区分	諾否の理由
1	平成29年度	0日 (即日)	子ども家庭支援センターでの法律相談の相談記録(8件)のうち、すべての種別についての誤りの訂正(〇〇〇〇〇の相談分)	訂正	子ども家庭支援センター	不承諾	当該情報は、開示すべきではないと判断している情報であるにもかかわらず、請求者が正当な手段を経ずに取得した経緯があるため
2	平成29年度	0日 (即日)	子ども家庭支援センターでの法律相談の記録の相談種別の訂正 法律相談において、相談内容と相談種別が一致しておらず、相談者が相談した内容に従って種別の訂正を請求	訂正	子ども家庭支援センター	不承諾	同上
3	平成30年度	20日	子ども家庭支援センターにおける〇〇〇〇及び〇〇〇〇〇の記録と登録の削除	削除	子ども家庭支援センター	不承諾	【審査請求事案】 条例上、削除が認められる場合には該当しないため
4	平成30年度	4日	自己に関する「教育センター内で、関係する複数の職員からのヒヤリングや療育活動の記録の確認に関わる情報のすべて」のうち、〇月〇日〇時頃場所相談室〇、職員〇〇〇〇から確認した当時の状況について	訂正	教育センター	不承諾	教育センターにおいて適切に職員から聞き取りを行って認定した事実であり、事実に関する部分に誤り又は不正確な内容があると認められないため



2022 文総総第 635 号
令和 4 年 8 月 3 日

文京区情報公開制度及び
個人情報保護制度運営審議会
会長 内山 忠明 様

文京区長 成澤 廣 修



令和 4 年度（情運）諮問第 2 号

予防接種法による予防接種の実施等に関する事務における重点項目評価書の第三者点検について、下記のとおり諮問する。

記

1 諮問の趣旨

予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）による予防接種の実施等に関する事務における特定個人情報保護評価（以下「評価」という。）について、この度、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書（以下「接種証明書」という。）のコンビニエンスストア等における自動交付（以下「コンビニ交付」という。）を実施することとなった。

接種証明書のコンビニ交付においては、コンビニエンスストア等のキオスク端末において申請受付時に個人番号を取得するため、個人番号の入手方法が増えることとなる。このことは、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものとして特定個人情報保護評価に関する規則（平成 26 年特定個人情報保護委員会規則第 1 号）第 11 条及び特定個人情報保護評価指針に規定する重要な変更にあたることから、評価の再実施を行うこととなった。

しきい値判断の結果、重点項目評価書を作成することとなり、本区においては、重点項目評価書の作成に当たって第三者による点検を行っているため、その適合性及び妥当性について、貴審議会に点検を依頼するものである。

2 添付資料

別添のとおり

3 担当

文京区総務部総務課情報公開・法務担当

令和4年度(情運)諮問第2号 添付資料一覧

資料番号	資料名	備考	頁
第2-1号	特定個人情報保護評価の概要	平成30年5月(令和4年4月最終改訂) 個人情報保護委員会事務局	1
第2-2号	特定個人情報保護評価 第三者点検のポイント		11
第2-3号	特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)		13
第2-4号	特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)		21
第2-5号	【参考】 特定個人情報保護評価に関する規則	平成26年4月 特定個人情報保護委員会	53
第2-6号	【参考】 特定個人情報保護評価指針	令和4年4月1日 個人情報保護委員会	63
第2-7号	【参考】 特定個人情報保護評価指針第10の1(2)に定める 審査の観点における主な考慮事項	平成26年8月26日(令和4年 1月11日最終更新) 個人情報保護委員会	87
第2-8号	【参考】 マイナンバーガイドライン入門(行政機関等・地方 公共団体等編)	令和4年4月版 個人情報保護委員会事務局	115

特定個人情報保護評価の概要

平成30年5月
(令和4年4月最終改訂)
個人情報保護委員会事務局



目次

1. 特定個人情報保護評価の意義	1
2. 特定個人情報保護評価の実施主体	2
3. 特定個人情報保護評価の対象	3
4. 特定個人情報保護評価の実施手続	8
特定個人情報保護評価計画管理書	9
しきい値判断	10
基礎項目評価	11
重点項目評価	12
全項目評価	13
5. 特定個人情報保護評価の実施時期	15
6. 特定個人情報保護評価に係る違反に対する措置	18

1. 特定個人情報保護評価の意義

特定個人情報保護評価の基本理念

- 特定個人情報保護評価は、番号制度の枠組みの下での制度上の保護措置の1つであり、特定個人情報ファイルの適正な取扱いを確保することにより特定個人情報の漏えいその他の事態の発生を未然に防ぎ、個人のプライバシー等の権利利益を保護することを基本理念とする。

特定個人情報保護評価の目的

- 事前対応による個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止
- 国民・住民の信頼の確保

特定個人情報保護評価の内容

- 特定個人情報保護評価は、諸外国のプライバシー影響評価（Privacy Impact Assessment: PIA）に相当するものであり、特定個人情報ファイルを保有しようとする者又は保有する者が、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための措置を講ずること、さらにこのような措置が個人のプライバシー等の権利利益の保護措置として十分であると認められることを自ら宣言するもの。

根拠法令等

- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第27条・第28条
- 特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）
- 特定個人情報保護評価指針（平成26年特定個人情報保護委員会告示第4号。以下「指針」という。）

1

2. 特定個人情報保護評価の実施主体

特定個人情報保護評価の実施が義務付けられる者

次に掲げる者（行政機関の長等）のうち特定個人情報ファイルを保有しようとする者又は保有する者は、特定個人情報保護評価の実施が原則義務付けられる。

- 行政機関の長
- 地方公共団体の長その他の機関
- 独立行政法人等
- 地方独立行政法人
- 地方公共団体情報システム機構
- 情報提供ネットワークシステムを使用した情報連携を行う事業者

特定個人情報ファイルの「保有」とは・・・

- 特定個人情報の利用、提供、廃棄等の取扱いについて判断する権限を有する、事実上支配している状態のこと。
- 番号法別表第一（第9条関係）の下欄に掲げる事務の処理に関して特定個人情報を保有する場合のほか、行政機関の長等が番号法第19条第13号から第17号までのいずれかに該当するなどして、特定個人情報ファイルを保有する場合も含まれる。

実施が義務付けられる者が複数いる場合等の特定個人情報保護評価

- 特定個人情報ファイルを保有する者又は保有する者が複数存在する場合には、実態やリスク対策を把握し、記載事項に責任を負う立場にある者がとりまとめる。
- 特定個人情報ファイルを保有する者又は保有する者以外に特定個人情報ファイルに関わる者が存在する場合は、適切に実施されるよう協力する。

2

3. 特定個人情報保護評価の対象

特定個人情報保護評価の対象

- 特定個人情報保護評価の対象は、特定個人情報ファイルを取り扱う事務。
- 原則として法令上の事務ごと、番号法別表第一に掲げる事務ごとに実施。
- 評価実施機関の判断で法令上の事務を分割又は統合した事務の単位で実施することも可。

特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない事務

- 特定個人情報ファイルを取り扱う事務のうち、次に掲げる事務は特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない。
 - ア 職員又は職員であった者等の人事、給与、福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録した特定個人情報ファイルのみを取り扱う事務
 - イ 手作業処理用ファイル（紙ファイルなど）のみを取り扱う事務
 - ウ 対象人数が1,000人未満の事務
 - エ 1つの事業所の事業主が単独で設立した健康保険組合等が保有する被保険者等の医療保険に関する事項を記録した特定個人情報ファイルのみを取り扱う事務
 - オ 公務員又は公務員であった者等の共済に関する事項を記録した特定個人情報ファイルのみを取り扱う事務
 - カ 情報提供ネットワークシステムを使用する事業者が保有する、情報提供ネットワークシステムと接続しない特定個人情報ファイルのみを取り扱う事務
 - キ 会計検査院が検査上の必要により保有する特定個人情報ファイルのみを取り扱う事務

3

特定個人情報ファイルとは

- 特定個人情報ファイルとは、個人番号をその内容に含む個人情報ファイル又は個人情報データベース等をいう。
- 特定個人情報ファイルの単位は、その使用目的に基づき、評価実施機関が定めることができる。

(1) 「個人情報ファイル・個人情報データベース等」とは

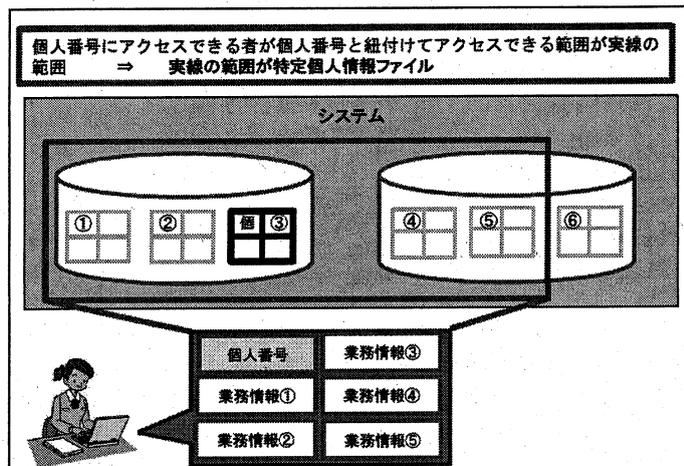
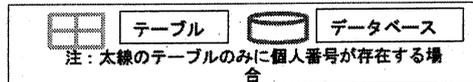
- 個人情報ファイル・個人情報データベース等とは、個人情報を含む情報の集合体であって、
- ア 個人情報を検索することができるように体系的に構成したもの
 - イ 電子計算機用ファイルと手作業処理用ファイル双方を含む。

※ なお、手作業処理用ファイルのみを取り扱う事務は特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない。

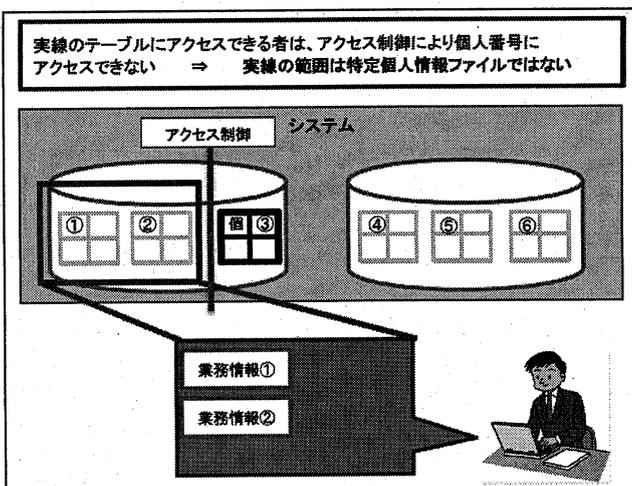
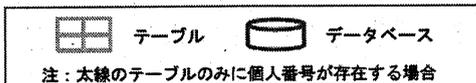
4

(2) 「個人番号をその内容に含む個人情報ファイル」とは

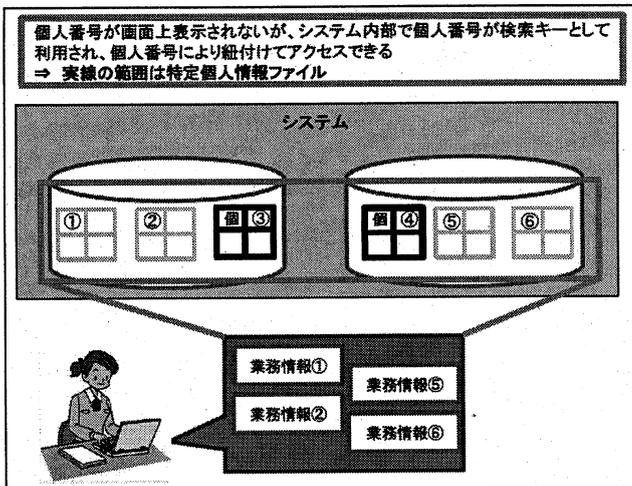
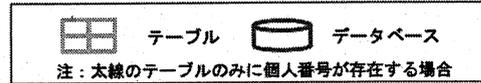
- 個人番号をその内容に含む個人情報ファイルとは、単に個人番号が含まれているテーブルのみを意味するのではなく、個人番号にアクセスできる者が、個人番号と紐付けてアクセスできる情報を意味しており、これが特定個人情報ファイルとなる。(特定個人情報保護評価指針の解説(以下「指針の解説」という。)P.35)



- アクセス制御等により、不正アクセスを行わない限り、個人番号を含むテーブルにアクセスできない場合は、原則、特定個人情報ファイルに該当しない。(指針の解説P.36)

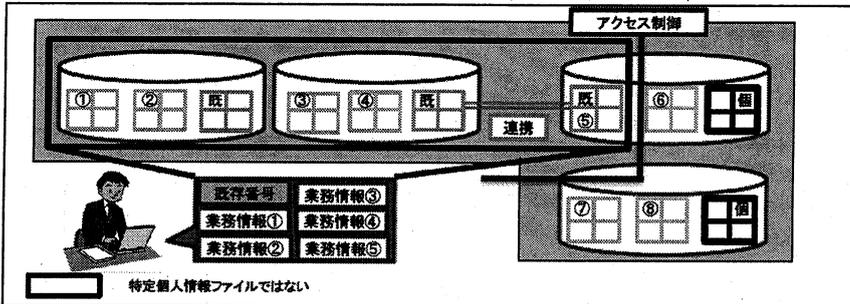


- 個人番号が画面上表示されない場合であっても、システム上で個人番号にアクセスし、システム内部で検索キーとして個人番号を利用する場合は、特定個人情報ファイルに該当する。(指針の解説P.39)

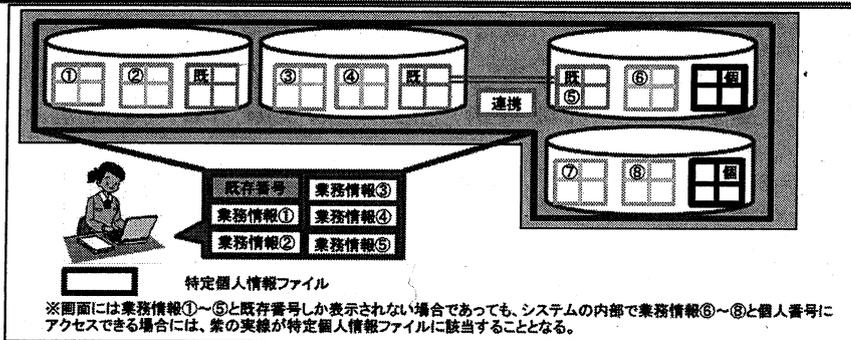


(3) 既存番号で連携している場合の特定個人情報ファイルの考え方

- 既存番号で連携している場合であって、アクセス制御等により個人番号そのものにはアクセスできず、個人番号以外の情報のみアクセスできるように制御されている場合は、特定個人情報ファイルには該当しない。(指針の解説P. 41)



- 既存番号で連携している場合であっても、アクセス制御がされておらず、個人番号そのものにアクセスできる場合は、特定個人情報ファイルに該当する。(指針の解説P. 41～42)



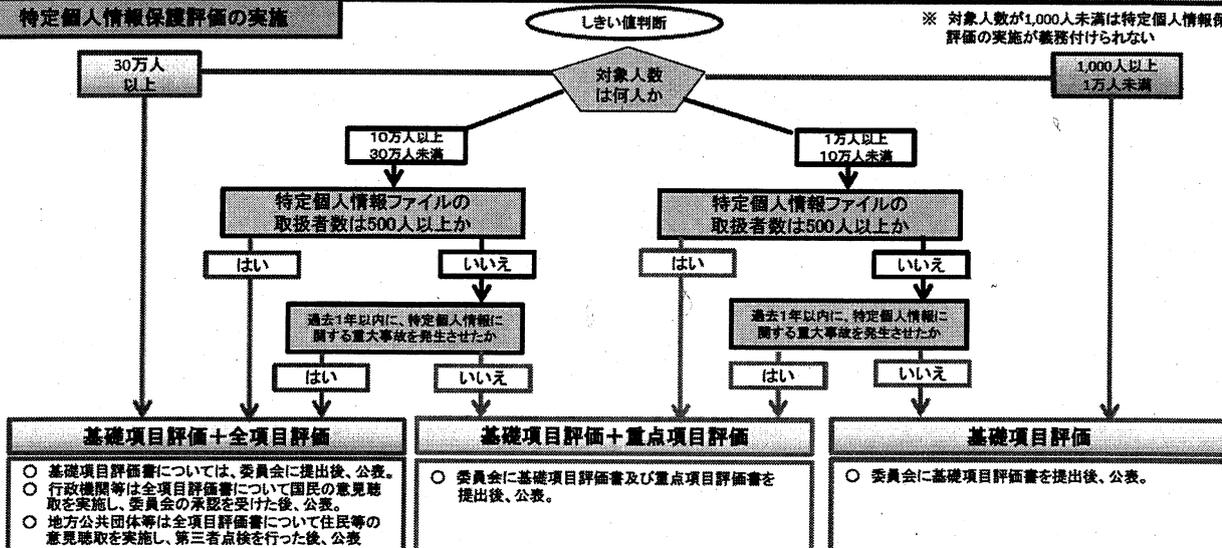
4. 特定個人情報保護評価の実施手続

特定個人情報保護評価計画管理書

- 特定個人情報保護評価を計画的に実施し、実施状況を適切に管理するために、最初の特定個人情報保護評価を実施する前に作成する。
- 特定個人情報保護評価書を個人情報保護委員会(以下「委員会」という。)へ提出する際に、併せて提出する。特定個人情報保護評価書の修正等があった場合は、その都度更新し、併せて提出する。

特定個人情報保護評価の実施

※ 対象人数が1,000人未満は特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない



実施後に必要となる手続

- 重要な変更を加えようとするとき、特定個人情報に関する重大事故の発生等によりしきい値判断の結果が変わり新たに重点項目評価又は全項目評価を実施するものと判断されたときは、特定個人情報保護評価を再実施。
- 上記以外の変更が生じたときは、特定個人情報保護評価書を修正・公表。
- 少なくとも1年に1回は特定個人情報保護評価書の見直しを行うよう努める。
- 一定期間(5年)経過前に特定個人情報保護評価の再実施を行うよう努める。

特定個人情報保護評価計画管理書

記載事項

特定個人情報保護評価計画管理書

評価書番号

法令上の根拠

事務の名称

システムの名称

情報連携

基礎項目評価

前回実施日

次回実施予定日

しきい値判断

重点項目／全項目評価

前回実施日

次回実施予定日

備考

担当部署

(別添1) システム概要図

(別添2) 各システムの個人番号へのアクセス

目的

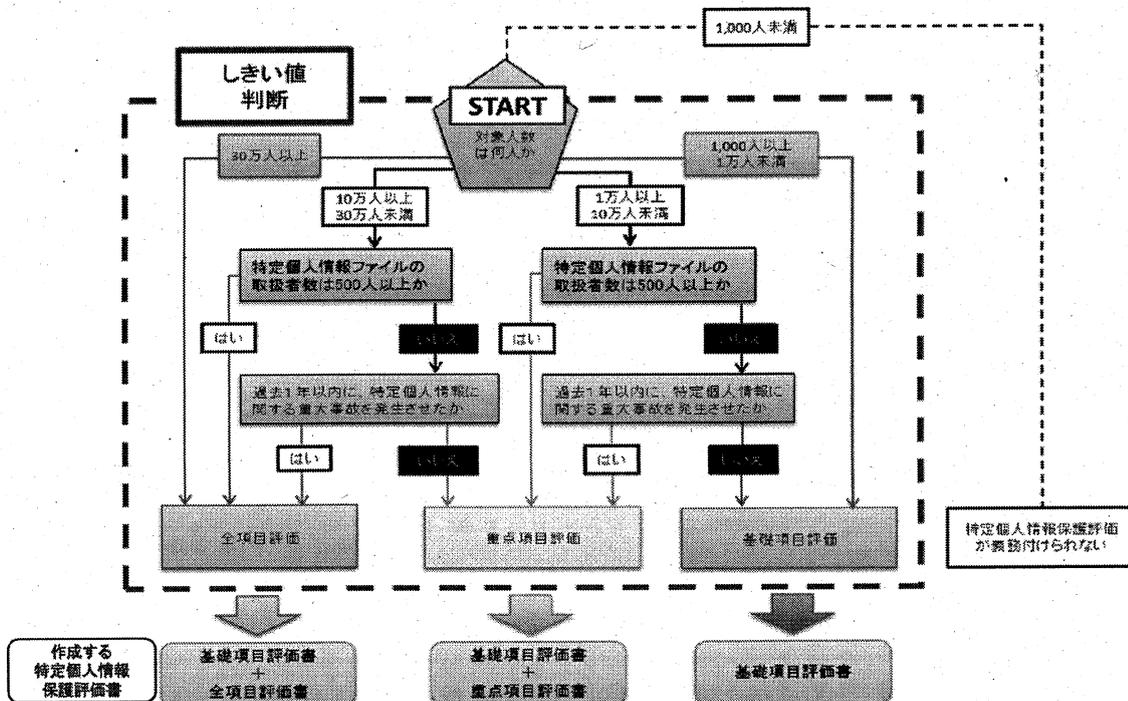
- 特定個人情報ファイルを取り扱う事務とシステムの全体像を把握し、特定個人情報保護評価を実施する事務の単位を適切に判断
- 特定個人情報保護評価の適切な計画及び管理

手続

- 作成は「評価実施機関単位」
- 最初の特定個人情報保護評価を実施する前に作成し、特定個人情報保護評価書を委員会へ提出する際に併せて提出
- 特定個人情報保護評価書を提出するたび、更新して委員会へ提出
- 非公表

9

しきい値判断



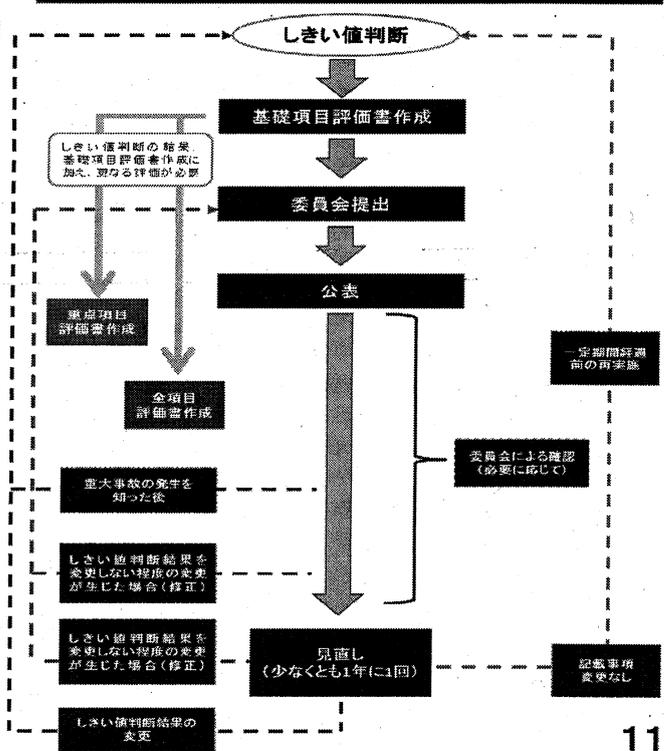
10

基礎項目評価

記載事項

- I 関連情報
- II しきい値判断項目
 - 1. 対象人数
評価対象の事務の対象人数は何人が
 - 2. 取扱者数
特定個人情報ファイルの取扱者数は500人以上か
 - 3. 重大事故
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか
- III しきい値判断結果
- IV リスク対策
 - 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類
 - 2. 特定個人情報の入手
(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)
 - 3. 特定個人情報の使用
 - 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託
 - 5. 特定個人情報の提供・移転
(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)
 - 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続
 - 7. 特定個人情報の保管・消去
 - 8. 監査
 - 9. 従業者に対する教育・啓発

基礎項目評価実施フロー



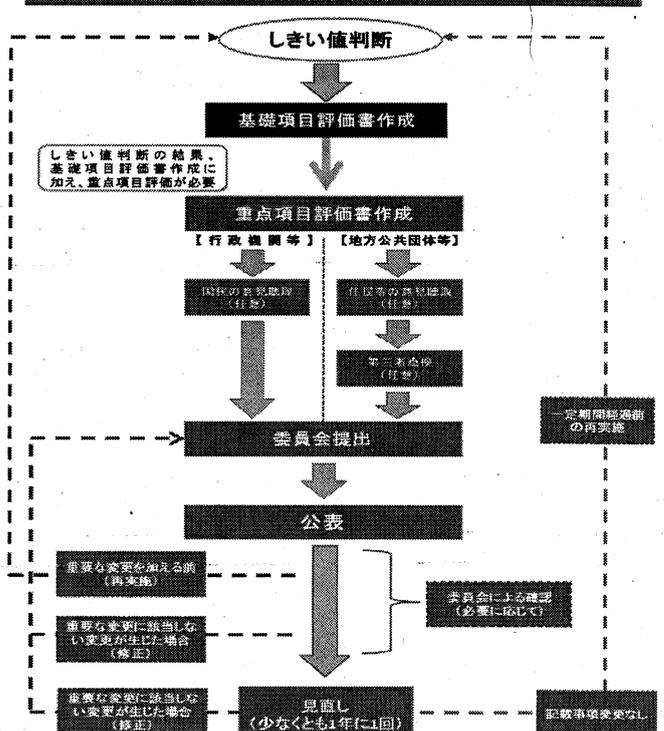
11

重点項目評価

記載事項

- I 基本情報
- II 特定個人情報ファイルの概要
 - 1. 名称 2. 基本情報 3. 特定個人情報の入手・使用
 - 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託
 - 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)
 - 6. 特定個人情報の保管・消去 7. 備考
- III リスク対策
 - 1. 特定個人情報ファイル名
 - 2. 特定個人情報の入手
(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)
 - 3. 特定個人情報の使用
 - 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託
 - 5. 特定個人情報の提供・移転
(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)
 - 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続
 - 7. 特定個人情報の保管・消去
 - 8. 監査
 - 9. 従業者に対する教育・啓発
 - 10. その他のリスク対策
- IV 開示請求、問合せ
 - 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求
 - 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ
- V 評価実施手続

重点項目評価実施フロー



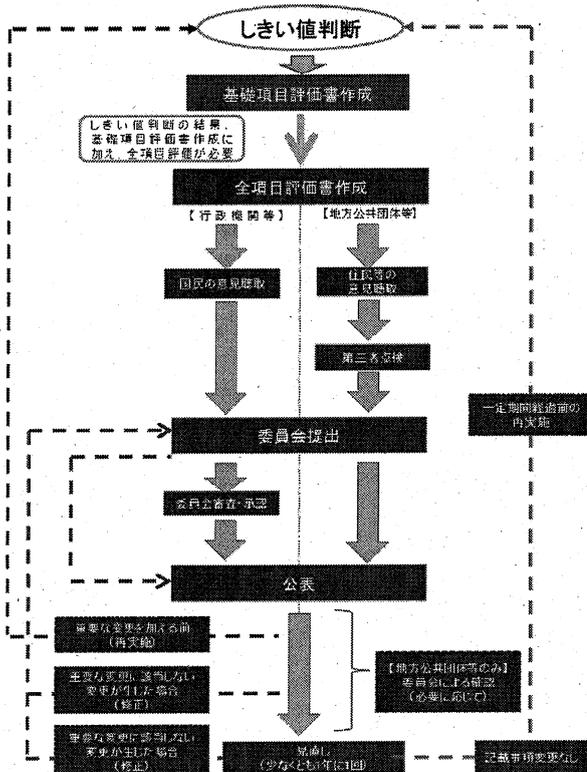
12

全項目評価

記載事項

- I 基本情報
- II 特定個人情報ファイルの概要
 - 1. 名称 2. 基本情報 3. 特定個人情報の入手・使用
 - 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託
 - 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)
 - 6. 特定個人情報の保管・消去 7. 備考
- III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
 - 1. 特定個人情報ファイル名
 - 2. 特定個人情報の入手
(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)
 - 3. 特定個人情報の使用
 - 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託
 - 5. 特定個人情報の提供・移転
(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)
 - 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続
 - 7. 特定個人情報の保管・消去
- IV その他のリスク対策
 - 1. 監査 2. 従業者に対する教育・啓発
 - 3. その他のリスク対策
- V 開示請求、問合せ
 - 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求
 - 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ
- VI 評価実施手続

全項目評価実施フロー



第三者点検

- 地方公共団体等が全項目評価を実施する際は、委員会へ全項目評価書を提出する前に**第三者点検を受ける必要がある**。
- **個人情報保護審議会又は個人情報保護審査会による点検が原則**。審議会又は審査会による点検が困難な場合は、**専門性（個人情報の保護や情報システム）を有する外部の第三者によることも可**。
- 第三者点検の目的は、特定個人情報保護評価の**適合性・妥当性を客観的に担保すること**。
- 委員会による行政機関等の全項目評価書の承認に際しての審査の観点を参考にすることができる。

指針(第10 1(2))

第10 委員会の関与

1 特定個人情報保護評価書の承認

(2) 審査の観点

委員会は、全項目評価書の承認に際し、適合性及び妥当性の2つの観点から審査を行う。

ア 適合性

この指針に定める実施手続等に適合した特定個人情報保護評価を実施しているか。

- ・しきい値判断に誤りはないか。
- ・適切な実施主体が実施しているか。
- ・公表しない部分は適切な範囲か。
- ・適切な時期に実施しているか。
- ・適切な方法で広く国民の意見を求め、得られた意見を十分考慮した上で必要な見直しを行っているか。
- ・特定個人情報保護評価の対象となる事務の実態に基づき、特定個人情報保護評価書様式で求められる全ての項目について検討し、記載しているか。等

イ 妥当性

特定個人情報保護評価の内容は、この指針に定める特定個人情報保護評価の目的等に照らし妥当と認められるか。

- ・記載された特定個人情報保護評価の実施を担当する部署は、特定個人情報保護評価の対象となる事務を担当し、リスクを軽減させるための措置の実施に責任を負うことができるか。
- ・特定個人情報保護評価の対象となる事務の内容の記載は具体的か。当該事務における特定個人情報の流れを併せて記載しているか。
- ・特定個人情報ファイルを取り扱うプロセスにおいて特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを、特定個人情報保護評価の対象となる事務の実態に基づき、特定しているか。
- ・特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置についての記載は具体的か。
- ・記載されたリスクを軽減させるための措置は、個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。
- ・個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言は、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。等

5. 特定個人情報保護評価の実施時期

1. 新規保有時

- 特定個人情報ファイルを保有しようとする前に、特定個人情報保護評価を実施しなければならない。(実施とは特定個人情報保護評価書の公表までを指す。)

※ 災害発生時の対応等の場合は、保有後可及的速やかに実施。

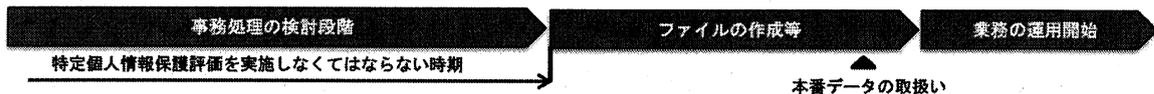
(1) システム用ファイルを保有しようとする場合の実施時期

・遅くともプログラミングの開始前の適切な時期に、特定個人情報保護評価を実施する。



(2) その他の電子ファイルを保有しようとする場合の実施時期

・システム用ファイル以外の電子ファイルについては、事務処理の検討段階で特定個人情報保護評価を実施する。

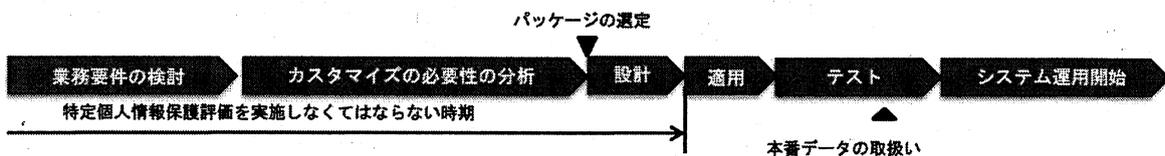


15

(3) パッケージシステムを適用する場合の実施時期

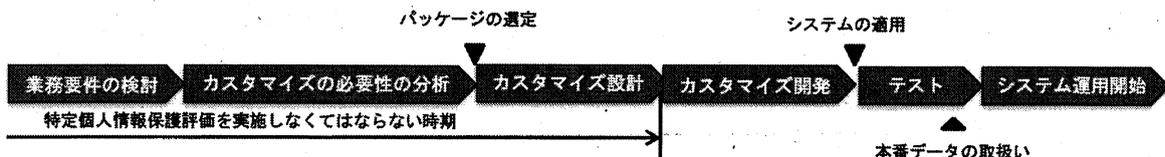
ア ノンカスタマイズの場合

・システムへの適用を実施する前までに特定個人情報保護評価を実施する。



イ カスタマイズの場合

・カスタマイズ開発を実施する前までに特定個人情報保護評価を実施する。



16

2. 新規保有時以外

- 過去に特定個人情報保護評価を実施した特定個人情報ファイルを取り扱う事務について、特定個人情報保護評価の再実施を行うのは以下の場合。
 - (1) 特定個人情報ファイルに重要な変更※を加えようとする場合、当該変更を加える前に再実施しなければならない。
 - (2) しきい値判断の結果が変わり、新たに重点項目評価又は全項目評価を実施するものと判断された場合は、速やかに再実施しなければならない。
 - (3) 直近の特定個人情報保護評価書を公表してから5年を経過する前に、特定個人情報保護評価を再実施するよう努める。
- ※ 重要な変更とは、重点項目評価書又は全項目評価書の記載項目のうち、指針の別表に定めるものについての変更をいう。様式中に※が付されている項目の変更は、重要な変更^に該当。

17

6. 特定個人情報保護評価に係る違反に対する措置

- 特定個人情報保護評価の未実施に対する措置
 - ・ 特定個人情報保護評価を実施するものとされているにもかかわらず実施していない事務については、特定個人情報ファイルの適正な取扱いの確保のための措置が適切に講じられていないおそれがあることから、情報連携を行うことを禁止している。（番号法第28条第6項、第21条第2項第2号）
 - ・ 委員会の指導・助言、勧告・命令の対象となり得る。
- 特定個人情報保護評価書の記載に反する特定個人情報ファイルの取扱いに対する措置
 - ・ 特定個人情報ファイルの取扱いの実態が特定個人情報保護評価書の記載に反していた際は、委員会の指導・助言、勧告・命令の対象となり得る。

18

特定個人情報保護評価 第三者点検のポイント(指針第10(2)を参照)

特定個人情報保護評価指針10(2)を参照し、第三者点検の主な確認ポイントとして事務局にて作成

	項目	主な確認部分
適合性	(1) しきい値判断に誤りはないか。	基礎項目評価書中、IIしきい値判断項目
	(2) 適切な実施主体が実施しているか。	重点項目評価書中、評価実施機関名、I基本情報6及び7
	(3) 公表しない部分は適切な範囲か。	評価書全てを公開
	(4) 適切な時期に実施しているか。	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象として、可及的速やかに実施
	(5) 適切な方法で広く国民の意見を求め、得られた意見を十分考慮した上で必要な見直しを行っているか。	※ 全項目評価書は、パブリックコメント及び第三者点検が必須。本区では、重点項目評価書についても第三者点検を任意実施
	(6) 特定個人情報保護評価の対象となる事務の実態に基づき、特定個人情報保護評価書様式で求められる全ての項目について、検討し、記載しているか。	※ 重点項目評価書の各項目について、必要に応じ記載があるかを確認
妥当性	(7) 記載された特定個人情報保護評価の実施を担当する部署は、特定個人情報の対象となる事務を担当し、リスクを軽減させるための措置の実施に責任を負うことができるか。	重点項目評価書中、評価実施機関名、I基本情報6及び7
	(8) 特定個人情報の対象となる事務の内容の記載は具体的か。当該事務における特定個人情報の流れを併せて記載しているか。	重点項目評価書中、I基本情報の記載は、具体的で分かりやすいか。 重点項目評価書中、II特定個人情報ファイルの概要に記載の取扱プロセスの概要は、具体的で分かりやすいか。
	(9) 特定個人情報ファイルを取り扱うプロセスにおいて特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを、特定個人情報保護評価の対象となる事務の実態に基づき、特定しているか。	重点項目評価書中、IIIリスク対策において、入手、使用、委託、提供・移転、情報提供ネットワークシステムとの接続、保管・消去の各プロセスについて
	(10) 特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置についての記載は具体的か。	① リスクの特定は、適切か。 ② リスクに対する措置の記載は、具体的か。 ③ リスクに対する措置は、妥当なものか。
	(11) 記載されたリスクを軽減させるための措置は、個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	④ 自己点検・監査、従業者に対する教育を行っているか。
	(12) 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言は、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	※ 重点項目評価書の全体を通じての評価

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	予防接種法による予防接種の実施等に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

文京区保健衛生部予防対策課は、番号制度関連事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人プライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

文京区長

公表日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種法による予防接種の実施等に関する事務
②事務の概要	<p><事務の概要> 予防接種法(昭和23年法律第68号)による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの</p> <p><事務の内容></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 予防接種の実施に関する事務(新型コロナワクチン感染症対策に係る予防接種事務を含む。) 2 予防接種健康被害救済制度の給付の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 3 予防接種健康被害救済制度の給付の支給を受ける権利に係る届出等の受理、その届出等に係る事実についての審査又はその届出等に対する応答に関する事務 4 実費の徴収に関する事務
③システムの名称	<ol style="list-style-type: none"> 1 予防接種記録照会システム 2 中間サーバープラットフォーム 3 団体内統合宛名(中間サーバーコネクタ)システム 4 ワクチン接種記録システム(VRS)
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種記録ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項、第19条第6号(委託先への提供)、同条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)及び別表第一の10の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条第1～7号
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>【情報照会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第8号 ・ 別表第二 16の2、17、18、19の項 ・ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2 <p>【情報提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第8号 ・ 別表第二 16の2の項、16の3の項 ・ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健衛生部予防対策課
②所属長の役職名	保健衛生部予防対策課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	文京区保健衛生部予防対策課 112-8555 東京都文京区春日1-16-21 問合せ先電話番号 03-5803-1834 ※ 利用停止請求とは、文京区個人情報保護条例においては、「削除請求」及び「利用中止請求」をいう。
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	文京区保健衛生部予防対策課 112-8555 東京都文京区春日1-16-21 問合せ先電話番号 03-5803-1834

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[10万人以上30万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数が	令和4年6月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数が	令和4年6月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[] 自己点検 [<input checked="" type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月11日	1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<p><事務の概要> 予防接種法に基づく予防接種の実施、接種記録の管理及び健康被害救済の給付に関する事務を行う。</p> <p><事務の具体的内容> ア 予防接種法に基づく予防接種の実施対象者への接種勧奨、医療機関での予防接種の実施、実費の徴収、接種委託料の支払い、接種記録の管理、予診票の保管を行う。 イ 健康被害救済の給付 予防接種を受けたことにより生じた健康被害に対する給付事務を行う。本人(保護者)からの申請を受けた場合は、文京区予防接種健康被害調査委員会に調査を指示し調査結果を国へ送達する。国の審査会の結果を受けて給付を行う。</p>	<p><事務の概要> 予防接種法による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの</p> <p><事務の内容> 1 予防接種の実施に関する事務 2 予防接種健康被害救済制度の給付の支給の請求の受理、その請求に係る事実について審査又はその請求に対する応答に関する事務 3 予防接種健康被害救済制度の給付の支給を受ける権利に係る届出等の受理、その届出等に係る事実についての審査又はその届出等に対する応答に関する事務 4 実費の徴収に関する事務</p>	事後	特定個人情報保護評価書の見直しによる提出(記載内容の整理)
平成29年7月11日	4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ② 法令上の根拠	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第13条第1号及び第2号</p>	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報に関する命令 第13条第1号及び第2号</p>	事後	特定個人情報保護評価書の見直しによる提出(省令名の及び以下を追記)
平成29年7月11日	5 評価実施機関における担当部署 ②所属長	<p>予防対策課長 伊津野 孝</p>	<p>予防対策課長 渡瀬 博俊</p>	事後	特定個人情報保護評価書の見直しによる提出(人事異動による)
平成29年7月11日	評価対象の事務の対象人数は何人か いつ時点の計数か	<p>平成27年7月1日</p>	<p>平成29年4月1日</p>	事後	特定個人情報保護評価書の見直しによる提出
平成29年7月11日	特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か いつの時点の計数か	<p>平成27年7月1日</p>	<p>平成29年4月1日</p>	事後	特定個人情報保護評価書の見直しによる提出

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年9月13日	4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ② 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第7号及び別表第二の17～19の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報に関する命令 第13条第1号及び第2号	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第7号及び別表第二の16の2～19の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報に関する命令 第12条の2～第13条の2	事後	特定個人情報保護評価書の 見直しによる提出
平成30年9月13日	IIしきい値判断項目ーいつ時点の計数か	平成29年4月1日	平成30年4月1日	事後	特定個人情報保護評価書の 見直しによる提出
令和2年2月10日	IIしきい値判断項目ーいつ時点の計数か	平成30年4月1日	平成31年4月1日	事後	特定個人情報保護評価書の再 実施による提出
令和2年7月31日	IIしきい値判断項目ーいつ時点の計数か	平成31年4月1日	令和2年4月1日	事後	特定個人情報保護評価書の再 実施による提出
令和3年6月25日	I 関連情報 1 特定個人情報ファイルを 取り扱う事務 ②事務の概要	<p><事務の概要> 予防接種法による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの</p> <p><事務の内容> 1 予防接種の実施に関する事務 2 予防接種健康被害救済制度の給付の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 3 予防接種健康被害救済制度の給付の支給を受ける権利に係る届出等の受理、その届出等に係る事実についての審査又はその届出等に対する応答に関する事務 4 実費の徴収に関する事務</p>	<p><事務の概要> 予防接種法による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの</p> <p><事務の内容> 1 予防接種の実施に関する事務(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務を含む。) 2 予防接種健康被害救済制度の給付の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 3 予防接種健康被害救済制度の給付の支給を受ける権利に係る届出等の受理、その届出等に係る事実についての審査又はその届出等に対する応答に関する事務 4 実費の徴収に関する事務</p>	事後	特定個人情報保護評価書の再 実施による提出
令和3年6月25日	I 関連情報 1 特定個人情報ファイルを 取り扱う事務 ③システムの名称	<p>1 予防接種記録照会システム 2 中間サーバープラットフォーム 3 団体内統合宛名(中間サーバー-コネクタ)システム</p>	<p>1 予防接種記録照会システム 2 中間サーバープラットフォーム 3 団体内統合宛名(中間サーバー-コネクタ)システム 4 ワクチン接種記録システム(VRS)</p>	事後	特定個人情報保護評価書の再 実施による提出

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年6月25日	I 関連情報 3 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項及び別表第一の10の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条第1～6号	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項、同条第16号（新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ）及び別表第一の10の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条第1～6号	事後	特定個人情報保護評価の再実施による提出
令和3年6月25日	I 関連情報 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会】 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第7号 ・別表第二 16の2、17、18、19の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2、第13条、第13条の2 【情報提供】 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第7号 ・別表第二 16の2の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2	【情報照会】 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第8号 ・別表第二 16の2、17、18、19の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2、第13条、第13条の2 【情報提供】 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第8号 ・別表第二 16の2の項、16の3の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2	事前	特定個人情報保護評価の再実施による提出
令和3年6月25日	II しい値判断項目ー評価対象事務の対象人数は何か	1万人以上10万人未満	10万人以上30万人未満	事後	特定個人情報保護評価の再実施による提出
令和3年6月25日	II しい値判断項目ーいつ時点の計数か	令和2年4月1日	令和3年4月1日	事後	特定個人情報保護評価の再実施による提出
令和3年6月25日	III しい値判断結果	基礎項目評価の実施が義務付けられる	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	事後	特定個人情報保護評価の再実施による提出
令和3年6月25日	IV リスク対策 1 提出する特定個人情報保護評価書の種類	基礎項目評価書	基礎項目評価書及び重点項目評価書	事後	特定個人情報保護評価の再実施による提出

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年11月12日	I 関連情報 3 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項、第19条第6号(委託先への提供)、同条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)及び別表第一の10の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条第1～6号	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項、第19条第6号(委託先への提供)、同条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)及び別表第一の10の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条第1～7号	事後	特定個人情報保護評価書の見直しによる提出
令和3年11月12日	I 関連情報 3 特定個人情報ファイル名	予防接種記録ファイル、予防接種健康被害救済給付関連ファイル	予防接種記録ファイル	事後	特定個人情報保護評価書の見直しによる提出
令和4年9月28日	II しきい値判断項目ーいつ時点の計数か	令和3年4月1日	令和3年12月1日	事後	特定個人情報保護評価の再実施による提出
令和4年9月18日	II しきい値判断項目ーいつ時点の計数か	令和3年12月1日	令和4年4月1日	事後	特定個人情報保護評価の見直しによる提出
	II しきい値判断項目ーいつ時点の計数か	令和4年4月1日	令和4年6月1日	事後	特定個人情報保護評価の再実施による提出

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	予防接種法による予防接種の実施等に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

文京区保健衛生部予防対策課は、番号制度関連事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人プライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

東京都文京区長

公表日

[平成30年5月 様式3]

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	予防接種法による予防接種の実施等に関する事務						
②事務の内容	<p>【事務の概要】 予防接種法(昭和23年法律第68号)による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの</p> <p>【事務の内容】 1 予防接種の実施に関する事務(新型コロナワクチン感染症対策に係る予防接種事務を含む。) 2 予防接種健康被害救済制度の給付の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 3 予防接種健康被害救済制度の給付の支給を受ける権利に係る届出等の受理、その届出等に係る事実についての審査又はその届出等に対する応答に関する事務 4 実費の徴収に関する事務</p>						
③対象人数	[10万人以上30万人未満] <table style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><選択肢></td> </tr> <tr> <td style="padding-right: 20px;">1) 1,000人未満</td> <td>2) 1,000人以上1万人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 1万人以上10万人未満</td> <td>4) 10万人以上30万人未満</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 1,000人未満	2) 1,000人以上1万人未満	3) 1万人以上10万人未満	4) 10万人以上30万人未満
<選択肢>							
1) 1,000人未満	2) 1,000人以上1万人未満						
3) 1万人以上10万人未満	4) 10万人以上30万人未満						

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1

①システムの名称	予防接種記録照会システム
②システムの機能	1 予防接種対象者の抽出 2 予診票の発行・予診票送付履歴の照会 3 予防接種履歴の照会 4 勸奨通知発送用未接種者抽出 5 各種帳票の出力・予防接種履歴のエラーチェック及び登録(手入力、パンチデータ取り込み) 6 委託料の計算処理 7 国などへ報告する数値の算出 8 統計分析機能
③他のシステムとの接続	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input checked="" type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム [<input type="checkbox"/>] 宛名システム等 [<input type="checkbox"/>] 税務システム [<input type="checkbox"/>] その他 (団体内統合宛名システム(中間サーバーコネクタ))

システム2～5	
システム2	
①システムの名称	中間サーバープラットフォーム
②システムの機能	<p>1 符号の管理 情報照会・情報提供に用いる個人の識別子である情報提供用個人識別符号(以下「符号」という。)と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する団体内統合宛名番号をひも付け、その情報を保管及び管理する。</p> <p>2 情報照会 情報照会機能は、情報提供ネットワークシステムを介し、特定個人情報(連携対象)の情報照会・情報提供受領(照会した情報の受領)を行う。</p> <p>3 情報提供 情報提供機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う。</p> <p>4 既存システムとの接続 中間サーバーと既存システム、団体内統合宛名システム(中間サーバーコネクタ)との間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携する。</p> <p>5 情報提供等の記録の管理 特定個人情報(連携対象)の照会又は提供があった旨の情報提供等の記録を生成し、保管し、及び管理する。</p> <p>6 情報提供データベースの管理 特定個人情報(連携対象)を副本として、保有し、及び管理する。</p> <p>7 データ送受信 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会・情報提供、符号取得のための情報等を連携する。</p> <p>8 セキュリティ管理 セキュリティを管理する。</p> <p>9 操作者認証及び権限の管理 中間サーバーを利用する操作者のアクセス権限や操作権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。</p> <p>10 システム管理 バッチ処理の状況管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知及び保管切れ情報の消去を行う。</p>
③他のシステムとの接続	<p><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム</p> <p><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</p> <p><input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム</p> <p><input type="checkbox"/> その他 (団体内統合宛名(中間サーバーコネクタ)システム)</p>
システム3	
①システムの名称	団体内統合宛名(中間サーバーコネクタ)システム
②システムの機能	<p>1 団体内統合宛名番号管理 ・ 団体内統合宛名番号の付番を行う。 ・ 団体内統合宛名番号と既存業務システムの宛名番号とをひも付けて管理する。</p> <p>2 宛名情報管理 氏名・住所等の基本4情報を団体内統合宛名番号にひも付けて管理する。</p> <p>3 中間サーバー連携 中間サーバーとのオンラインデータ連携及びオフラインデータ連携用の媒体作成を行う。</p>
③他のシステムとの接続	<p><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム</p> <p><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</p> <p><input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム</p> <p><input type="checkbox"/> その他 (中間サーバープラットフォーム、予防接種記録システム)</p>

システム4	
①システムの名称	ワクチン接種記録システム(VRS)
②システムの機能	1 ワクチン接種記録システムへの接種対象者・接種券発行登録 2 接種記録の管理 3 転出/死亡時等のフラグ設定 4 他市区町村への接種記録の照会・提供 5 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会 6 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子申請受付・電子交付の実施 7 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニ交付の実施
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム [] その他 ()
システム6～10	
システム11～15	
システム16～20	
3. 特定個人情報ファイル名	
予防接種記録ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。) 第9条第1項、第19条第6号(委託先への提供)、同条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)及び別表第一の10の項 2 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条第1～7号
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会】 1 番号法第19条第8号、別表第二 16の2、17、18、19の項 2 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府令、総務省令第7号。以下「別表第二主務省令」という。) 第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2 【情報提供】 1 番号法第19条第8号 別表第二 16の2の項、16の3の項 2 番号法別表第二主務省令 第12条の2
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健衛生部予防対策課
②所属長の役職名	保健衛生部予防対策課長
7. 他の評価実施機関	
-	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
予防接種記録ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	予防接種法等関連法令に定められる予防接種事業の対象者
その必要性	<p>予防接種に関する記録を作成し、管理するとともに、予防接種の事務を正確かつ効率的に実施し、重複通知の予防や未接種者への勧奨等に利用している。</p> <p>【団体内統合宛名システム(中間サーバーコネクタ)】 予防接種記録システム及び中間サーバーとの連携を行うため、本特定個人情報ファイル(団体内統合宛名ファイル)において、予防接種事業の対象者の情報を保有し、常に正確に更新・管理・連携をする必要がある。</p>
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<p>・識別情報 <input type="checkbox"/> 個人番号 [] 個人番号対応符号 [] その他識別情報(内部番号)</p> <p>・連絡先等情報 <input type="checkbox"/> 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [] 連絡先(電話番号等) <input type="checkbox"/> その他住民票関係情報</p> <p>・業務関係情報 <input type="checkbox"/> 国税関係情報 [] 地方税関係情報 [] 健康・医療関係情報 <input type="checkbox"/> 医療保険関係情報 [] 児童福祉・子育て関係情報 [] 障害者福祉関係情報 <input type="checkbox"/> 生活保護・社会福祉関係情報 [] 介護・高齢者福祉関係情報 <input type="checkbox"/> 雇用・労働関係情報 [] 年金関係情報 [] 学校・教育関係情報 <input type="checkbox"/> 災害関係情報 <input type="checkbox"/> その他 ()</p>
その妥当性	<p>【識別情報】 予防接種対象者を正確に特定するために保有する。</p> <p>【連絡先等情報】 ・ 予防接種の対象者を正確に特定するために保有する。 ・ 通知業務に利用するために保有する。</p> <p>【業務関係情報】 ・ 健康・医療関係情報…予防接種履歴を管理するために保有する。 ・ 生活保護・社会福祉関係情報…予防接種の費用負担の有無を確認するために保有する。</p>
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成29年1月1日
⑥事務担当部署	保健衛生部予防対策課

3. 特定個人情報の入手・使用									
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (戸籍住民課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (他自治体) <input type="checkbox"/> 民間事業者 (予防接種実施医療機関) <input type="checkbox"/> その他 ()								
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 (ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)、コンビニエンスストア等のキオスク端末及び証明書交付センターシステム)								
③使用目的 ※	<p>予防接種対象者の資格の取得・喪失の管理及び対象者の接種履歴の管理並びに転入出者に接種履歴の突合を行うため</p> <p>【団体内統合宛名システム(中間サーバーコネクタ)】 予防接種記録システム及び中間サーバーとの連携を行うため、本特定個人情報ファイル(団体内統合宛名ファイル)において、予防接種事業の対象者の情報を保有し、常に正確に更新・管理・連携をする必要がある。</p>								
④使用の主体	使用部署	保健衛生部予防対策課							
	使用者数	<input type="checkbox"/> 50人以上100人未満 [] <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><選択肢></td> </tr> <tr> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満
<選択肢>									
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満								
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満								
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上								
⑤使用方法		<p>予防接種対象者の転入出や死亡などの異動の確認を行い、予防接種の実施、請求、審査、支払、登録、管理等の記録を正確に行う。</p> <p>【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 文京区への転入者について、転出元市町村へ接種記録を照会するとともに、接種券発行のために特定個人情報を使用する。 ・ 文京区からの転出者について、転出先市町村へ文京区での接種記録を提供するために特定個人情報を使用する。 ・ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付の際、接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。 							
	情報の突合	<p>1 予防接種対象者の住民票関係情報と予防接種の給付に対する請求及び接種履歴を突合する。</p> <p>2 予防接種法第15条の規定により健康被害の救済措置対象者の転入出における履歴の真正性を確認し、請求、審査、支払、登録、管理等の記録を正確に行う。</p> <p>【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務】</p> <p>文京区からの転出者について、文京区での接種記録を転出先市区町村に提供するために、他市区町村から個人番号を入手し、文京区の接種記録と突合する。</p>							
⑥使用開始日	平成29年1月1日								

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> (2) 件 <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない	
委託事項1		
予防接種記録照会システム		
①委託内容	予防接種記録照会システムの保守・改修業務をシステム開発業者に委託	
②委託先における取扱者数	[10人未満] <input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社 両備システムズ	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2～5		
委託事項2		
新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等		
①委託内容	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種業務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	
②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社ミラボ	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	<input type="checkbox"/> 提供を行っている (2) 件 <input type="checkbox"/> 移転を行っている () 件 <input type="checkbox"/> 行っていない
提供先1	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第16号
②提供先における用途	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務
③提供する情報	市区町村コード及び転入者の個人番号(本人からの同意が得られた場合のみ)
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <small><選択肢></small> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. 基本情報③対象者となる本人の範囲」と同じ
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (ワクチン接種記録システム(VRS))
⑦時期・頻度	文京区への転入者について、転出元市町村へ接種記録の照会を行う必要性が生じた都度
提供先2～5	
提供先2	市町村長及び都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の16の2の項、16の3の項
②提供先における用途	文京区での予防接種記録の確認
③提供する情報	予防接種記録
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <small><選択肢></small> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. 基本情報③対象者となる本人の範囲」と同じ
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	

6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所 ※

- 1 文京区では、予防接種記録ファイルを磁気ディスクで複製しており、以下に示した条件を満たしているサーバ室内に保管している。
 - ① 時間外の庁舎内執務室は、セキュリティロックをかけているドアで管理している。
 - ② サーバ室へは常時、入退室カードの利用申請簿に記入の上、入退室カードを受け取り、その入退室カードによってサーバ室のドアを開け、入退室する。
 - ③ 職員は毎日、入退室カードが返却されたことを確認の上、施錠できる部屋に保管する。
 - ④ 入退室のログを記録し、入退室カードの利用申請簿とともに1年間保管する。
 - ⑤ サーバ室内は防犯カメラにより記録し、外付けハードディスクに約1か月分の記録を残している。
- 2 予防接種記録システムから特定個人情報を取り出す際は、セキュリティロック付きのUSBメモリを利用している。利用後は、特定個人情報を含むファイルを消去し、施錠したキャビネット内においてUSBを管理・保管している。
- 3 紙媒体の申請書等については、受領から保管までの流れをマニュアルで定めており、最終的に施錠管理された場所で保管している。
- 4 バックアップデータについては、データセンターで保管している。

【団体内統合宛名システム(中間サーバーコネクタ)における措置】

- 1 時間外の庁舎内執務室は、セキュリティロックをかけているドアで管理している。さらに、入退室カードを使用した入退室管理及び防犯カメラによる管理を行っている部屋に設置したサーバー内に保管する。
- 2 不正アクセス行為の禁止等に関する法律にいうアクセス制御機能としては、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証(ログイン)、さらに、認証(ログイン)したユーザに対する認可(処理権限の付与)機能によって、そのユーザがシステム上で利用できることを制限することで、認証(ログイン)、認可(処理権限の付与)及び監査(ログの記録運用)を行っている。

【中間サーバープラットフォーム(※)における措置】

- 1 中間サーバープラットフォームは、データセンターに設置されており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。
 - 2 特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。
- (※)中間サーバープラットフォーム:サーバ、データベースやネットワーク(回線)等の基盤群

【ワクチン接種記録システムにおける追加措置】

- 1 ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン及び政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得している。
 - 2 クラウドサービスを利用している。
- なお、以下のとおりのセキュリティ対策を講じている。
- ① 論理的に区分された当市区町村の領域にデータを保管する。
 - ② 当該領域のデータは、暗号化処理する。
 - ③ 個人番号が含まれる領域は、インターネットからアクセスできないように制御している。
 - ④ 国、都道府県からは、特定個人情報にアクセスできないように制御している。
 - ⑤ 日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。
- (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)
電子交付アプリ及び同アプリの利用端末には、申請情報を記録しないこととしている。
- (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付)
証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。

7. 備考

【ワクチン接種記録システムにおける追加措置】

- ・ 自機関の領域に保管されたデータのみ、ワクチン接種記録システムを用いて消去することができる。
 - ・ 自機関の領域に保管されたデータは、他機関から消去できない。
- *クラウドサービスは、IaaSを利用し、クラウドサービス事業者からはデータにアクセスできないため、消去することができない。

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

◆共通(世帯情報)

世帯番号、世帯主宛名番号、世帯主カナ氏名、電話番号、FAX番号、課税世帯区分、処理区分、更新者、更新日、更新時期、地域情報、小学校区、中学校区、保健推進委員、民生委員、世帯予備、住所日本語文字数、方書文字数、世帯予備3、世帯予備4、世帯予備5、居住情報、郵便番号、住所コード、町内会コード、住所日本語、地番甲乙判定、地番本番、地番枝番、地番末番、地番編集区分、方書コード、方書日本語、方書バーコード

◆共通(個人情報)

宛名番号、世帯番号、カナ氏名、漢字氏名、生年月日、生年月日(西暦)、性別、続柄1、続柄2、続柄3、続柄4、住民区分、外国人判定、国籍、家族判定、家族判定順位、特徴判定、普徴判定、課税区分、所得割、氏名文字数、通称名優先氏名文字数、送付用優先氏名文字数、更新者、更新日、更新時間、連絡先、個人用電話番号(携帯・PHS)、Eメール1、Eメール2、個人用小学校区、個人用中学校区、通称名、通称カナ氏名、通称氏名、送付情報、送付用市内住所コード、送 郵便番号、送 丁番号、送 本番、送 枝番、送 末番、送 住所日本語、送 方書日本語、送 方書バーコード、送 宛名人氏名、後見人、送 予備2、送 予備3、送 予備4、送 予備5、異動情報、異動事由、移動日、異動届出日、住民になった事由、住民になった移動日、住民になった届出日、住民でなくなった移動日、住民でなくなった届出日、住定日事由、住定日、住定日届出日、転入前住所、転出後住所、個人予備、要支援者情報、個人発生連番、小学校区(就学前)、中学校区(就学前)、個人予備5、外国人特有項目、外国人住民日、第30条45規定区分、在留資格、在留期間等(yymmddd)、在留期間等終了日、在留カード等番号

◆個人番号

宛名番号、SEQ、個人番号、連携日

◆予防接種各種

宛名番号、接種コード、接種回数、接種・予診日、更新日、年度、性別、接種日年齢、年度末年齢、基準日年齢、*対象外判定、接種判定、混合接種何種、請求日(月)、実施医療機関、Lot.No、実施区分、接種量、接種医、未接種理由、医師の判断、特記事項、予診フラグ、取込年月日、長期医療、同時接種*、区分、抗体検査、定期・任意、転入前接種の疑い、日本脳炎特例対象、ツ反項目、発赤反応長径、発赤反応短径、硬結反応長径、硬結反応短径、二重発赤反応長径、二重発赤反応短径、所見、判定、精密検査結果、風しん項目、抗体価検査、更新情報、更新者、更新日、更新時期

◆高齢者インフルエンザ

西暦年度、宛名番号、接種日、更新者、更新日、更新時間、性別、接種日年齢、年度末年齢、基準日年齢、請求日(月)、実施医療機関、接種判定、Lot.No、接種量、実費領収区分、65歳未満接種理由、予診フラグ、特記事項、取込年月日、対象外(年齢*)、対象外(間隔*)、対象外(重複*)

◆高齢者肺炎球菌

西暦年度、宛名番号、接種・予診日、更新者、更新日、更新時間、性別、接種日年齢、年度末年齢、基準日年齢、請求日(月)、実施医療機関、接種判定、Lot.No、接種量、実費領収区分、65歳未満接種理由、予診フラグ、特記事項、長期療養、取込年月日、対象外(年齢*)、対象外(間隔*)、対象外(重複*)

◆風しん第5期

西暦年度、宛名番号、接種日、更新者、更新日、更新時間、性別、クーポン、実施区分、接種(実施)判定、実施医療機関、抗体検査方法、抗体価、抗体価範囲、抗体価単位、抗体検査判定結果、抗体検査番号、ワクチン、Lot.No、接種量、請求日(月)、特記事項、対象外判定、接種日年齢、年度末年齢、基準日年齢、予診フラグ

◆臨時接種

西暦年度、宛名番号、接種日、更新者、更新日、更新時間、性別、接種種別、接種回数、接種判定、接種日年齢、年度末年齢、基準日年齢、受信時国保区分、請求日(月)、自治体コード、実施医療機関、実施場所、実施区分、問診医、接種医、接種番号、メーカー、Lot.No、接種量、未接種理由、予診フラグ、特記事項

<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録項目>

個人番号、宛名番号、自治体コード、接種券番号、属性情報(氏名、生年月日、性別)、接種状況(実施/未実施)、接種回(1回目/2回目/3回目/4回目)、接種日、ワクチンメーカー、ロット番号、ワクチン種類(※)、製品名(※)、旅券関係情報(旧姓・別姓・別名、ローマ字氏名、国籍、旅券番号)(※)、証明書ID(※)、証明書発行年月日(※)

※ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に必要な場合のみ

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
予防接種記録ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>1 対象者以外の情報の入手を防止するための措置内容 予防接種の対象者が、予診票等の送付時に文京区に住民票を有しているかどうかについては、最新の住民情報を管理している既存住民基本台帳システム（以下「既存住基システム」という。）から情報の移転を受けている。また、住民登録外の者から予防接種に関する申請があった場合は、居住実態を証明する書類等の提出を求め、審査結果に基づき対象者として認定している。</p> <p>2 必要な情報以外を入手することを防止するための措置内容 予防接種記録システムにおいて、予防接種に必要な情報のみ取り込むことができる仕様となっている。</p> <p>【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置内容】</p> <p>1 転入者本人からの個人番号の入手 文京区への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、個人番号を入手する場合は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人確認同意を取得し、さらに、番号法第16条の規定により、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。</p> <p>2 他市町村からの個人番号の入手 文京区からの転出者について、文京区での接種記録を転出先市区町村へ提供するため、他市町村から個人番号を入手するが、その際は、他市町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した上で、ワクチン接種記録システムを通じて入手する。</p> <p>3 転出元市区町村からの接種記録の入手 文京区への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するが、その際は、文京区において住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。</p> <p>4 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手 接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入手するのは、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16条の規定により、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 （新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付） 交付申請には、個人番号カードのICチップ読み取り（券面事項入力補助AP）と暗証番号入力（券面事項入力補助APの暗証番号）による二要素認証を必須とすることで、対象者以外の情報の入手を防止する。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

【入手の際に特定個人情報が漏えいするリスク】

予防接種記録システムを利用するためには、ユーザーIDによる識別と二要素認証(生体認証及びパスワード認証)によるログインが必要であり、特定個人情報は、非表示に設定している。

【ワクチン接種記録システムにおける追加措置内容】

1 入手した特定個人情報については、限定された端末を利用して国から配布されたユーザーIDを使用し、ログインした場合だけ、アクセスできるように制御している。

2 ワクチン接種記録システムのデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。

3 入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用する。

(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)

① 個人番号カードや旅券の読み取りにより必要な情報を入手し、申請者の自由入力避けることで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。

② 当該機能では、専用アプリからのみ交付申請を可能とする。アプリの改ざん防止措置を講じることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。

③ 個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。

④ 券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。

⑤ 券面事項入力補助APから取得する情報(4情報・マイナンバー)に付されている署名について、VRSにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。

⑥ 電子交付アプリとVRSとの通信は、暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。

(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付)

① 個人番号カードの読み取りにより必要な情報を入手し、申請者の自由入力避けることで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。

② 証明書交付センターにおいてキオスク端末の操作画面を制御し、コンビニ交付に対応する市町村に対してのみキオスク端末から交付申請を可能とすることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。

③ 個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。

④ 券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。

⑤ 券面事項入力補助APから取得する情報(4情報・マイナンバー)に付されている署名について、証明書交付センターシステムにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。

⑥ キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。さらに、キオスク端末の画面表示や音声案内により、マイナンバーカード及び証明書の取り忘れ防止対策を実施する。

3. 特定個人情報の使用

リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<p>1 予防接種記録システムの稼働するLANは、インターネットや情報系LANとネットワークが分離しており、外部から侵入できない。</p> <p>2 予防接種記録システムにおいて、個人番号の照会・検索権限は付与されておらず、画面上非表示となっている。</p> <p>【ワクチン接種記録システムにおける追加措置内容】 接種会場等では、接種券番号の読取端末(タブレット端末)からはインターネット経由でワクチン接種記録システムに接続できるが、個人番号にはアクセスできないように制御している。</p>
--------------	--

リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
-------------	--

リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク

ユーザ認証の管理	<p>[行っている]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない</p>
----------	--

具体的な管理方法	<p>ユーザIDによる識別と二要素認証(生体認証及びパスワード認証)によるログインを実施しており、ログイン後は処理権限の付与により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで、不正利用が行えない対策を実施している。</p> <p>【団体内統合宛名システム(中間サーバーコネクタ)における管理方法】 1 団体内統合宛名システム(中間サーバーコネクタ)では、ユーザID・パスワード・生体認証による認証(ログイン)を行い、認証(ログイン)後は操作権限に応じて、当該ユーザがシステム上で利用可能な機能を制御することで、不正使用が行えないよう対応している。 2 団体内統合宛名システム(中間サーバーコネクタ)では、利用できる端末をシステムで管理することにより、不正な端末からの使用ができないよう対応している。</p> <p>【ワクチン接種記録システムにおける追加措置内容】 1 権限のない者によって不正に使用されないよう、以下の対策を講じている。 2 ワクチン接種記録システムにおける特定個人情報へのアクセスは、LG-WAN端末による操作に限り可能になるように制御している。 ① LG-WAN端末は、限定された者しかログインできる権限を保持しない。 ② ワクチン接種記録システムにおけるログイン認証は、ユーザID/パスワードにて行う。 ③ ワクチン接種記録システムへのログイン用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。</p>
----------	---

その他の措置の内容	<p>システムにおいて特定個人情報へのアクセス及び操作ログの記録を行っている。毎月、複数の職員によりアクセス及び操作ログを確認し、不正利用の有無をチェックしている。</p> <p>【ワクチン接種記録システムにおける追加措置】 システム上の操作ログを取得しており、操作ログを確認できる。</p>
-----------	--

リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
-------------	--

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

【特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク】

- 1 特定個人情報ファイルはサーバー内のデータベースに保存されており、クライアント端末（職員が利用している端末）には保存されず、複製もできない仕組みとなっている。
- 2 システムのバックアップデータはサーバー内に保管されており、直接特定個人情報閲覧することはできない。保守委託先のSEのみがアクセスでき、システムにバックアップデータを取り込むことで初めて特定個人情報が閲覧可能となる仕組みだが、SEに特定個人情報の閲覧権限は付与されていない。
- 3 個人番号等を保持するテーブルと予防接種情報等を保持するテーブルは別となっており、個人番号を使用しない事務では個人番号を保持するテーブルにアクセスできない仕組みとなっている。
- 4 作業を行う職員及び端末を必要最小限に限定する。
- 5 作業に用いる電子記録媒体については、媒体管理簿等に使用の記録をする等、利用履歴を残す。
- 6 電子記録媒体に格納するデータについては、暗号化やパスワード設定を行う。
- 7 電子記録媒体による作業終了後、内部のデータを確実に消去する。管理簿に消去の記録を記載する等、消去履歴を残す。

【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置】

- 1 住民基本台帳システムや予防接種台帳システムから特定個人情報を抽出したCSVファイルをワクチン接種記録システムへ登録する際には、以下のように対応している。
 - ① 作業を行う職員及び端末を必要最小限に限定する。
 - ② 作業に用いる電子記録媒体については、不正な複製、持ち出し等を防止するために、許可された専用の外部電子媒体を使用する。また、媒体管理簿等に使用の記録をする等、利用履歴を残す。
 - ③ 電気記録媒体に格納するデータについては、暗号化やパスワード設定を行う。
 - ④ 作業に用いる電子記録媒体の取扱については、承認を行い、当該承認の記録を残す。
 - ⑤ 電子記録媒体による作業を終了したら、内部のデータを確実に消去する。管理簿に消去の記録を記載する等、消去履歴を残す。
- 2 特定個人情報を使用する場面を、必要最小限に限定している。具体的には、以下の3つの場面に限定している。
 - ① 文京区への転入者については、転出元市区町村へ接種記録を照会する場合にのみ入手し、使用する。
 - ② 文京区からの転出者について、文京区での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、個人番号を入手し、使用する。
 - ③ 接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、接種記録を照会するために、個人番号を入手し、使用する。
- 3 ワクチン接種記録システムからCSVファイルにてダウンロードする接種記録データには、個人番号が含まれない。

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

[] 委託しない

リスク：委託先における不正な使用等のリスク

委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	<p>[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない</p>
規定の内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 契約の履行に当たり業務上知り得た秘密は、これを第三者に漏らしてはならない。なお、この義務は契約終了後も継続する。また、納品物件を区の許可なく第三者に閲覧、複写、貸与又は譲渡をしてはならない。 2 契約履行のために区が提供した資料、データ等は、本契約以外の目的で使用しないこと。また、これらの資料、データ等は、委託業務終了までに区に返却すること。 3 業務従事者に対し、個人情報保護の教育訓練を行うこと。 4 個人情報データを履行場所以外へ持ち出さないこと。履行場所以外へ個人情報データを持ち出さざるを得ない場合は、利用目的、期間、閲覧者、持ち出し先の情報セキュリティ環境、情報セキュリティ責任者等を書面に記入して区の承認を得ること。持ち出す際には、原則として、個人情報データをマスクして個人を特定できないように加工すること。 5 万が一、情報漏えい等の事故が発生した場合は、直ちに事業執行担当者に報告すること。また、運用保守の実施体制に変更があった場合は、速やかに区に報告すること。 6 その他、本契約の履行に当たり、文京区個人情報の保護に関する条例、文京区情報セキュリティに関する規則及び文京区標準契約約款（委託）の個人情報保護に関する特記事項を遵守すること。

再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[<input type="checkbox"/> 再委託していない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	許可のない再委託は、禁止している。許可する場合でも、通常の委託と同様の措置を義務付けている。	
その他の措置の内容	<p>【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置】 文京区、国、当該システムの運用保守事業者の三社の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用に当たっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。</p> <p>なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・ 特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・ 特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・ 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・ 再委託先による特定個人情報ファイルの適正な取扱いの確保 ・ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能において、申請者本人から特定個人情報の提供を受ける際の入手に係る保護措置 	
リスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
-		
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		
		[<input type="checkbox"/>] 提供・移転しない
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[<input type="checkbox"/> 定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	特定個人情報の提供は、番号法にのっとり決められた範囲内に限定している。	
その他の措置の内容	<p>【ワクチン接種記録システムにおける追加措置】 ワクチン接種記録システムでは、他市区町村への提供の記録を取得しており、委託業者から「情報提供等の記録」を入手し、記録の確認をすることができる。</p>	
リスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<p>【ワクチン接種記録システムにおける追加措置】</p> <p>1 転出元市町村への個人番号の提供 文京区への転入者について、転出元市町村から接種記録を入手するため、転出元市町村へ個人番号を提供するが、その際は、</p> <p>① 本人動員及び本人確認が行われた情報だけをワクチン接種記録システムを用いて提供する。 ② 個人番号とともに転出元の市区町村コードを送信する。そのため、仮に誤った市区町村コードを個人番号とともに送信したとしても、電文を受ける市町村では、該当者がいないため、誤った市町村に対して個人番号が提供されない仕組みとなっている。</p> <p>2 特定個人情報の提供は、限定された端末(LG-WAN端末)だけができるように制御している。 3 特定個人情報を提供する場面を、必要最小限に限定している。具体的には、文京区への転入者について、転出元市町村での接種記録を入手するために、転出元市町村へ個人番号とともに、転出元の市町村コードを提供する場面に限定している。</p>		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続

[] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)

リスク1: 目的外の入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容

【団体内統合宛名システム(中間サーバーコネクタ)における措置】
 1 団体内統合宛名システム(中間サーバーコネクタ)では、個人番号利用事務(システム)からの接続には認証(ログイン)を必須とし、個人番号利用事務(システム)以外のアクセスはできない対策を実施している。
 2 団体内統合宛名システム(中間サーバーコネクタ)では、ユーザIDによる認証(ログイン)と認可(処理権限の付与)機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで、個人番号関連業務関係者以外は、アクセスできないよう対策を実施している。

【中間サーバー・ソフトウェア(※1)における措置】
 1 情報照会機能(※2)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照合リスト(※3)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。
 2 中間サーバーの職員認証・権限管理(認可された運用権限の管理)機能(※4)では、ログイン時の職員認証の外に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。

(※1) 中間サーバー・ソフトウェア: 中間サーバー上で動作するプログラム等のソフトウェア類
 (※2) 情報照会機能: 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能
 (※3) 照会許可照合リスト: 番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの
 (※4) 中間サーバーの職員認証・権限管理(認可された運用権限の管理)機能: 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能

リスクへの対策は十分か

[十分である]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

リスク2: 不正な提供が行われるリスク

<p>リスクに対する措置の内容</p>	<p>【団体内統合宛名システム(中間サーバーコネクタ)における措置】</p> <p>1 団体内統合宛名システム(中間サーバーコネクタ)では、個人番号利用事務(システム)からの接続には認証(ログイン)を必須とし、個人番号利用事務(システム)以外のアクセスはできない対策を実施している。</p> <p>2 団体内統合宛名システム(中間サーバーコネクタ)では、ユーザIDによる認証(ログイン)と認可(処理権限の付与)機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで、不正利用が行えない対策を実施している。</p> <p>【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】</p> <p>1 情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。</p> <p>2 情報提供機能により情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>3 機微情報については、自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>4 中間サーバーの職員認証・権限管理(認可された運用権限の管理)機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻及び操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>※ 情報提供機能: 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能</p>
---------------------	---

<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
--------------------	---

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<p>【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】</p> <p>1 中間サーバーの職員認証・権限管理(認可された運用権限の管理)機能では、ログイン時の職員認証のほかに、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻及び操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>2 情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われているリスクに対応している。</p> <p>【中間サーバープラットフォームにおける措置】</p> <p>1 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの関係は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。</p> <p>2 中間サーバーと団体については、VPN(※)等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p>3 中間サーバープラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバープラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。</p> <p>4 特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバープラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを最小化する。</p> <p>(※) VPN: インターネットや通信事業者が持つ公衆ネットワーク(回線)を使用して拠点間を接続する場合に、仮想的に、専用ネットワーク(回線)を使用して接続する技術</p>
--

7. 特定個人情報の保管・消去	
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク	
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	—
再発防止策の内容	—
その他の措置の内容	<p>【ワクチン接種記録システムにおける措置】</p> <p><物理的対策> ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための、統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインで求める物理的対策を満たしている。 主に、以下の物理的対策を講じている。 ・ サーバ設置場所等への入退室記録管理、施錠管理 ・ 日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。</p> <p><技術的対策> ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策の統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を所得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインで求める技術的対策を満たしている。 主に、以下の技術的対策を講じている。 ・ 論理的に区分された当該市区町村の領域にデータを保管する。 ・ 当該領域のデータは、暗号化処理する。 ・ 個人番号が含まれている領域は、インターネットからアクセスできないように制御している。 ・ 国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・ 当該システムへの不正アクセスの防止のため、外部からの侵入検知・通信機能を備えている。 ・ LG-WAN端末とワクチン接種記録システムとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。</p> <p>(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) ・ 電子交付アプリには、申請情報を記録しないこととしている。 ・ 電子交付アプリとVRSとの通信は、暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。</p> <p>(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) ・ 証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。 ・ キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。また、通信は、暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。</p>
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	文京区保健衛生部予防対策課 112-8555 東京都文京区春日1-16-21 問合せ先電話番号 03-5803-1834 ※ 利用停止請求は、文京区個人情報の保護に関する条例(平成5年文京区条例第6号)において、「削除請求」及び「利用中止請求」に該当
②請求方法	文京シビックセンター2階行政情報センターで受け付ける。
③法令による特別の手続	—
④個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	文京区保健衛生部予防対策課 112-8555 東京都文京区春日1-16-21 問合せ先電話番号 03-5803-1834
②対応方法	問合せの受付時に受付票を起票し、対応について記録を残す。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	—
②実施日・期間	—
③主な意見の内容	—
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月28日	I-1-1-②事務の内容	【事務の概要】 予防接種法による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	【事務の概要】 予防接種法(昭和23年法律第68号)による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	特定個人情報保護評価の再実施による提出
令和4年3月28日	I-2-①システム4②システムの機能	なし	6 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子申請受付・電子交付の実施	事後	特定個人情報保護評価の再実施による提出
令和4年3月28日	I-4-①法令上の根拠	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項、第19条第6号(委託先への提供)、同条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムへの提供)及び別表第一の10の項	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項、第19条第6号(委託先への提供)、同条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)及び別表第一の10の項	事後	特定個人情報保護評価の再実施による提出
令和4年3月28日	I-5-②法令上の根拠	【情報照会】 1 番号法第19条第8号、別表第二 16の2、17、18、19の項 2 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府、総務省令第7号)(以下「別表第二主務省令」という。)	【情報照会】 1 番号法第19条第8号、別表第二 16の2、17、18、19の項 2 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二主務省令」という。)	事後	特定個人情報保護評価の再実施による提出
令和4年3月28日	II-3-①入手元	その他(ワクチン接種記録システム(VRS))	削除	事後	特定個人情報保護評価の再実施による提出
令和4年3月28日	II-3-②入手法	なし	その他(ワクチン接種記録システム(VRS))(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)	事後	特定個人情報保護評価の再実施による提出
令和4年3月28日	II-3-⑤使用方法	【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務】 ・文京区への転入者について、転出市町村へ接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。	【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務】 ・文京区への転入者について、転出市町村へ接種記録を照会するとともに、接種券発行のために特定個人情報を使用する。	事後	特定個人情報保護評価の再実施による提出

令和4年3月28日	II-3-⑤使用方法一情報の突合	【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務】 文京区からの転出者について、文京区での接種記録を転出先市区町村に提供するため、転出先市区町村から個人番号を入手し、文京区の接種記録と突合する(転出先市区町村にて、本人から個人番号の提供に関して同意が得られた場合のみ当該処理を行う。)	【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務】 文京区からの転出者について、文京区での接種記録を転出先市区町村に提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手し、文京区の接種記録と突合する。	事後	特定個人情報保護評価の再実施による提出
令和4年3月28日	II-4-委託事項2	新型コロナウイルス感染症対策に係る接種記録の管理等業務	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	事後	特定個人情報保護評価の再実施による提出
令和4年3月28日	II-4-委託事項2-①委託内容	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種業務に関するワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種業務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種種証明書電子交付機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	事後	特定個人情報保護評価の再実施による提出
令和4年3月28日	II-6. 特定個人情報の保管・消去(保管場所)	【ワクチン接種記録システムにおける追加措置】 1、2 略	【ワクチン接種記録システムにおける追加措置】 1、2 略 (新型コロナウイルス感染症予防接種種証明書電子交付機能) 電子交付アプリ及び同アプリの利用端末には、申請情報を記録しないこととしている。	事後	特定個人情報保護評価の再実施による提出

<p>令和4年3月28日</p>	<p>Ⅲ-2. 特定個人情報の入手 (リスクに対する措置の内容)</p>	<p>【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 略 2 転出先市町村からの個人番号の入手 文京区からの転出者について、文京区での接種記録を転出先市町村へ提供するため、転出先市町村から個人番号を入手するが、その際は、転出先市町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した上で、ワクチン接種記録システムを通じて入手する。 3 転出先市町村からの接種記録の入手 文京区からの転出者について、文京区での接種記録を転出先市町村へ提供するため、転出先市町村から個人番号を入手するが、その際は、文京区において住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。 3 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手 接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入手する場合は、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認すること、対象者以外の情報の入手を防止する。 	<p>【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 略 2 転出先市町村からの個人番号の入手 文京区からの転出者について、文京区での接種記録を転出先市町村へ提供するため、転出先市町村から個人番号を入手するが、その際は、転出先市町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した上で、ワクチン接種記録システムを通じて入手する。 3 転出元市区町村からの接種記録の入手 文京区への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するが、その際は、文京区において住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。 4 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手 接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入手する場合は、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認すること、対象者以外の情報の入手を防止する。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 交付申請には、個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証を必須とすることで、対象者以外の情報の入手を防止する。 	<p>事後</p>	<p>特定個人情報保護評価の再実施による提出</p>
------------------	--	---	---	-----------	----------------------------

<p>令和4年3月28日</p>	<p>Ⅲ-2. 特定個人情報の入手 (特定個人情報の入手におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置)</p>	<p>なし</p>	<p>(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) ① 個人番号カードや旅券の読み取りにより必要な情報を入力し、申請者の自由入力を選択することで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。 ② 当該機能では、専用アプリからのみ交付申請を可能とする。アプリの改ざん防止措置を講じることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報を送信されることを避ける。 ③ 個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみを送信される。 ④ 券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。 ⑤ 券面事項入力補助APから取得する情報(4情報・マイナンバー)に付されている署名について、VRSIにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。 ⑥ 電子交付アプリとVRSIとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。</p>	<p>事後</p>	<p>特定個人情報保護評価の再実施による提出</p>
<p>令和4年3月28日</p>	<p>Ⅲ-3. 特定個人情報の使用 (特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置)</p>	<p>【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置】 1 略 2 特定個人情報を使用する場面を、必要最小限に限定している。具体的には、以下の3つの場面に限定している。 ① 文京区への転入者については、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、転入者本人から個人番号の提供の同意が得られた場合にのみ入手し、使用する。 ②③ 略 3 略</p>	<p>【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置】 1 略 2 特定個人情報を使用する場面を、必要最小限に限定している。具体的には、以下の3つの場面に限定している。 ① 文京区への転入者については、転出元市区町村へ接種記録を照会する場合にのみ入手し、使用する。 ②③ 略 3 略</p>	<p>事後</p>	<p>特定個人情報保護評価の再実施による提出</p>

令和4年3月28日	Ⅲ-4. 特定個人情報ファイ ルの取扱いの委託(その他の 措置の内容)	【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接 種事務における追加措置】 文京区、国、当該システムの運用保守事業 者の三社の関係者に対し「ワクチン接種記録 システム」に同意することにより、当該確認事項(規 約)に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)(新型 型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交 付機能を含む。)に係る特定個人情報取扱 いを当該システムの運用保守事業者に委託す ることとする。 なお、次の内容については、当該確認事項に 規定されている。 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明 書電子交付機能において、申請者本人から特 定個人情報の提供を受ける際の入手に係る保 護措置	【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接 種事務における追加措置】 文京区、国、当該システムの運用保守事業 者の三社の関係者に対し「ワクチン接種記録 システム」に同意することにより、当該確認事項(規 約)に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)(新型 型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交 付機能を含む。)に係る特定個人情報取扱 いを当該システムの運用保守事業者に委託す ることとする。 なお、次の内容については、当該確認事項に 規定されている。 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明 書電子交付機能において、申請者本人から特 定個人情報の提供を受ける際の入手に係る保 護措置	事後	特定個人情報保護評価の再 実施による提出
令和4年3月28日	Ⅲ-7. 特定個人情報の保 管・消去(その他の措置の内 容)	なし	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書 電子交付機能) ・電子交付アプリには、申請情報を記録しな いこととしている。 ・電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を 行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止 の対応をしている。	事後	特定個人情報保護評価の再 実施による提出
令和4年3月28日	Ⅲ-9. 従業者に対する教 育・啓発(具体的な方法)	内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室	デジタル庁(内閣官房情報通信技術(IT)総合 戦略室)	事後	特定個人情報保護評価の再 実施による提出
令和4年3月28日	Ⅲ-10. その他のリスク対策	内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室	デジタル庁(内閣官房情報通信技術(IT)総合 戦略室)	事後	特定個人情報保護評価の再 実施による提出
令和4年5月18日	Ⅱ-3. 特定個人情報の入 手・使用-⑤使用方法-情報 の突合	【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接 種事務】 文京区からの転出者について、文京区での 接種記録を転出先市区町村に提供するため に、転出先市区町村から個人番号入手し、 文京区の接種記録と突合する。	【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接 種事務】 文京区からの転出者について、文京区での 接種記録を転出先市区町村に提供するため に、他市区町村から個人番号入手し、文京 区の接種記録と突合する。	事後	特定個人情報保護評価の見 直しによる提出

令和4年5月18日	Ⅱー(別添1)特定個人情報 ファイル記録項目	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防 接種に関する記録項目> 接種回(1回目/2回目)	接種回(1回目/2回目/3回目)	事後	特定個人情報保護評価の見 直しによる提出
令和4年5月18日	Ⅲー2. 特定個人情報の入手 (リスクに対する措置の内容)	2 転出先市町村からの個人番号の入手 文京区からの転出者について、文京区での 接種記録を転出先市町村へ提供するため、転 出先市町村から個人番号を入手するが、その際 等は、転出先市町村において、住民基本台帳 等により照会対象者の個人番号であることを通 確認した上で、ワクチン接種記録システムを通 じて入手する。	2 他市町村からの個人番号の入手 文京区からの転出者について、文京区での 接種記録を転出先市町村へ提供するため、他 市町村から個人番号を入手するが、その際 は、他市町村において、住民基本台帳等により 照会対象者の個人番号であることを確認した 上で、ワクチン接種記録システムを通じて入手 する。	事後	特定個人情報保護評価の見 直しによる提出
令和4年5月18日	Vー1. 基礎項目評価	令和3年6月25日	令和4年5月18日	事後	特定個人情報保護評価の見 直しによる提出
令和4年5月18日	Vー3. 第三者点検【任意】ー ①実施日	なし	令和4年2月22日	事後	特定個人情報保護評価の見 直しによる提出
令和4年5月18日	Vー3. 第三者点検【任意】ー ②方法	なし	文京区情報公開制度及び個人情報保護制度 運営審議会にて第三者点検を実施した。	事後	特定個人情報保護評価の見 直しによる提出
令和4年5月18日	Vー3. 第三者点検【任意】ー ③結果	なし	個人情報保護委員会が定める特定個人情報 保護評価指針に基づき、評価が適切に行われ ているものと認められた。	事後	特定個人情報保護評価の見 直しによる提出
	Iー2ーシステム4②システ ムの機能	1 ワクチン接種記録システムへの接種対象 者・接種券発行登録 2 接種記録の管理 3 転出/死亡時等のフラグ設定 4 他市区町村への接種記録の照会・提供 5 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書 の交付に係る接種記録の照会 6 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書 の電子申請受付・電子交付の実施 7 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書 のコンビニ交付の実施	1 ワクチン接種記録システムへの接種対象 者・接種券発行登録 2 接種記録の管理 3 転出/死亡時等のフラグ設定 4 他市区町村への接種記録の照会・提供 5 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書 の交付に係る接種記録の照会 6 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書 の電子申請受付・電子交付の実施 7 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書 のコンビニ交付の実施	事後	特定個人情報保護評価の再 実施による提出

	II-3-③使用目的	予防接種法第5条及び第6条に規定する対象者の資格の取得・喪失の管理及び対象者の接種履歴の管理並びに転入出者に接種履歴の突合を行うため	予防接種対象者の資格の取得・喪失の管理及び対象者の接種履歴の管理並びに転入出者に接種履歴の突合を行うため	事後	特定個人情報保護評価の再実施による提出
	II-3-⑤使用方法	予防接種法第5条及び第6条の規定により対象者の転入出や死亡などの異動の確認を行い、予防接種の実施、請求、審査、登録、管理等の記録を正確に行う。	予防接種対象者の転入出や死亡などの異動の確認を行い、予防接種の実施、請求、審査、支払、登録、管理等の記録を正確に行う。	事後	特定個人情報保護評価の再実施による提出
	II-3-②入手方法	その他(ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。))	その他(ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)、コンピュータ等、オースク端末及び証明書交付センターシステム)	事後	特定個人情報保護評価の再実施による提出
	II-4-委託事項2	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種業務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種業務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理	事後	特定個人情報保護評価の再実施による提出
	II-4-委託事項2-①委託内容	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種業務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種業務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理	事後	特定個人情報保護評価の再実施による提出

	<p>II-6. 特定個人情報の保管・消去(保管場所)</p>	<p>【ワクチン接種記録システムにおける追加措置】 1 略 2 クラウドサービスを利用している。なお、以下のとその他のセキュリティ対策を講じている。 ①から⑤まで 略 (新型コロナウイルス感染症予防接種種証明書電子交付機能) 電子交付アプリ及び同アプリの利用端末には、申請情報を記録しないこととしている。(新型コロナウイルス感染症予防接種種証明書コンビニ交付) 証明書交付センターシステム及びびキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。</p>	<p>【ワクチン接種記録システムにおける追加措置】 1 略 2 クラウドサービスを利用している。なお、以下のとその他のセキュリティ対策を講じている。 ①から⑤まで 略 (新型コロナウイルス感染症予防接種種証明書電子交付機能) 電子交付アプリ及び同アプリの利用端末には、申請情報を記録しないこととしている。(新型コロナウイルス感染症予防接種種証明書コンビニ交付) 証明書交付センターシステム及びびキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。</p>	事後	特定個人情報保護評価の再実施による提出
	<p>II-1(別添1)特定個人情報ファイル記録項目</p>	<p>＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録項目＞ 接種回(1回目/2回目/3回目)</p>	<p>＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録項目＞ 接種回(1回目/2回目/3回目/4回目)</p>	事後	特定個人情報保護評価の再実施による提出
	<p>III-2. 特定個人情報の入手(リスクに対する措置の内容)</p>	<p>【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置内容】 1から4まで 略 (新型コロナウイルス感染症予防接種種証明書電子交付機能)</p>	<p>【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置内容】 1から4まで 略 (新型コロナウイルス感染症予防接種種証明書電子交付機能、コンビニ交付)</p>	事後	特定個人情報保護評価の再実施による提出

	<p>Ⅲ-2. 特定個人情報の入手 (特定個人情報の入手におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置)</p>	<p>なし</p>	<p>(新型コロナウイルス感染症予防接種種証明書コンビニ交付) ① 個人番号カードの読み取りにより必要な情報を入力し、申請者の自由入力 evitar することで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。 ② 証明書交付センターにおいてキオスク端末の操作画面を制御し、コンビニ交付に対応する市町村に対してのみキオスク端末から交付申請を可能とすることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。 ③ 個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。 ④ 券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。 ⑤ 券面事項入力補助APから取得する情報(4情報・マイナンバー)に付されている署名について、証明書交付センターシステムにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。 ⑥ キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。さらに、キオスク端末の画面表示や音声案内により、マイナンバーカード及び証明書の取り忘れ防止対策を実施する。</p>	<p>事後</p>	<p>特定個人情報保護評価の再実施による提出</p>
--	---	-----------	---	-----------	----------------------------

	<p>Ⅲ-4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託(その他の措置の内容)</p>	<p>【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置】 文京区、国、当該システムの運用保守事業者の三社の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用に当たっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。</p>	<p>【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置】 文京区、国、当該システムの運用保守事業者の三社の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用に当たっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。</p>	<p>事後</p>	<p>特定個人情報保護評価の再実施による提出</p>
	<p>Ⅲ-7. 特定個人情報の保管・消去(その他の措置の内容)</p>	<p>なし</p>	<p>(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) ・証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。 ・キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。</p>	<p>事後</p>	<p>特定個人情報保護評価の再実施による提出</p>

○特定個人情報保護委員会規則第一号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二十七条第一項及び第二項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、特定個人情報保護評価に関する規則を次のように定める。

平成二十六年四月十八日

特定個人情報保護委員会委員長 堀部 政男

特定個人情報保護評価に関する規則

（特定個人情報保護評価の実施）

第一条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「法」という。）

第二十七条第一項に規定する特定個人情報保護評価（以下単に「特定個人情報保護評価」という。）は、法第二十八条の規定、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成二十六年政令第百五十五号）第三十条の規定及びこの規則の規定並びに法第二十七条第一項の規定に基づき個人情報保護委員会が定める指針（以下単に「指針」という。）に基づいて実施するものとする。

一頁

（定義）

第二条 この規則において使用する用語は、法において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 基礎項目評価書 法第二条第十四項に規定する行政機関の長等（以下単に「行政機関の長等」という。）が、指針で定めるところにより、法第二十八条第一項第一号から第四号までに掲げる事項及び特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報を保護するための主な措置の実施状況を評価した結果を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をいう。
- 二 重点項目評価書 行政機関の長等が、指針で定めるところにより、法第二十八条第一項第一号から第六号までに掲げる事項及び特定個人情報ファイルの取扱いにより個人の権利利益を害する可能性のある要因の概要を評価した結果を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をいう。
- 三 地方公共団体等 行政機関の長等のうち、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人をいう。

（特定個人情報保護評価の計画等を記載した書面等の提出）

第三条 行政機関の長等は、法及びこの規則の規定に基づき、基礎項目評価書、重点項目評価書又は法第二

二頁

十八条第一項に規定する評価書を個人情報保護委員会に提出するときは、当該行政機関の長等が実施する特定個人情報保護評価の計画その他指針で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を併せて提出するものとする。

(法第二十八条第一項の特定個人情報ファイル)

第四条 法第二十八条第一項の個人情報保護委員会規則で定める特定個人情報ファイルは、次に掲げるものとする。

一 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号。次号において「行政機関個人情報保護法」という。）第十条第二項第三号若しくは行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十八号）第九条に規定する個人情報ファイルであつて行政機関が保有するもの、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号。次号において「独立行政法人等個人情報保護法」という。）第十一条第二項第一号若しくは独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十九号）第七条第一号若しくは第二号に規定する個人情報ファイルであつて独立行政法人等が保有するもの又は行政機関の

三頁

長等（行政機関の長及び独立行政法人等を除く。）の役員若しくは職員若しくはこれらの職にあつた者若しくはこれらの者の被扶養者若しくは遺族に係る個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号。次号において「個人情報保護法」という。）第二条第四項に規定する個人情報データベース等であつて、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項若しくはこれらに準ずる事項を記録するものうち、行政機関及び独立行政法人等以外の者が保有するものに該当する特定個人情報ファイル

二 行政機関個人情報保護法第二条第六項第二号に規定する個人情報ファイルであつて行政機関が保有するもの、独立行政法人等個人情報保護法第二条第六項第二号に規定する個人情報ファイルであつて独立行政法人等が保有するもの又は個人情報保護法第二条第四項第二号に規定する個人情報データベース等であつて行政機関及び独立行政法人等以外の者が保有するものに該当する特定個人情報ファイル

三 行政機関の長等が特定個人情報ファイル（第一号、前号又は次号から第七号までのいずれかに該当するものを除く。以下本号において同じ。）を取り扱う事務において保有する全ての特定個人情報ファイルに記録される本人の数の総数が千人未満である場合における、当該特定個人情報ファイル

四 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第十一条第一項の規定により設立された健康保険組合の保有

四頁

する被保険者若しくは被保険者であった者又はその被扶養者の医療保険に関する事項を記録する特定個人情報ファイル

五 国家公務員共済組合、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合、全国市町村職員共済組合連合会、地方公務員共済組合連合会、厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）附則第三十二条第二項に規定する存続組合、同法附則第四十八条第一項の規定により指定された指定基金、地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十六号）附則第二十三条第一項第三号に規定する存続共済会又は地方公務員災害補償基金の保有する組合員若しくは組合員であった者又はその被扶養者の共済に関する事項を記録する特定個人情報ファイル

六 法第十九条第七号に規定する情報照会者（行政機関の長、地方公共団体の機関、独立行政法人等及び地方独立行政法人を除く。）の保有する特定個人情報ファイルであつて、法別表第二の第二欄に掲げる事務において保有するもの以外のもの及び法第十九条第七号に規定する情報提供者（行政機関の長、地方公共団体の機関、独立行政法人等及び地方独立行政法人を除く。）の保有する特定個人情報ファイルであつて、当該情報提供者が個人番号を用いる事務において保有するもの（法別表第二の第四欄に掲げ

五頁

る特定個人情報を記録するものに限る。）以外のもの並びに法第十九条第八号に規定する条例事務関係情報提供者の保有する特定個人情報ファイルであつて、当該条例事務関係情報提供者が個人番号を用いる事務において保有するもの（法別表第二の第四欄に掲げる特定個人情報であつて当該事務の内容に応じて個人情報保護委員会規則で定めるもの（条例事務関係情報提供者の保有する特定個人情報ファイルに記録されたものに限る。）をいう。）以外のもの

七 会計検査院が検査上の必要により保有する特定個人情報ファイル

八 行政機関の長等が、次条第二項の規定による基礎項目評価書の公表を行つた場合であつて、当該基礎項目評価書に係る特定個人情報ファイルを取り扱う事務が次のいずれかに該当するときにおける、当該基礎項目評価書に係る特定個人情報ファイル

イ 行政機関の長等が特定個人情報ファイル（第一号から前号までのいずれかに該当するものを除く。

以下本号、次条及び第六条において同じ。）を取り扱う事務において保有する全ての特定個人情報ファイルに記録される本人の数の総数が千人以上一万人未満であるとき。

ロ 行政機関の長等が特定個人情報ファイルを取り扱う事務において保有する全ての特定個人情報フ

六頁

イルに記録される本人の数の総数が一万人以上十万人未満である場合であつて、当該事務に従事する者の数が五百人未満であるとき（当該行政機関の長等において過去一年以内に特定個人情報の漏えいその他の事故（重大なものとして指針で定めるものに限る。以下「特定個人情報に関する重大事故」という。）が発生したとき又は当該行政機関の長等が過去一年以内に当該行政機関の長等における特定個人情報に関する重大事故の発生を知ったときを除く。）。

九 行政機関の長等が、第六条第三項の規定による重点項目評価書の公表及び当該重点項目評価書に係る特定個人情報ファイルを取り扱う事務について次条第二項の規定による基礎項目評価書の公表を行った場合における、当該重点項目評価書及び基礎項目評価書に係る特定個人情報ファイル

十 地方公共団体等が、第七条第六項の規定による評価書の公表及び当該評価書に係る特定個人情報ファイルを取り扱う事務について次条第二項の規定による基礎項目評価書の公表を行った場合における、当該評価書及び基礎項目評価書に係る特定個人情報ファイル

（基礎項目評価）

第五条 行政機関の長等は、特定個人情報ファイルを保有しようとするときは、当該特定個人情報ファイル

七頁

を保有する前に、基礎項目評価書を個人情報保護委員会に提出するものとする。当該特定個人情報ファイルについて、次条第一項、第七条第一項及び法第二十八条第一項の規定により重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

2 行政機関の長等は、前項の規定により基礎項目評価書を提出したときは、速やかに当該基礎項目評価書を公表するものとする。この場合においては、第十条第一項の規定を準用する。

（重点項目評価）

第六条 行政機関の長等は、特定個人情報ファイルを保有しようとする場合であつて、当該特定個人情報ファイルを取り扱う事務が次の各号のいずれかに該当するときは、当該特定個人情報ファイルを保有する前に、重点項目評価書を個人情報保護委員会に提出するものとする。当該特定個人情報ファイルについて、第十一条に規定する重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

一 行政機関の長等が特定個人情報ファイルを取り扱う事務において保有する全ての特定個人情報ファイルに記録される本人の数の総数が一万人以上十万人未満である場合であつて、当該事務に従事する者の数が五百人以上であるとき又は当該行政機関の長等において過去一年以内に特定個人情報に関する重大

八頁

事故が発生したとき若しくは当該行政機関の長等が過去一年以内に当該行政機関の長等における特定個人情報に関する重大事故の発生を知ったとき。

一 行政機関の長等が特定個人情報ファイルを取り扱う事務において保有する全ての特定個人情報ファイルに記録される本人の数の総数が十万人以上三十万人未満である場合であつて、当該事務に従事する者の数が五百人未満であるとき（当該行政機関の長等において過去一年以内に特定個人情報に関する重大事故が発生したとき又は当該行政機関の長等が過去一年以内に当該行政機関の長等における特定個人情報に関する重大事故の発生を知ったときを除く。）。

2 第十四条第三項の規定により準用する同条第二項の規定による公表をした基礎項目評価書に係る特定個人情報ファイルが、前項第一号又は第二号に該当するとき（当該特定個人情報ファイルが、第十四条第三項の規定により準用する同条第一項の規定による修正前においては、第四条第八号イ又はロに該当していた場合に限る。）は、行政機関の長等は、重点項目評価書を個人情報保護委員会に提出するものとする。

3 行政機関の長等は、前二項の規定により重点項目評価書を提出したときは、速やかに当該重点項目評価書を公表するものとする。この場合においては、第十条第一項及び第二項の規定を準用する。

九頁

（地方公共団体等による評価）

第七条 地方公共団体等は、特定個人情報ファイル（第四条第一号から第九号までのいずれかに該当するものを除く。）を保有しようとするときは、当該特定個人情報ファイルを保有する前に、法第二十八条第一項に規定する評価書を公示し、広く住民その他の者の意見を求めるものとする。当該特定個人情報ファイルについて、第十一条に規定する重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

2 第十四条第三項の規定により準用する同条第二項の規定により地方公共団体等が公表した基礎項目評価書に係る特定個人情報ファイルが、第四条第八号イ若しくはロ又は前条第一項第一号若しくは第二号のいずれにも該当しないとき（当該特定個人情報ファイルが、第十四条第三項の規定により準用する同条第一項の規定による修正前においては、第四条第八号イ若しくはロ又は前条第一項第一号若しくは第二号に該当していた場合に限る。）は、地方公共団体等は、法第二十八条第一項に規定する評価書を公示し、広く住民その他の者の意見を求めるものとする。

3 前二項の規定による評価書の公示については、第十条第一項及び第二項の規定を準用する。

4 第一項前段及び第二項の場合において、地方公共団体等は、これらの規定により得られた意見を十分考

一〇頁

慮した上で当該評価書に必要な見直しを行った後に、当該評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いについて、個人情報の保護に関する学識経験のある者を含む者で構成される合議制の機関、当該地方公共団体等の職員以外の者で個人情報の保護に関する学識経験のある者その他指針に照らして適当と認められる者の意見を聴くものとする。当該特定個人情報ファイルについて、第十一条に規定する重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

5 地方公共団体等は、前項の規定により意見を聴いた後に、当該評価書を個人情報保護委員会に提出するものとする。

6 地方公共団体等は、前項の規定により法第二十八条第一項に規定する評価書を提出したときは、速やかに当該評価書を公表するものとする。この場合においては、第十条第一項及び第二項の規定を準用する。

(行政機関等による評価)

第八条 第十四条第三項の規定により準用する同条第二項の規定により行政機関の長等（地方公共団体等を除く。以下この条において同じ。）が公表した基礎項目評価書に係る特定個人情報ファイル（当該特定個人情報ファイルが、第十四条第三項の規定により準用する同条第一項の規定による修正前においては、第

一一頁

四 条第八号イ若しくはロ又は第六条第一項第一号若しくは第二号に該当していた場合に限る。）が、第四条第八号イ若しくはロ又は第六条第一項第一号若しくは第二号のいずれにも該当しないときは、行政機関の長等は、法第二十八条第一項前段、第二項前段及び第三項に規定する手続を経て、同条第四項に規定する公表を行うものとする。この場合においては、第十条第一項及び第二項の規定を準用する。

(公示の時期)

第九条 行政機関の長等は、法第二十八条第一項の規定による評価書の公示を行うに当たっては、指針で定めるところにより、当該評価書に係る特定個人情報ファイルが電子情報処理組織により取り扱われるものであるときは、当該特定個人情報ファイルを取り扱うために使用する電子情報処理組織を構築する前に、当該評価書に係る特定個人情報ファイルが電子情報処理組織により取り扱われるものでないときは、当該特定個人情報ファイルを取り扱う事務を実施する体制その他当該事務の実施に当たり必要な事項の検討と併せて行うものとする。第五条第一項の規定による基礎項目評価書の提出、第六条第一項の規定による重点項目評価書の提出及び第七条第一項の規定による評価書の公示を行う場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない事由により緊急に特定個人情報ファイルを保有する

一二頁

又は特定個人情報ファイルに重要な変更を加える必要がある場合は、行政機関の長等は、当該特定個人情報ファイルを保有した後又は当該特定個人情報ファイルに重要な変更を加えた後速やかに法第二十八条第一項の規定による評価書の公示を行うものとする。第五条第一項の規定による基礎項目評価書の提出、第六条第一項の規定による重点項目評価書の提出及び第七条第一項の規定による評価書の公示を行う場合も、同様とする。

(公示の特例)

第十条 行政機関の長等は、法第二十八条第一項に規定する公示を行うに当たり、当該公示に係る評価書が犯罪の捜査、租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査又は公訴の提起若しくは維持のために保有する特定個人情報ファイルを取り扱う事務に係るものであるときは、その全部又は一部を公示しないことができる。

2 前項の場合を除くほか、行政機関の長等は、法第二十八条第一項に規定する評価書に記載した事項を公示することにより、特定個人情報の適切な管理に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、評価書に記載する事項の一部を公示しないことができる。

一三頁

(重要な変更)

第十一条 法第二十八条第一項及び第二項の個人情報保護委員会規則で定める重要な変更は、本人として特定個人情報ファイルに記録される個人の範囲の変更その他特定個人情報の漏えいその他の事態の発生危険性及び影響が大きい変更として指針で定めるものとする。

(記載事項)

第十二条 法第二十八条第一項第七号の個人情報保護委員会規則で定める事項は、特定個人情報ファイルの取扱いにより個人の権利利益を害する可能性のある要因とする。

(評価書の公表)

第十三条 法第二十八条第四項の規定による評価書の公表については、第十条第一項及び第二項の規定を準用する。

(評価書の修正)

第十四条 行政機関の長等は、少なくとも一年ごとに、法第二十八条第四項の規定による公表をした評価書(第八条の規定による公表をした場合は、同条の規定による公表をした評価書)に記載した事項の見直し

一四頁

を行うよう努めるものとし、行政機関の長等が重大事故を発生させた場合その他当該評価書に記載した事項に変更があった場合（法第二十八条第一項に規定する重要な変更該当する場合を除く。）は、速やかに当該評価書を修正し、個人情報保護委員会に提出するものとする。

2 行政機関の長等は、前項の規定による提出をしたときは、速やかに当該評価書を公表するものとする。

この場合においては、第十条第一項及び第二項の規定を準用する。

3 前二項の規定は、第五条第二項の規定による公表をした基礎項目評価書、第六条第三項の規定による公表をした重点項目評価書及び第七条第六項の規定による公表をした評価書に準用する。

（一定期間経過後の特定個人情報保護評価）

第十五条 行政機関の長等は、指針で定めるところにより、第五条第二項の規定による公表をした日、第六条第三項の規定による公表をした日、第七条第六項の規定による公表をした日又は法第二十八条第四項の規定による公表をした日（第八条の規定による公表をした場合は、同条の規定による公表をした日）から一定期間を経過することにより、それぞれの規定による公表をした基礎項目評価書、重点項目評価書又は法第二十八条第一項に規定する評価書に係る特定個人情報ファイルを取り扱う事務について、再び特定個人情

一五頁

報保護評価を実施するよう努めるものとする。

（事務の実施をやめた旨の通知）

第十六条 行政機関の長等は、第五条第二項の規定による公表をした基礎項目評価書、第六条第三項の規定による公表をした重点項目評価書、第七条第六項の規定による公表をした評価書及び法第二十八条第四項の規定による公表をした評価書（第八条の規定による公表をした場合は、同条の規定による公表をした評価書）に係る特定個人情報ファイルを取り扱う事務の実施をやめたときは、遅滞なく、個人情報保護委員会に対しその旨を通知するものとする。

附 則

この規則は、法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附 則（平成二十七年十二月二十二日特定個人情報保護委員会規則第四号）

この規則は、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十八年一月一日）から施行する。

一六頁

附 則（平成二十九年四月二十七日個人情報保護委員会規則第三号）

この規則は、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十九年五月三十日）から施行する。

附 則（平成三十年五月二十一日個人情報保護委員会規則第二号）

（施行期日）

第一条 この規則は、平成三十一年一月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この規則の施行の際現に改正前の特定個人情報保護評価に関する規則（以下「旧規則」という。）第五条第二項又は旧規則第十四条第三項の規定により準用する同条第二項の規定により公表されている旧規則第二条第一号に規定する基礎項目評価書については、この規則による改正に伴う変更について、この規則の施行の日から起算して六月を経過する日までの間は、旧規則第十四条第三項の規定により準用する同条第一項及び第二項の規定にかかわらず、修正、提出及び公表することを要しない。

特定個人情報保護評価指針

令和 4 年 4 月 1 日

個人情報保護委員会

目次

第1	特定個人情報保護評価の意義	1
1	特定個人情報保護評価の基本理念	1
2	特定個人情報保護評価の目的	1
	(1) 事前対応による個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止	1
	(2) 国民・住民の信頼の確保	2
3	特定個人情報保護評価の内容	2
4	特定個人情報保護評価の実施体制	3
第2	定義	3
第3	特定個人情報保護評価の実施主体	4
1	特定個人情報保護評価の実施が義務付けられる者	4
2	実施が義務付けられる者が複数いる場合等の特定個人情報保護評価	4
第4	特定個人情報保護評価の対象	5
1	基本的な考え方	5
2	特定個人情報保護評価の単位	5
3	特定個人情報ファイル	5
4	特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない事務	5
	(1) 実施が義務付けられない事務	5
	(2) 特定個人情報保護評価以外の番号法の規定の適用	6
第5	特定個人情報保護評価の実施手続	6
1	特定個人情報保護評価計画管理書	6
	(1) 特定個人情報保護評価計画管理書の作成	6
	(2) 特定個人情報保護評価計画管理書の提出	7
2	しきい値判断	7
3	特定個人情報保護評価書	8
	(1) 基礎項目評価書	8
	(2) 重点項目評価書	8
	(3) 全項目評価書	9
	(4) 特定個人情報保護評価書の公表	10
4	特定個人情報保護評価書の見直し	10
5	特定個人情報保護評価を実施した事務の実施をやめたとき等の通知	10

第6	特定個人情報保護評価の実施時期	11
1	新規保有時	11
	(1) システム用ファイルを保有しようとする場合の実施時期	11
	(2) その他の電子ファイルを保有しようとする場合の実施時期	11
2	新規保有時以外	11
	(1) 基本的な考え方	11
	(2) 重要な変更	11
	(3) しきい値判断の結果の変更	12
	(4) 一定期間経過	12
第7	特定個人情報保護評価書の修正	13
1	基礎項目評価書	13
2	重点項目評価書・全項目評価書	13
第8	個人情報保護法及び番号法に基づく事前通知	13
第9	特定個人情報保護評価の評価項目	14
1	基本的な考え方	14
2	評価項目	14
	(1) 基礎項目評価書	14
	(2) 重点項目評価書	15
	(3) 全項目評価書	16
第10	委員会の関与	17
1	特定個人情報保護評価書の承認	17
	(1) 承認対象	17
	(2) 審査の観点	17
2	承認の対象としない特定個人情報保護評価書の確認	18
第11	特定個人情報保護評価書に記載した措置の実施	18
第12	特定個人情報保護評価に係る違反に対する措置	18
1	特定個人情報保護評価の未実施に対する措置	18
2	特定個人情報保護評価書の記載に反する特定個人情報ファイルの取扱いに対する措置	19
	別表	20

- 様式1 特定個人情報保護評価計画管理書
- 様式2 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)
- 様式3 特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)
- 様式4 特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

この指針は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。）第 27 条第 1 項の規定に基づく指針であって、行政機関の長等が、番号法第 28 条の規定に基づき特定個人情報の漏えいその他の事態の発生の危険性及び影響に関する評価（以下「特定個人情報保護評価」という。）を自ら実施し、これらの事態の発生を抑止することその他特定個人情報を適切に管理するために講ずべき措置を定めるものである。

第 1 特定個人情報保護評価の意義

1 特定個人情報保護評価の基本理念

番号法によって導入される社会保障・税番号制度（以下「番号制度」という。）は、社会保障制度、税制、災害対策その他の分野における行政運営の効率化を図り、国民にとって利便性の高い、公平・公正な社会を実現するための社会基盤として導入されるものである。一方で、番号制度の導入に伴い、個人のプライバシー等の権利利益の保護の観点からは、国家による個人情報の一元管理、特定個人情報の不正追跡・突合、財産その他の被害等への懸念が示されてきた。個人情報の適正な取扱いという観点からは、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）等の個人情報保護法令が整備されているが、これに加え、番号制度においては、このような懸念に対して、個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）による監視・監督その他の制度上の保護措置を定めるとともに、特定個人情報の提供には原則として情報提供ネットワークシステムを使用するなどシステム上の安全措置を講ずることとしている。

特定個人情報保護評価は、このような番号制度の枠組みの下での制度上の保護措置の 1 つであり、特定個人情報ファイルの適正な取扱いを確保することにより特定個人情報の漏えいその他の事態の発生を未然に防ぎ、個人のプライバシー等の権利利益を保護することを基本理念とするものである。特定個人情報保護評価の実施により、評価実施機関が個人情報保護法令の趣旨を踏まえ、より主体的な措置を講ずることで、個人のプライバシー等の権利利益の保護につながることが期待される。

2 特定個人情報保護評価の目的

特定個人情報保護評価は、次に掲げることを目的として実施するものである。

- (1) 事前対応による個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止情報の漏えい、滅失、毀損や不正利用等により個人のプライバシー等の権利利益が一度侵害されると、拡散した情報を全て消去・修正すること

が困難であるなど、その回復は容易でない。したがって、個人のプライバシー等の権利利益の保護のためには、事後的な対応ではなく、事前に特定個人情報ファイルの取扱いに伴う特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、このようなリスクを軽減するための措置を講ずることが必要である。特定個人情報保護評価は、このような事前対応の要請に応える手段であり、これにより個人のプライバシー等の権利利益の侵害を未然に防止することを目的とするものである。

事前対応を行うことで、事後の大規模なシステムの仕様変更を防ぎ、不必要な支出を防ぐことも期待される。

(2) 国民・住民の信頼の確保

番号制度の導入に対して示されてきた個人のプライバシー等の権利利益が侵害されることへの懸念を払拭する観点からは、特定個人情報ファイルを取り扱う者が、入手する特定個人情報の種類、使用目的・方法、安全管理措置等について国民・住民に分かりやすい説明を行い、その透明性を高めることが求められる。特定個人情報保護評価は、評価実施機関が、特定個人情報ファイルの取扱いにおいて個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを自ら宣言し、どのような措置を講じているかを具体的に説明することにより、国民・住民の信頼を確保することを目的とするものである。

3 特定個人情報保護評価の内容

特定個人情報保護評価は、評価実施機関が、特定個人情報ファイルを取り扱う事務における当該特定個人情報ファイルの取扱いについて自ら評価するものである。評価実施機関は、特定個人情報ファイルを保有しようとする又は保有する場合は、当該特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に与え得る影響を予測した上で特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じていることを確認の上、基礎項目評価書、重点項目評価書又は全項目評価書（以下「特定個人情報保護評価書」と総称する。）において自ら宣言するものである。

特定個人情報保護評価は、諸外国で採用されているプライバシー影響評価 (Privacy Impact Assessment:PIA) に相当するものであり、個人のプライバシー等の権利利益の保護のために必要最小限の措置を講じているか否かについてのチェックにとどまらず、評価実施機関が自らの取組について積極的、体系的に検討し、評価することが期待される。

また、評価実施機関には、個人情報又はプライバシーの保護に関する技

術の進歩、社会情勢の変化等に対応し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するための取組を継続的に実施することが期待される。

4 特定個人情報保護評価の実施体制

評価実施機関は、特定個人情報保護評価を適切に実施するための体制整備を行うことが望ましい。例えば、①複数の特定個人情報保護評価書を作成する評価実施機関において、部署横断的な特定個人情報保護評価書の内容の確認等を行う総括的な部署を設置すること、②個人情報の取扱いに関して、部署横断的・専門的な立場から各部署・従業員の指導等を行う個人情報の取扱いに関する責任者を設置すること等が考えられる。

第2 定義

この指針において使用する用語は、番号法及び特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号。以下「規則」という。）において使用する用語の例によるほか、次の定義に従うものとする。

- 1 評価実施機関 番号法第28条及び規則の規定に基づき特定個人情報保護評価を実施する番号法第2条第14項に規定する行政機関の長等（行政機関の長、地方公共団体の機関、独立行政法人等、地方独立行政法人及び地方公共団体情報システム機構並びに番号法第19条第8号に規定する情報照会者及び情報提供者並びに同条第9号に規定する条例事務関係情報照会者及び条例事務関係情報提供者）をいう。
- 2 行政機関等 評価実施機関のうち、行政機関の長、独立行政法人等、地方公共団体情報システム機構並びに番号法第19条第8号に規定する情報照会者及び情報提供者（規則第2条第3号に規定する地方公共団体等（以下単に「地方公共団体等」という。）を除く。）をいう。
- 3 特定個人情報保護評価計画管理書 規則第3条に規定する、評価実施機関が保有する特定個人情報ファイルについての特定個人情報保護評価の計画、実施状況等を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をいう。
- 4 全項目評価書 番号法第28条第1項各号に掲げる事項を評価した結果を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録（行政機関等においては番号法第28条第4項及び規則第8条の規定、地方公共団体等においては規則第7条第6項の規定に基づく公表の対象となるもの）をいう。
- 5 情報連携 行政機関の長等間の情報提供ネットワークシステムを使用する特定個人情報の提供の求め又は提供をいう。

- 6 重大事故 評価実施機関が法令に基づく安全管理措置義務を負う個人情報情報を漏えい、滅失又は毀損した場合であって、故意による又は当該個人情報情報の本人（個人情報によって識別される特定の個人であって、当該評価実施機関の従業者を除く。）の数が101人以上のもの（配送事故等のうち当該評価実施機関の責めに帰さない事由によるものを除く。）をいう。
- 7 特定個人情報情報の入手 特定個人情報ファイルに記録されることとなる特定個人情報情報を、特定個人情報保護評価の対象となる事務において用いるために取得することをいう。
- 8 特定個人情報情報の使用 特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報情報を特定個人情報保護評価の対象となる事務において用いることをいう。
- 9 特定個人情報情報の移転 評価実施機関内において、特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報情報を特定個人情報保護評価の対象となる事務以外の事務を処理する者の使用に供することをいう。
- 10 システム用ファイル 電子計算機で取り扱われる特定個人情報ファイルであって、要件定義、基本設計、詳細設計、プログラミング及びテストの段階を経て運用に供される電子情報処理組織で保有される特定個人情報ファイルをいう。
- 11 その他の電子ファイル 電子計算機で取り扱われる特定個人情報ファイルであって、システム用ファイル以外のものをいう。

第3 特定個人情報保護評価の実施主体

- 1 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられる者
次に掲げる者のうち、特定個人情報ファイルを保有しようとする者又は保有する者は、この指針に基づき、特定個人情報保護評価の実施が義務付けられる。
 - (1) 行政機関の長
 - (2) 地方公共団体の長その他の機関
 - (3) 独立行政法人等
 - (4) 地方独立行政法人
 - (5) 地方公共団体情報システム機構
 - (6) 情報連携を行う事業者（番号法第19条第8号に規定する情報照会者及び情報提供者のうち、上記(1)から(5)までに掲げる者以外のものをいう。下記第4の4(1)カにおいて同じ。）
- 2 実施が義務付けられる者が複数いる場合等の特定個人情報保護評価
上記1に掲げる者が特定個人情報保護評価を実施する際に、特定個人情報ファイルを保有しようとする者又は保有する者が複数存在する場合は、

特定個人情報ファイルの取扱いの実態やリスク対策を把握し、記載事項に責任を負う立場にある者が特定個人情報保護評価の実施を取りまとめる。

また、特定個人情報ファイルを保有しようとする者又は保有する者以外に特定個人情報ファイルに関わる者が存在する場合は、その者は、特定個人情報保護評価が適切に実施されるよう協力するものとする。

第4 特定個人情報保護評価の対象

1 基本的な考え方

特定個人情報保護評価の対象は、番号法、番号法以外の国の法令又は番号法第9条第2項の規定に基づき地方公共団体が定める条例の規定に基づき特定個人情報ファイルを取り扱う事務とする。

2 特定個人情報保護評価の単位

特定個人情報保護評価は、原則として、法令上の事務ごとに実施するものとする。番号法の別表第一に掲げる事務については、原則として、別表第一の各項の事務ごとに実施するものとするが、各項の事務ごとに実施することが困難な場合は、1つの項に掲げる事務を複数の事務に分割して又は複数の項に掲げる事務を1つの事務として、特定個人情報保護評価の対象とすることができる。別表第一以外の番号法の規定、番号法以外の国の法令又は地方公共団体が定める条例に掲げる事務についても、評価実施機関の判断で、特定個人情報保護評価の対象となる事務の単位を定めることができる。

3 特定個人情報ファイル

特定個人情報保護評価の対象となる事務において取り扱う特定個人情報ファイルとは、個人番号をその内容に含む個人情報ファイルをいい（番号法第2条第9項）、個人情報を含む情報の集合物であって、特定個人情報を検索することができるように体系的に構成したものである。

特定個人情報ファイルの単位は、特定個人情報ファイルの使用目的に基づき、評価実施機関が定めることができる。特定個人情報保護評価の対象となる1つの事務において複数の特定個人情報ファイルを保有することもできる。

4 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない事務

(1) 実施が義務付けられない事務

特定個人情報ファイルを取り扱う事務のうち、次に掲げる事務（規則第4条第1号から第7号までに掲げる特定個人情報ファイルのみを取り扱う事務）は特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない。次に掲

げる事務であっても、特定個人情報保護評価の枠組みを用い、任意で評価を実施することを妨げるものではない。

ア 職員又は職員であった者等の人事、給与、福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録した特定個人情報ファイルのみを取り扱う事務（規則第4条第1号）

イ 手作業処理用ファイルのみを取り扱う事務（規則第4条第2号）

ウ 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において保有する全ての特定個人情報ファイルに記録される本人の数の総数（以下「対象人数」という。）が1,000人未満の事務（規則第4条第3号）

エ 1つの事業所の事業主が単独で設立した健康保険組合又は密接な関係を有する2以上の事業所の事業主が共同若しくは連合して設立した健康保険組合が保有する被保険者若しくは被保険者であった者又はその被扶養者の医療保険に関する事項を記録した特定個人情報ファイルのみを取り扱う事務（規則第4条第4号及び第5号）

オ 公務員若しくは公務員であった者又はその被扶養者の共済に関する事項を記録した特定個人情報ファイルのみを取り扱う事務（規則第4条第5号）

カ 情報連携を行う事業者が情報連携の対象とならない特定個人情報を記録した特定個人情報ファイルのみを取り扱う事務（規則第4条第6号）

キ 会計検査院が検査上の必要により保有する特定個人情報ファイルのみを取り扱う事務（規則第4条第7号）

また、特定個人情報保護評価の対象となる事務において複数の特定個人情報ファイルを取り扱う場合で、その一部が上記（ウを除く。）に定める特定個人情報ファイルである場合は、その特定個人情報ファイルに関する事項を特定個人情報保護評価書に記載しないことができる。

(2) 特定個人情報保護評価以外の番号法の規定の適用

上記（1）に定める特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない事務であっても、特定個人情報保護評価以外の番号法の規定が適用され、当該事務を実施する者は、番号法に基づき必要な措置を講ずることが求められる。

第5 特定個人情報保護評価の実施手続

1 特定個人情報保護評価計画管理書

(1) 特定個人情報保護評価計画管理書の作成

評価実施機関は、最初の特定個人情報保護評価を実施する前に、特定個人情報保護評価計画管理書（様式1参照）を作成するものとする。

特定個人情報保護評価計画管理書は、特定個人情報保護評価を計画的

に実施し、また、特定個人情報保護評価の実施状況を適切に管理するために作成するものである。評価実施機関で実施する特定個人情報保護評価に関する全ての事務及びシステムについて記載するものとし、評価実施機関単位で作成するものとする。

特定個人情報保護評価計画管理書の記載事項に変更が生じたときは、特定個人情報保護評価計画管理書を速やかに更新するものとする。

(2) 特定個人情報保護評価計画管理書の提出

評価実施機関は、規則第3条の規定に基づき、最初の特定個人情報保護評価書の委員会への提出の際に、特定個人情報保護評価計画管理書を併せて提出するものとする。その後、評価実施機関が特定個人情報保護評価書を委員会へ提出する際は、その都度、特定個人情報保護評価計画管理書を更新し、併せて提出するものとする。

特定個人情報保護評価計画管理書の公表は、不要とする。

2 しきい値判断

特定個人情報ファイルを取り扱う事務について特定個人情報保護評価を実施するに際しては、①対象人数、②評価実施機関の従業者及び評価実施機関が特定個人情報ファイルの取扱いを委託している場合の委託先の従業者のうち、当該特定個人情報ファイルを取り扱う者の数（以下「取扱者数」という。）、③評価実施機関における規則第4条第8号ロに規定する特定個人情報に関する重大事故の発生（評価実施機関が重大事故の発生を知ることを含む。以下同じ。）の有無に基づき、次のとおり、実施が義務付けられる特定個人情報保護評価の種類を判断する（以下「しきい値判断」という。）。

しきい値判断の結果、基礎項目評価のみで足りると認められたものについても任意で重点項目評価又は全項目評価を実施することができ、重点項目評価の実施が義務付けられると判断されたものについても任意で全項目評価を実施することができる。なお、重点項目評価の実施が義務付けられると判断されたものについて、任意で全項目評価を実施した場合は、重点項目評価を併せて行ったものとして取り扱う。

- (1) 対象人数が1,000人以上1万人未満の場合は、基礎項目評価（番号法第28条第1項並びに規則第4条第8号イ及び第5条）
- (2) 対象人数が1万人以上10万人未満であり、かつ、取扱者数が500人未満であって、過去1年以内に評価実施機関における特定個人情報に関する重大事故の発生がない場合は、基礎項目評価（番号法第28条第1項並びに規則第4条第8号ロ及び第5条）
- (3) 対象人数が1万人以上10万人未満であり、過去1年以内に評価実施機関における特定個人情報に関する重大事故の発生があった場合は、基礎項目評価及び重点項目評価（番号法第28条第1項並びに規則第4条第9

- 号、第5条並びに第6条第1項第1号及び第3項)
- (4) 対象人数が1万人以上10万人未満であり、かつ、取扱者数が500人以上の場合は、基礎項目評価及び重点項目評価（番号法第28条第1項並びに規則第4条第9号、第5条並びに第6条第1項第1号及び第3項）
 - (5) 対象人数が10万人以上30万人未満であり、かつ、取扱者数が500人未満であって、過去1年以内に評価実施機関における特定個人情報に関する重大事故の発生がない場合は、基礎項目評価及び重点項目評価（番号法第28条第1項並びに規則第4条第9号、第5条並びに第6条第1項第2号及び第3項）
 - (6) 対象人数が10万人以上30万人未満であり、過去1年以内に評価実施機関における特定個人情報に関する重大事故の発生があった場合は、基礎項目評価及び全項目評価（行政機関等については番号法第28条及び規則第5条、地方公共団体等については番号法第28条第1項並びに規則第4条第10号並びに第7条第1項及び第3項から第6項まで）
 - (7) 対象人数が10万人以上30万人未満であり、かつ、取扱者数が500人以上の場合は、基礎項目評価及び全項目評価（行政機関等については番号法第28条及び規則第5条、地方公共団体等については番号法第28条第1項並びに規則第4条第10号並びに第7条第1項及び第3項から第6項まで）
 - (8) 対象人数が30万人以上の場合は、基礎項目評価及び全項目評価（行政機関等については番号法第28条及び規則第5条、地方公共団体等については番号法第28条第1項並びに規則第4条第10号並びに第7条第1項及び第3項から第6項まで）

3 特定個人情報保護評価書

しきい値判断の結果に従い、評価実施機関は特定個人情報保護評価を実施し、次のとおり、特定個人情報保護評価書を作成し、委員会に提出するものとする。その際、特定個人情報保護評価書の記載事項を補足的に説明する資料を作成している場合は、必要に応じて、当該特定個人情報保護評価書に添付する。

(1) 基礎項目評価書

評価実施機関は、規則第5条第1項の規定に基づき、特定個人情報保護評価の実施が義務付けられる全ての事務について基礎項目評価書（様式2参照）を作成し、委員会へ提出するものとする。上記2に定めるしきい値判断の結果は、基礎項目評価書に記載するものとする。

(2) 重点項目評価書

評価実施機関は、規則第6条第1項の規定に基づき、上記2(3)、(4)又は(5)の場合は、重点項目評価書（様式3参照）を作成し、委員会へ提出するものとする。

(3) 全項目評価書

ア 行政機関等の場合

行政機関等は、上記2(6)、(7)又は(8)の場合は、全項目評価書(様式4参照)を作成するものとする。

また、行政機関等は、全項目評価書を作成後、番号法第28条第1項の規定に基づき、全項目評価書を公示して広く国民の意見を求め、これにより得られた意見を十分考慮した上で全項目評価書に必要な見直しを行うものとする。ただし、公表しないことができる全項目評価書又は項目(下記(4)参照)については、この限りではない(規則第10条)。

全項目評価書を公示し国民からの意見を聴取する期間は原則として30日以上とする。ただし、特段の理由がある場合には、全項目評価書においてその理由を明らかにした上でこれを短縮することができる。

行政機関等は、番号法第28条第2項の規定に基づき、公示し国民の意見を求め、必要な見直しを行った全項目評価書を委員会へ提出し、委員会による承認を受けるものとする。

イ 地方公共団体等の場合

地方公共団体等は、上記2(6)、(7)又は(8)の場合は、全項目評価書を作成するものとする。

また、地方公共団体等は、全項目評価書を作成した後、規則第7条第1項の規定に基づき、全項目評価書を公示して広く住民等の意見を求め、これにより得られた意見を十分考慮した上で全項目評価書に必要な見直しを行うものとする。ただし、公表しないことができる全項目評価書又は項目(下記(4)参照)については、この限りではない(規則第7条第3項)。

全項目評価書を公示し住民等からの意見を聴取する期間は原則として30日以上とする。ただし、特段の理由がある場合には、全項目評価書においてその理由を明らかにした上でこれを短縮することができる。また、地方公共団体等が条例等に基づき住民等からの意見聴取等の仕組みを定めている場合は、これによることができる。

地方公共団体等は、公示し住民等の意見を求め、必要な見直しを行った全項目評価書について、規則第7条第4項の規定に基づき、第三者点検を受けるものとする。第三者点検の方法は、原則として、条例等に基づき地方公共団体が設置する個人情報保護審議会又は個人情報保護審査会による点検を受けるものとするが、これらの組織に個人情報保護や情報システムに知見を有する専門家がいらないなど、個人情報保護審議会又は個人情報保護審査会による点検が困難な場合には、その他の方法によることができる。ただし、その他の方法による場合であっても、専門性を有する外部の第三者によるものとする。第三者

点検の際は、点検者に守秘義務を課すなどした上で、公表しない部分（下記（４）参照）を含む全項目評価書を提示し、点検を受けるものとする。第三者点検においては、下記第 10 の 1（２）に定める審査の観点を参考にすることができる。

地方公共団体等は、規則第 7 条第 5 項の規定に基づき、第三者点検を受けた全項目評価書を委員会へ提出するものとする。

（４）特定個人情報保護評価書の公表

行政機関等は、基礎項目評価書及び重点項目評価書については委員会に提出した後速やかに、全項目評価書については委員会の承認を受けた後速やかに、公表するものとする（番号法第 28 条第 4 項並びに規則第 5 条第 2 項、第 6 条第 3 項及び第 8 条）。

地方公共団体等は、特定個人情報保護評価書を委員会に提出した後速やかに、公表するものとする（規則第 5 条第 2 項、第 6 条第 3 項及び第 7 条第 6 項）。

特定個人情報保護評価書及びその添付資料は、原則として、全て公表するものとする。ただし、規則第 13 条の規定に基づき、公表することにセキュリティ上のリスクがあると認められる場合は、評価実施機関は、公表しない予定の部分を含む特定個人情報保護評価書及びその添付資料の全てを委員会に提出した上で、セキュリティ上のリスクがあると認められる部分を公表しないことができる。この場合であっても、期間、回数等の具体的な数値や技術的細目に及ぶ具体的な方法など真にセキュリティ上のリスクのある部分に、公表しない部分を限定するものとする。

犯罪の捜査、租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査及び公訴の提起又は維持のために保有する特定個人情報ファイルを取り扱う事務に関する特定個人情報保護評価については、評価実施機関は、規則第 13 条の規定に基づき、公表しない予定の部分を含む特定個人情報保護評価書及びその添付資料の全てを委員会に提出した上で、その全部又は一部を公表しないことができる。

4 特定個人情報保護評価書の見直し

評価実施機関は、少なくとも 1 年に 1 回、公表した特定個人情報保護評価書の記載事項を実態に照らして見直し、変更が必要か否かを検討するよう努めるものとする（規則第 14 条）。

5 特定個人情報保護評価を実施した事務の実施をやめたとき等の通知

評価実施機関は、特定個人情報保護評価を実施した事務の実施をやめた

とき等は、規則第 16 条の規定に基づき、遅滞なく委員会に通知するものとする。評価実施機関は、事務の実施をやめるなどした日から少なくとも 3 年間、その事務の実施をやめたこと等を記載するなど所要の修正を行った上で、特定個人情報保護評価書を公表しておくものとする。

第 6 特定個人情報保護評価の実施時期

1 新規保有時

行政機関の長等は、特定個人情報ファイルを新規に保有しようとする場合、原則として、当該特定個人情報ファイルを保有する前に特定個人情報保護評価を実施するものとする。ただし、規則第 9 条第 2 項の規定に基づき、災害が発生したときの対応等、特定個人情報保護評価を実施せずに特定個人情報ファイルを保有せざるを得ない場合は、特定個人情報ファイルの保有後可及的速やかに特定個人情報保護評価を実施するものとする。

(1) システム用ファイルを保有しようとする場合の実施時期

規則第 9 条第 1 項の規定に基づき、プログラミング開始前の適切な時期に特定個人情報保護評価を実施するものとする。

(2) その他の電子ファイルを保有しようとする場合の実施時期

事務処理の検討段階で特定個人情報保護評価を実施するものとする。

2 新規保有時以外

(1) 基本的な考え方

評価実施機関は、過去に特定個人情報保護評価を実施した特定個人情報ファイルを取り扱う事務について、下記 (2) 又は (3) の場合には、特定個人情報保護評価を再実施するものとし、下記 (4) の場合には、再実施するよう努めるものとする。

再実施に当たっては、委員会が定める特定個人情報保護評価書様式中の変更箇所欄に変更項目等を記載するものとする。下記 (2) から (4) まで以外の場合に特定個人情報保護評価を任意に再実施することを妨げるものではない。

(2) 重要な変更

特定個人情報ファイルに対する重要な変更（規則第 11 条に規定する特定個人情報の漏えいその他の事態の発生の危険性及び影響が大きい変更として指針で定めるもの）とは、重点項目評価書又は全項目評価書の記載項目のうちこの指針の別表に定めるものについての変更とする。ただし、個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更又は当該リスクを明らかに軽減させる変更は、重

要な変更には当たらないものとする。

この指針の別表に定めるとおり、重大事故の発生それ自体が直ちに重要な変更にあたるものではないが、特定個人情報に関する重大事故の発生に伴い評価実施機関がリスク対策等を見直すことが想定され、この場合は、重要な変更にあたる。

評価実施機関は、保有する特定個人情報ファイルに重要な変更を加えようとするときは、当該変更を加える前に、特定個人情報保護評価を再実施するものとする。ただし、災害が発生したときの対応等、特定個人情報保護評価を実施せずに特定個人情報ファイルの取扱いを変更せざるを得ない場合は、特定個人情報ファイルの取扱いの変更後可及的速やかに特定個人情報保護評価を再実施するものとする。

ア システムの開発を伴う場合の実施時期

上記1(1)に準ずるものとする。

イ システムの開発を伴わない又はその他の電子ファイルを保有する場合の実施時期

事務処理の変更の検討段階で特定個人情報保護評価を実施するものとする。

(3) しきい値判断の結果の変更

上記第5の4に定める特定個人情報保護評価書の見直しにおいて、対象人数又は取扱者数が増加したことによりしきい値判断の結果が変わり、新たに重点項目評価又は全項目評価を実施するものと判断される場合、評価実施機関は、速やかに特定個人情報保護評価を再実施するものとする(規則第6条第2項及び第3項、第7条第2項から第6項まで、第8条及び第14条)。

また、評価実施機関における特定個人情報に関する重大事故の発生によりしきい値判断の結果が変わり、新たに重点項目評価又は全項目評価を実施するものと判断される場合、評価実施機関は、当該特定個人情報に関する重大事故の発生後速やかに特定個人情報保護評価を再実施するものとする(規則第6条第2項及び第3項、第7条第2項から第6項まで、第8条及び第14条)。

なお、対象人数又は取扱者数が減少したことによりしきい値判断の結果が変わり、全項目評価から重点項目評価若しくは基礎項目評価に、又は重点項目評価から基礎項目評価に変更になった場合については、特定個人情報保護評価書の修正として、委員会に提出した上で公表するものとする。

(4) 一定期間経過

評価実施機関は、規則第15条の規定に基づき、直近の特定個人情報保

護評価書を公表してから5年を経過する前に、特定個人情報保護評価を再実施するよう努めるものとする。

第7 特定個人情報保護評価書の修正

1 基礎項目評価書

基礎項目評価書の記載事項に、上記第6の2(3)のしきい値判断の結果の変更該当しない変更が生じた場合、評価実施機関は、規則第14条の規定に基づき、基礎項目評価書を速やかに修正し、委員会に提出した上で公表するものとする。修正に当たっては、委員会が定める特定個人情報保護評価書様式中の変更箇所欄に変更項目等を記載するものとする。

2 重点項目評価書・全項目評価書

重点項目評価書又は全項目評価書の記載事項に、上記第6の2(2)の重要な変更にあたらない変更が生じた場合、評価実施機関は、規則第14条の規定に基づき、重点項目評価書又は全項目評価書を速やかに修正し、委員会に提出した上で公表するものとする。修正に当たっては、委員会が定める特定個人情報保護評価書様式中の変更箇所欄に変更項目等を記載するものとする。

この場合は、特定個人情報保護評価の実施に該当せず、全項目評価の場合であっても、国民（地方公共団体等にあつては住民等）からの意見の聴取及び委員会による承認又は第三者点検は必要ない。評価実施機関の任意の判断で、国民（地方公共団体等にあつては住民等）からの意見の聴取又は第三者点検を行うことを妨げるものではない。

第8 個人情報保護法及び番号法に基づく事前通知

個人情報保護法第74条第1項の規定に基づき、会計検査院を除く行政機関が個人情報ファイルを保有しようとするときは、当該行政機関の長は、同項各号に規定する事項（以下「事前通知事項」という。）をあらかじめ委員会に通知しなければならない。また、事前通知事項を変更しようとするときも同様に通知しなければならない（以下「事前通知」と総称する。）。行政機関が、特定個人情報保護評価を実施し、全項目評価書を公表した場合、又は保有する特定個人情報ファイルに重要な変更を加えようとするときに特定個人情報保護評価を再実施し、事前通知事項を変更した全項目評価書を公表した場合は、番号法第28条第5項の規定により、それぞれ事前通知を行ったものとみなす。

また、行政機関が、特定個人情報保護評価を実施し、重点項目評価書を提出・公表した場合、保有する特定個人情報ファイルに重要な変更を加え

ようとするときに特定個人情報保護評価を再実施し、事前通知事項を変更した重点項目評価書を提出・公表した場合、保有する特定個人情報ファイルに重要な変更にあたらない変更を加えようとするときに事前通知事項を変更した全項目評価書又は重点項目評価書を変更前に提出・公表した場合等は、それぞれ事前通知等を併せて行ったものとして取り扱う。

第9 特定個人情報保護評価の評価項目

1 基本的な考え方

特定個人情報保護評価を実施するに当たって、評価実施機関は、特定個人情報ファイルを取り扱う事務の特性を明らかにした上で、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクについて認識又は分析し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じていることを確認の上、特定個人情報保護評価書において宣言するものとする。

評価実施機関は、リスクを軽減するための措置を検討する際には、特定個人情報の安全管理に関する基本方針、特定個人情報の取扱規程等を策定することが望ましい。また、リスクを軽減するための措置には、物理的安全管理措置、技術的安全管理措置、組織的安全管理措置及び人的安全管理措置があり、評価実施機関は、基本方針、取扱規程等を踏まえ、評価実施機関の規模及び事務の特性に応じた適切な措置を講ずるものとする。

なお、技術の進歩に伴うクラウドサービス等の新たなサービス、開発手法等を導入する場合には、当該サービス、開発手法等の特性を考慮した上で、適切な安全管理措置を講ずるものとする。

2 評価項目

(1) 基礎項目評価書

規則第2条第1号に規定する基礎項目評価書の記載事項は、次のとおりとする。

ア 基本情報

特定個人情報保護評価の対象となる事務の概要、当該事務において使用するシステムの名称、特定個人情報ファイルの名称、当該事務を対象とする特定個人情報保護評価の実施を担当する部署及び所属長の役職名、当該事務において個人番号を利用することができる法令上の根拠等を記載するものとする。また、当該事務において情報連携を行う場合にはその法令上の根拠を記載するものとする。

イ リスク対策

特定個人情報ファイルを取り扱うプロセスにおいて個人のプライバ

シー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを認識し、このうち主なリスクを軽減するための措置の実施状況について記載するものとする。

また、自己点検・監査、従業者に対する教育・啓発等のリスク対策の実施状況についても記載するものとする。

これらのリスク対策を踏まえ、評価実施機関は、リスクを軽減するための適切な措置を講じていることを確認の上、宣言するものとする。

(2) 重点項目評価書

規則第2条第2号に規定する重点項目評価書の記載事項は、次のとおりとする。

ア 基本情報

特定個人情報保護評価の対象となる事務の内容、当該事務において使用するシステムの機能、当該事務において取り扱う特定個人情報ファイルの名称、当該事務を対象とする特定個人情報保護評価の実施を担当する部署及び所属長の役職名、当該事務において個人番号を利用することができる法令上の根拠等を記載するものとする。また、当該事務において情報連携を行う場合にはその法令上の根拠を記載するものとする。

イ 特定個人情報ファイルの概要

特定個人情報ファイルの種類、対象となる本人の数・範囲、記録される項目その他の特定個人情報保護評価の対象となる事務において取り扱う特定個人情報ファイルの概要を記載するものとする。また、特定個人情報の入手及び使用の方法、特定個人情報ファイルの取扱いの委託の有無及び委託する場合にはその方法、特定個人情報の提供又は移転の有無及び提供又は移転する場合にはその方法、特定個人情報の保管場所その他の特定個人情報ファイルを取り扱うプロセスの概要を記載するものとする。

ウ リスク対策

特定個人情報ファイルを取り扱うプロセスにおいて個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させる主なリスクについて分析し、このようなリスクを軽減するための措置について記載するものとする。重点項目評価書様式は主なリスクのみを示しているが、その他のリスクについても分析し、そのようなリスクを軽減するための措置についても記載することが推奨される。

また、自己点検・監査、従業者に対する教育・啓発等のリスク対策についても記載するものとする。

これらのリスク対策を踏まえ、評価実施機関は、リスクを軽減するための適切な措置を講じていることを確認の上、宣言するものとする。

エ その他

特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求、特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ等について記載するものとする。

(3) 全項目評価書

法第28条第1項各号及び規則第12条に規定する全項目評価書の記載事項は、次のとおりとする。

ア 基本情報

特定個人情報保護評価の対象となる事務の詳細な内容、当該事務において使用するシステムの機能、当該事務において取り扱う特定個人情報ファイルの名称、当該事務を対象とする特定個人情報保護評価の実施を担当する部署及び所属長の役職名、当該事務において個人番号を利用することができる法令上の根拠等を記載するものとする。また、当該事務において情報連携を行う場合にはその法令上の根拠を記載するものとする。

イ 特定個人情報ファイルの概要

特定個人情報ファイルの種類、対象となる本人の数・範囲、記録される項目その他の特定個人情報保護評価の対象となる事務において取り扱う特定個人情報ファイルの概要を記載するものとする。また、特定個人情報の入手及び使用の方法、特定個人情報ファイルの取扱いの委託の有無及び委託する場合にはその方法、特定個人情報の提供又は移転の有無及び提供又は移転する場合にはその方法、特定個人情報の保管及び消去の方法その他の特定個人情報ファイルを取り扱うプロセスの概要を記載するものとする。

ウ リスク対策

特定個人情報ファイルを取り扱うプロセスにおいて個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させる多様なリスクについて詳細に分析し、このようなリスクを軽減するための措置について記載するものとする。全項目評価書様式に示すもの以外のリスクについても分析し、そのようなリスクを軽減するための措置についても記載することが推奨される。

また、自己点検・監査、従業者に対する教育・啓発等のリスク対策についても記載するものとする。

これらのリスク対策を踏まえ、評価実施機関は、リスクを軽減するための適切な措置を講じていることを確認の上、宣言するものとする。

エ 評価実施手続

行政機関等は、上記第5の3(3)アにより実施した国民からの意

見の聴取の方法、主な意見の内容等、下記第10の1に定める委員会による承認のために全項目評価書を委員会に提出した日、委員会による審査等について記載するものとする。

地方公共団体等は、上記第5の3(3)イにより実施した住民等からの意見の聴取及び第三者点検の方法等について記載するものとする。

オ その他

特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求、特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ等について記載するものとする。

第10 委員会の関与

1 特定個人情報保護評価書の承認

(1) 承認対象

委員会は、上記第5の3(3)アに基づき行政機関等から委員会に提出された全項目評価書を審査し、承認するものとする。

委員会は、基礎項目評価書、重点項目評価書、地方公共団体等から提出された全項目評価書及び任意で提出された全項目評価書の承認は行わないものとする。

(2) 審査の観点

委員会は、全項目評価書の承認に際し、適合性及び妥当性の2つの観点から審査を行う。

ア 適合性

この指針に定める実施手続等に適合した特定個人情報保護評価を実施しているか。

- ・しきい値判断に誤りはないか。
- ・適切な実施主体が実施しているか。
- ・公表しない部分は適切な範囲か。
- ・適切な時期に実施しているか。
- ・適切な方法で広く国民の意見を求め、得られた意見を十分考慮した上で必要な見直しを行っているか。
- ・特定個人情報保護評価の対象となる事務の実態に基づき、特定個人情報保護評価書様式で求められる全ての項目について検討し、記載しているか。 等

イ 妥当性

特定個人情報保護評価の内容は、この指針に定める特定個人情報保護評価の目的等に照らし妥当と認められるか。

- ・記載された特定個人情報保護評価の実施を担当する部署は、特定個人情報保護評価の対象となる事務を担当し、リスクを軽減させるための措置の実施に責任を負うことができるか。

- ・ 特定個人情報保護評価の対象となる事務の内容の記載は具体的か。当該事務における特定個人情報の流れを併せて記載しているか。
- ・ 特定個人情報ファイルを取り扱うプロセスにおいて特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを、特定個人情報保護評価の対象となる事務の実態に基づき、特定しているか。
- ・ 特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置についての記載は具体的か。
- ・ 記載されたリスクを軽減させるための措置は、個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。
- ・ 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言は、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。 等

委員会は、提出された全項目評価書の審査の結果、必要と認めるときは、番号法の規定に基づく指導・助言、勧告・命令等を行い、全項目評価書の再提出その他の是正を求めるものとする。

2 承認の対象としない特定個人情報保護評価書の確認

委員会は、評価実施機関から委員会に提出された特定個人情報保護評価書であって上記1による委員会の承認の対象としないものについては、必要に応じて、その内容を精査し、適合性及び妥当性について確認するものとする。

委員会は、提出された特定個人情報保護評価書の精査の結果、必要と認めるときは、番号法の規定に基づく指導・助言、勧告・命令等を行い、特定個人情報保護評価の再実施その他の是正を求めるものとする。

第11 特定個人情報保護評価書に記載した措置の実施

評価実施機関は、個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するための措置として特定個人情報保護評価書に記載した全ての措置を講ずるものとする。

第12 特定個人情報保護評価に係る違反に対する措置

1 特定個人情報保護評価の未実施に対する措置

特定個人情報保護評価を実施するものとされているにもかかわらず実施していない事務については、情報連携を行うことが禁止される（番号法第

21 条第 2 項第 2 号、第 28 条第 6 項)。特定個人情報保護評価を実施するものとされているにもかかわらず実施していない評価実施機関に対して、委員会は、必要に応じて、番号法の規定に基づく指導・助言、勧告・命令等を行い、特定個人情報保護評価の速やかな実施その他の是正を求めるものとする。

2 特定個人情報保護評価書の記載に反する特定個人情報ファイルの取扱いに対する措置

特定個人情報ファイルの取扱いが特定個人情報保護評価書の記載に反している場合、委員会は、必要に応じて、番号法の規定に基づく指導・助言、勧告・命令等を行い、是正を求めるものとする。

別表

(第6の2(2)関係)

特定個人情報保護評価書の名称	重要な変更の対象である記載項目
1 重点項目評価書	1 個人番号の利用 2 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 3 特定個人情報ファイルの種類 4 特定個人情報ファイルの対象となる本人の範囲 5 特定個人情報ファイルに記録される主な項目 6 特定個人情報の入手元 7 特定個人情報の使用目的 8 特定個人情報ファイルの取扱いの委託の有無 9 特定個人情報ファイルの取扱いの再委託の有無 10 特定個人情報の保管場所 11 リスク対策（重大事故の発生を除く。）
2 全項目評価書	1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務の内容 2 個人番号の利用 3 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 4 特定個人情報ファイルの種類 5 特定個人情報ファイルの対象となる本人の範囲 6 特定個人情報ファイルに記録される主な項目 7 特定個人情報の入手元 8 特定個人情報の使用目的 9 特定個人情報の使用部署 10 特定個人情報の使用方法 11 特定個人情報の突合 12 特定個人情報の統計分析 13 特定個人情報の使用による個人の権利利益に影響を与え得る決定 14 特定個人情報ファイルの取扱いの委託の有無 15 取扱いを委託する特定個人情報ファイルの対象となる本人の範囲 16 特定個人情報ファイルの取扱いの再委託の有無 17 特定個人情報の保管場所 18 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策（重大事故の発生を除く。） 19 その他のリスク対策

平成26年8月26日
(令和4年1月11日最終更新)
個人情報保護委員会

特定個人情報保護評価指針第10の1(2)に定める審査の観点における主な考慮事項

特定個人情報保護評価指針(平成26年4月18日特定個人情報保護委員会告示第4号。以下「指針」という。)第10の1(2)に定める審査の観点に基づき、指針に定める実施手続等に適合した特定個人情報保護評価を実施しているか(適合性)、特定個人情報保護評価の内容は指針に定める特定個人情報保護評価の目的等に照らし妥当と認められるか(妥当性)等を審査するため、指針に定める審査の観点に加え、審査の観点における主な考慮事項を下記のとおりとする。

【凡例】

()数字：審査の観点(指針第10の1(2))

○数字：審査の観点における主な考慮事項

数字：審査の観点における主な考慮事項(細目)

I. 適合性

- (1) しきい値判断に誤りはないか。
- (2) 適切な実施主体が実施しているか。
 1. 評価実施機関が複数存在し、取りまとめの評価実施機関が評価書を作成・提出する場合に、取りまとめ以外の全ての評価実施機関について記載しているか。
- (3) 公表しない部分は適切な範囲か。
- (4) 適切な時期に実施しているか。
- (5) 適切な方法で広く国民の意見を求め、得られた意見を十分考慮した上で必要な見直しを行っているか。
- (6) 特定個人情報保護評価の対象となる事務の実態に基づき、特定個人情報保護評価書様式で求められる全ての項目について検討し、記載しているか。

Ⅱ. 妥当性

(7) 記載された特定個人情報保護評価の実施を担当する部署は、特定個人情報保護評価の対象となる事務を担当し、リスクを軽減させるための措置の実施に責任を負うことができるか。

(8) 特定個人情報保護評価の対象となる事務の内容の記載は具体的か。当該事務における特定個人情報の流れを併せて記載しているか。

① 特定個人情報ファイルを取り扱う事務やその事務において使用するシステムについて、基本情報を具体的に分かりやすく記載しているか。

2. 評価対象の事務全体の概要及びその中で特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の内容を具体的に記載しているか。

3. 当該システムが実現する機能の名称とその概要を具体的に記載しているか。

4. 当該システムと情報をやり取りするシステムを全て記載しているか。

5. 特定個人情報ファイルを取り扱うことが評価対象の事務を実施する上で必要であることを、事務の流れに即して具体的に説明しているか。

6. 評価対象の事務において特定個人情報ファイルを取り扱うことにより、期待されるメリットについて幅広く具体的に記載しているか。

7. 事務に関わる者、事務において使用するシステム、事務において取り扱う情報の流れを具体的に記載しているか。

② 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスの概要(特定個人情報の入手・使用、特定個人情報ファイルの取扱いの委託、特定個人情報の提供・移転、特定個人情報の保管・消去)について、具体的に分かりやすく記載しているか。

8. 対象となる国民・住民の特定個人情報を特定個人情報ファイルにおいて保有することが事務を実施する上で必要な理由を具体的に記載しているか。

9. 主な記録項目について、保有する理由をそれぞれ具体的に記載しているか。

10. 特定個人情報の入手に係る妥当性を具体的に記載しているか。

11. 特定個人情報の入手の事実及び使用目的が本人に示されていることを具体的に記載しているか。

12. 特定個人情報を使用する理由を具体的に記載しているか。

13. 特定個人情報ファイルに記録される情報を他から入手する際の突合の内容、特定個人情報ファイルに記録された情報と他の情報との突合の方法や突合の理由を具体的に記載しているか。

14. 特定個人情報をを用いた統計分析を行う場合は、その内容を具体的に記載しているか。

15. 特定個人情報を使用することにより国民の権利利益に影響を与え得る決定を行う場合は、その内容を具体的に記載しているか。

16. 委託先に当該特定個人情報ファイルを取り扱わせることが必要な理由を具体的に記載しているか。

17. 委託先を国民・住民等が確認できるか否か、確認できる場合はどのように確認できるか、確認できない場合はそのような取扱いが評価対象の事務を実施する上で必要な理由を具体的に記載しているか。

18. 特定個人情報ファイルの取扱いを再委託するに当たって、どのような手続・方法によるかを具体的に記載しているか。
19. 提供した特定個人情報が、提供先において、いかなる目的で、どのように使用されることになるかを具体的に記載しているか。
20. 移転した特定個人情報が、移転先において、いかなる目的で、どのように使用されることになるかを具体的に記載しているか。
21. 特定個人情報の保管場所の態様及び保管場所への立入り制限・アクセス制限について具体的に記載しているか。
22. 特定個人情報の保管期間は妥当であるか。また、その理由を具体的に記載しているか。
23. 保管期間を経過した特定個人情報を消去する方法を具体的に記載しているか。

(9) 特定個人情報ファイルを取り扱うプロセスにおいて特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを、特定個人情報保護評価の対象となる事務の実態に基づき、特定しているか。

(10) 特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置についての記載は具体的か。

(11) 記載されたリスクを軽減させるための措置は、個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。

- ③ 特定個人情報の入手について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。
24. 評価対象の事務を遂行する上で必要な者以外の者の特定個人情報を入手しないよう講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。
 25. 事務を遂行する上で必要な情報以外の特定個人情報を入手しないよう講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。
 26. 特定個人情報の入手に際して、適切な方法で入手するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。
 27. 特定個人情報を入手する際に、その特定個人情報が本人の情報であることを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。
 28. 入手した個人番号が本人の個人番号で間違いがないことを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。
 29. 特定個人情報を入手した後、その情報の正確性を保つために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。
 30. 特定個人情報を入手する際に、情報の安全確保の観点から講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。
 31. 特定個人情報の入手において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。

- ④ 特定個人情報の使用について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。
32. 宛名システム等において、特定個人情報が、使用目的を超えて取り扱われないよう、また、評価対象の事務に必要な情報と併せて取り扱われないよう、講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。
 33. 事務で使用するその他のシステムにおいて、特定個人情報が、使用目的を超えて取り扱われないよう、また、評価対象の事務に必要な情報と併せて取り扱われないよう、講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。
 34. 特定個人情報にアクセスする際の認証を行う場合は、特定個人情報にアクセスするユーザの認証方法、なりすましが行われぬために講じている対策について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。
 35. 特定個人情報ファイルを取り扱う者が正当なユーザであることを確認するための情報の発効・失効の管理について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。
 36. アクセス権限の発効・失効の管理を行う者による当該管理の適正性についてチェックをしている内容を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。
 37. 特定個人情報の入手から消去までの各過程において、特定個人情報ファイルの取扱い記録やアクセスの失敗の記録等を残していることを具体的に記載しているか。記録を残していない場合は、残してなくても権限のない者による不正な使用を防止できる理由を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。
 38. 従業員が特定個人情報ファイルを事務外で使用しないよう講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。
 39. 特定個人情報ファイルを取り扱う者が特定個人情報ファイルを不正に複製しないよう講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。
 40. 特定個人情報の使用において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。
- ⑤ 特定個人情報の委託について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。
41. 委託先を決定する際に特定個人情報ファイルを適切に取り扱う委託先であることを確認する手続等について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。
 42. 委託先において特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者を必要最小限に制限していることを具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。
 43. 委託先における特定個人情報ファイルの取扱いについて記録を残している場合は、その方法や保存期間等を具体的に記載しているか。また、記録を残していない場合は権限のない者による不正

な使用を防止できる理由を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。

44. 委託に伴う特定個人情報の提供に関するルールを定めている場合、ルールの内容やルール遵守の確認方法を具体的に記載しているか。また、委託先から他者への提供を認めていない場合、提供されていないことを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。
45. 委託先における特定個人情報の消去のルールを定めている場合は、ルールの内容やルール遵守の確認方法を具体的に記載しているか。また、委託契約終了後に消去されていることを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。
46. 委託先と締結する委託契約における特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。
47. 特定個人情報ファイルの取扱いを再委託している場合、再委託先での適正な取扱いの確保のために行っている措置について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。
48. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。

⑥ 特定個人情報の提供・移転について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。

49. 特定個人情報の提供又は移転の記録を残している場合は、その記録の内容や記録方法、保存期間等を具体的に記載しているか。また、記録を残していない場合は特定個人情報が不正に提供又は移転されることを防止できる理由を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。
50. 特定個人情報の提供・移転に関するルールを定めている場合は、ルールの内容やルール遵守の確認方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。
51. 特定個人情報を提供・移転する際に、情報漏えいや紛失のリスクを軽減するための措置や提供先・移転先における特定個人情報の用途が法令に基づく適切なものであることを確認するための措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。
52. 誤った特定個人情報を提供・移転することや誤った相手に提供・移転することを防止する措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。
53. 特定個人情報の提供・移転において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。

⑦ 情報提供ネットワークシステムとの接続について、特定されたリスクを軽減するために講ず

べき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。

54. 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入手する際に、目的外の入手が行われな
いために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価
の目的に照らし、妥当なものか。
55. 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入手する際に、特定個人情報の安全が保
たれない不適切な方法で特定個人情報を入手しないために講じている対策を具体的に記載してい
るか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。
56. 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入手した後、その情報の正確性を保つた
ために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目
的に照らし、妥当なものか。
57. 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入手する際に、情報漏えいや紛失のリス
クを軽減するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情
報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。
58. 情報提供ネットワークシステムを通じて提供する際に、特定個人情報の不正な提供が行われるリ
スクを軽減するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人
情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。
59. 情報提供ネットワークシステムを通じて提供する際に、特定個人情報の提供方法が不適切となら
ないよう講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価
の目的に照らし、妥当なものか。
60. 情報提供ネットワークシステムを通じて提供する際に、誤った特定個人情報を提供することや、
誤った相手に提供することを防止するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載さ
れた対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。
61. 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うリスクについて、その他のリスク及びそれらのリ
スクへの対策についての記載はあるか。

⑧ 特定個人情報の保管・消去について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具
体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なも
のか。

62. 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損を防ぐために行っている物理的な対策について具体的に記載
しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。
63. 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損を防ぐために行っている技術的な対策について具体的に記載
しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。
64. 過去3年以内に発生した全ての重大事故の内容、原因、影響、重大事故発生時への対応等につい
て具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当な
ものか。
65. 重大事故を受けて策定・実施した再発防止策の内容について具体的に記載しているか。記載され
た対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。
66. 死者の個人番号を保管している場合は保管方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、

特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。

67. 特定個人情報を最新の状態で保管するために行っている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。
68. 保管期間を経過した特定個人情報を適切な時に安全かつ確実に消去できる手続・体制・手法になっているか等について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。
69. 特定個人情報の保管・消去において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。

⑨ 特定個人情報ファイルの取扱いについて自己点検・監査や従業者に対する教育・啓発を行っているか。

70. 評価書に記載したとおりに運用がなされていること等について、評価の実施を担当する部署自らが、どのように自己点検するか具体的に記載しているか。
71. 評価書に記載したとおりに運用がなされていること等について、どのように監査するか具体的に記載しているか。
72. 特定個人情報を取り扱う従業者等に対しての教育・啓発や違反行為をした従業者等に対する措置について具体的に記載しているか。
73. 国民・住民等からの意見聴取により得られた意見を踏まえて評価書のどの箇所をどのように修正したかを具体的に記載しているか。

⑩ その他、評価実施機関に特有な問題や懸念に対し、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。

(12) 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言は、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

(別添)

[審査の観点及び審査の観点における主な考慮事項]

【凡例】
 () 数字：審査の観点(指針第10の1(2))
 ○ 数字：審査の観点における主な考慮事項
 数字：審査の観点における主な考慮事項(細目)

評価書番号	評価書名

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
特記事項	

評価実施機関名	

個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】	
公表日	

【全体的な事項】	
(1)	しきい値判断に誤りはないか。
(2)	適切な実施主体が実施しているか。

1. 評価実施機関が複数存在し、取りまとめの評価実施機関が評価書を作成・提出する場合に、取りまとめ以外の全ての評価実施機関について記載しているか。

(3)	公表しない部分は適切な範囲か。
(4)	適切な時期に実施しているか。
(5)	適切な方法で広く国民の意見を求め、得られた意見を十分考慮した上で必要な見直しを行っているか。
(6)	特定個人情報保護評価の対象となる事務の実態に基づき、特定個人情報保護評価書様式で求められる全ての項目について検討し、記載しているか。
(7)	記載された特定個人情報保護評価の実施を担当する部署は、特定個人情報保護評価の対象となる事務を担当し、リスクを軽減させるための措置の実施に責任を負うことができるか。
(9)	特定個人情報ファイルを取り扱うプロセスにおいて特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを、特定個人情報保護評価の対象となる事務の実態に基づき、特定しているか。
(11)	記載されたリスクを軽減させるための措置は、個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。

⑩ その他、評価実施機関に特有な問題や懸念に対し、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。

(12) 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言は、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。

3. 特定個人情報ファイル名	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
① 事務実施上の必要性	
② 実効が期待されるメリット	
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
① 実施の有無	[]
② 法令上の根拠	
7. 評価実施機関における担当部署	
① 部署	
② 所属長の役職名	
8. 他の評価実施機関	

5. 特定個人情報ファイルを取り扱うことが評価対象の事務を実施する上で必要であることを、事務の流れに即して具体的に説明しているか。

6. 評価対象の事務において特定個人情報ファイルを取り扱うことにより、期待されるメリットについて幅広く具体的に記載しているか。

7. 事務に関わる者、事務において使用するシステム、事務において取り扱う情報の流れを具体的に記載しているか。

7

2

8

<p>(別添) 事務の内容</p>	<p>(備考)</p>
-------------------	-------------

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[]
②対象となる本人の数	[]
③対象となる本人の範囲 ※	
その必要性	
④記録される項目	
	<p>機別情報</p> <p>[] 個人番号 [] その他識別情報(内節番号)</p> <p>・連絡先等情報</p> <p>[] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [] 連絡先(電話番号等)</p> <p>[] その他住民票関係情報</p> <p>・業務関係情報</p> <p>[] 西院関係情報 [] 地方税関係情報 [] 健康・医療関係情報</p> <p>[] 医療関係情報 [] 児童福祉・子育て関係情報 [] 障害者福祉関係情報</p> <p>[] 生活保護・社会福祉関係情報 [] 介護・高齢者福祉関係情報</p> <p>[] 雇用・労働関係情報 [] 年金関係情報 [] 学校・教育関係情報</p> <p>[] 災害関係情報</p> <p>[] その他 ()</p>
その妥当性	
⑤保有開始日	別添2を参照。
⑥事務担当部署	

(8) 特定個人情報保護評価の対象となる事務の内容の記載は具体的か。当該事務における特定個人情報の流れを併せて記載しているか。

② 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスの概要(特定個人情報の入手・使用・特定個人情報ファイルの取扱いの委託・特定個人情報の提供・移転・特定個人情報の保管・消去)について、具体的に分かりやすく記載しているか。

8. 対象となる国民・住民の特定個人情報を特定個人情報ファイルにおいて保有することが事務を実施する上で必要な理由を具体的に記載しているか。

9. 主な記録項目について、保有する理由をそれぞれ具体的に記載しているか。

5. 特定個人情報情報の提供・移転・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[] 提供を行っている () 件 [] 移転を行っている () 件
提供先1	[] 行っていない
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	
提供先2~5	
提供先6~10	
提供先11~15	
提供先16~20	

19. 提供した特定個人情報情報が、提供先において、いかなる目的で、どのように使用されることになるかを具体的に記載しているか。

移転先1 ①法令上の種類 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる本人の数 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 ⑥移転方法 ⑦時期・頻度 移転先2～5 移転先6～10 移転先11～15 移転先16～20		<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 <input type="checkbox"/> 戸内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所 ※ ②保管期間 その妥当性 ③消去方法 7. 備考		<選択肢> 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない ② 保管期間は妥当であるか。また、その理由を具体的に記載しているか。 ③ 保管期間を経過した特定個人情報情報を消去する方法を具体的に記載しているか。

20. 移転した特定個人情報、移転先において、いかなる目的で、どのように使用されることになるかを具体的に記載しているか。

21. 特定個人情報の保管場所の態様及び保管場所への立入り制限・アクセス制限について具体的に記載しているか。

22. 特定個人情報の保管期間は妥当であるか。また、その理由を具体的に記載しているか。

23. 保管期間を経過した特定個人情報情報を消去する方法を具体的に記載しているか。

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7, リスク1⑩を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
2. 特定個人情報情報の入手 (情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)	
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[] <選択肢> 1) 特記力を入れている 2) 特記力を入れている 3) 課題が残されている
リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[] <選択肢> 1) 特記力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 入手した特定個人情報情報が不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	
個人番号の真正性確認の措置の内容	
特定個人情報情報の正確性確保の措置の内容	
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[] <選択肢> 1) 特記力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 入手の際に特定個人情報情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[] <選択肢> 1) 特記力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報情報の入手 (情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)	

(10) 特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置についての記載は具体的か。
 (11) 記載されたリスクを軽減させるための措置は、個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。

③ 特定個人情報情報の入手について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。

24. 評価対象の事務を遂行する上で必要な者以外の者の特定個人情報情報を入手しないよう講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。

25. 事務を遂行する上で必要な情報以外の特定個人情報情報を入手しないよう講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。

26. 特定個人情報情報の入手に際して、適切な方法で入手するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。

27. 特定個人情報情報を入手する際に、その特定個人情報情報が本人の情報であることを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。

28. 入手した個人番号が本人の個人番号で間違いないことを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。

29. 特定個人情報情報を入手した後、その情報の正確性を保つために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。

30. 特定個人情報情報を入手する際に、情報の安全確保の観点から講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。

31. 特定個人情報情報の入手において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。

3. 特定個人情報情報の使用		
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク		
宛名システム等における措置の内容		
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に関力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	[]	<選択肢> 1) 行っていない 2) 行っていない
ユーザ認証の管理		
具体的な管理方法		
アクセス権限の発効・失効の管理	[]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法		
アクセス権限の管理	[]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法		
特定個人情報情報の使用記録	[]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な管理方法		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に関力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク		
リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に関力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク		
リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に関力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

④ 特定個人情報情報の使用について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。

32. 宛名システム等において、特定個人情報情報が、使用目的を超えて取り扱われぬよう、また、評価対象の事務に必要な情報と併せて取り扱われぬよう、講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。

33. 事務で使用するその他のシステムにおいて、特定個人情報情報が、使用目的を超えて取り扱われぬよう、また、評価対象の事務に必要な情報と併せて取り扱われぬよう、講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。

34. 特定個人情報情報にアクセスする際の認証を行う場合は、特定個人情報情報にアクセスするユーザの認証方法、なりすましが行われぬために講じている対策について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。

35. 特定個人情報ファイルを取り扱う者が正当なユーザであることを確認するための情報の発効・失効の管理について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。

36. アクセス権限の発効・失効の管理を行う者による当該管理の適正性についてチェックしている内容を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。

37. 特定個人情報情報の入手から消去までの各過程において、特定個人情報ファイルの取扱い記録やアクセスの失敗の記録等を残していることを具体的に記載しているか。記録を残していない場合は、残していても権限のない者による不正な使用を防止できる理由を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。

38. 従業者が特定個人情報ファイルを事務外で使用しないよう講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。

39. 特定個人情報ファイルを取り扱う者が特定個人情報ファイルを不正に複製しないよう講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。

40. 特定個人情報情報の使用において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
委託先による特定個人情報の不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク		
情報保護管理体制の確認		
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[]	<選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない
具体的な制限方法		
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法		
特定個人情報の提供ルール	[]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法		
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法		
特定個人情報の消去ルール	[]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法		
委託契約中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容		
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

⑤ 特定個人情報の委託について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。

41. 委託先を決定する際に特定個人情報ファイルを適切に取り扱う委託先であることを確認する手続等について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。
42. 委託先において特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者を必要最小限に制限していることを具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。
43. 委託先における特定個人情報ファイルの取扱いについて記録を残している場合は、その方法や保存期間等を具体的に記載しているか。また、記録を残していない場合は権限のない者による不正な使用を防止できる理由を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。
44. 委託に伴う特定個人情報の提供に関するルールを定めている場合、ルールの内容及びルール遵守の確認方法を具体的に記載しているか。また、委託先から他者への提供を認めていない場合、提供されていないことを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。
45. 委託先における特定個人情報の消去のルールを定めている場合は、ルールの内容及びルール遵守の確認方法を具体的に記載しているか。また、委託契約終了後に消去されていることを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。
46. 委託先と締結する委託契約における特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。
47. 特定個人情報ファイルの取扱いを再委託している場合、再委託先での適正な取扱いの確保のために取っている措置について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。
48. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。

5. 特定個人情報提供・移転・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない
リスク1: 不正な提供・移転・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）	[]	2) 記録を残していない
特定個人情報提供・移転の記録	<選択肢> 1) 記録を残している	
具体的な方法		
特定個人情報提供・移転に関するルール	[]	2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	<選択肢> 1) 定めている	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	2) 十分である
リスク2: 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク	<選択肢> 1) 特にかを入れている 3) 課題が残されている	
リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	2) 十分である
リスク3: 誤った情報を提供・移転してしまふリスク、誤った相手に提供・移転してしまふリスク	<選択肢> 1) 特にかを入れている 3) 課題が残されている	
リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	2) 十分である
特定個人情報提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

⑥ 特定個人情報の提供・移転について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。

49. 特定個人情報の提供又は移転の記録を残している場合は、その記録の内容や記録方法、保存期間等を具体的に記載しているか。また、記録を残していない場合は特定個人情報提供が不正に提供又は移転されることを防止できる理由を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。

50. 特定個人情報の提供・移転に関するルールを定めている場合は、ルールの内容やルール遵守の確認方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。

51. 特定個人情報を提供・移転する際に、情報漏えいや紛失のリスクを軽減するための措置や提供先・移転先における特定個人情報の使用が法令に基づく適切なものであることを確認するための措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。

52. 誤った特定個人情報を提供・移転することや誤った相手に提供・移転することを防止する措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。

53. 特定個人情報の提供・移転において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	[]		
リスクへの対策は十分か	<選択肢> 1) 特にお力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	[]		
リスクへの対策は十分か	<選択肢> 1) 特にお力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
リスク3: 入手した特定個人情報情報が不正であるリスク			
リスクに対する措置の内容	[]		
リスクへの対策は十分か	<選択肢> 1) 特にお力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
リスク4: 入手の際に特定個人情報情報が漏えい・紛失するリスク			
リスクに対する措置の内容	[]		
リスクへの対策は十分か	<選択肢> 1) 特にお力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
リスク5: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	[]		
リスクへの対策は十分か	<選択肢> 1) 特にお力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク			
リスクに対する措置の内容	[]		
リスクへの対策は十分か	<選択肢> 1) 特にお力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
リスク7: 誤った情報を提供してしまふリスク、誤った相手に提供してしまふリスク			
リスクに対する措置の内容	[]		
リスクへの対策は十分か	<選択肢> 1) 特にお力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスクに対する措置			

⑦ 情報提供ネットワークシステムとの接続について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。

- 54. 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報情報を入手する際に、目的外の入手が行われないために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。
- 55. 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報情報を入手する際に、特定個人情報情報の安全が保たれない不適切な方法で特定個人情報情報を入手しないために講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。
- 56. 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報情報を入手した後、その情報の正確性を保つために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。
- 57. 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報情報を入手する際に、情報漏えいや紛失のリスクを軽減するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。
- 58. 情報提供ネットワークシステムを通じて提供する際に、特定個人情報情報の不正な提供が行われるリスクを軽減するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。
- 59. 情報提供ネットワークシステムを通じて提供する際に、特定個人情報情報の提供方法が不適切とならないよう講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。
- 60. 情報提供ネットワークシステムを通じて提供する際に、誤った特定個人情報情報を提供することや、誤った相手に提供することを防止するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。
- 61. 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うリスクについて、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。

7. 特定個人情報情報の保管・消去

リスク1: 特定個人情報情報の漏えい・滅失・毀損リスク

① NISO政府機関統一基準群	[]	<選択肢> 1) 特記力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 取組範囲ではない	2) 十分に遵守している
② 安全管理体制	[]	<選択肢> 1) 特記力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない	2) 十分に整備している
③ 安全管理規程	[]	<選択肢> 1) 特記力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない	2) 十分に整備している
④ 安全管理体制・規程の職員への周知	[]	<選択肢> 1) 特記力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない	2) 十分に周知している
⑤ 物理的対策	[]	<選択肢> 1) 特記力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	2) 十分に行っている
具体的な対策の内容			
⑥ 技術的対策	[]	<選択肢> 1) 特記力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	2) 十分に行っている
具体的な対策の内容			
⑦ バックアップ	[]	<選択肢> 1) 特記力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	2) 十分に行っている
⑧ 事故発生時手順の策定・周知	[]	<選択肢> 1) 特記力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	2) 十分に行っている
⑨ 過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[]	<選択肢> 1) 発生なし 2) 発生あり	2) 発生なし
その内容			
再発防止策の内容			
⑩ 死者の個人番号	[]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない	2) 保管していない
具体的な保管方法			
その他の措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特記力を入れている 2) 十分である 3) 取組が図られている	2) 十分である

④ 特定個人情報情報の保管・消去について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。

62. 特定個人情報情報の漏えい・滅失・毀損を防ぐために、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものであるか。

63. 特定個人情報情報の漏えい・滅失・毀損を防ぐために、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものであるか。

64. 過去3年以内に発生した全ての重大事故の内容、原因、影響、重大事故発生時への対応等について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。

65. 重大事故を受けて策定・実施した再発防止策の内容について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。

66. 死者の個人番号を保管している場合は保管方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。

リスク2: 特定個人情報が高い情報のまま保管され続けるリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[] <選択肢> 1) 特にお力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク	
消去手順	[] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[] <選択肢> 1) 特にお力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

67. 特定個人情報最新の状態で保管するためにに行っている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。

68. 保管期間を経過した特定個人情報情報を適切に安全かつ確実に消去できる手続・体制・手法になっているか等について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。

69. 特定個人情報の保管・消去において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査	
① 自己点検	[]
具体的なチェック方法	<p><選択肢></p> <p>1) 特に関力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分に行っていない</p>
② 監査	[]
具体的な内容	<p><選択肢></p> <p>1) 特に関力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分に行っていない</p>
2. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	[]
具体的な方法	<p><選択肢></p> <p>1) 特に関力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分に行っていない</p>
3. その他のリスク対策	

⑨ 特定個人情報ファイルの取扱いについて自己点検・監査や従業員に対する教育・啓発を行っているか。

70. 評価書に記載したとおりに運用がなされていること等について、評価の実施を担当する部署自らが、どのように自己点検するか具体的に記載しているか。

71. 評価書に記載したとおりに運用がなされていること等について、どのように監査するか具体的に記載しているか。

72. 特定個人情報を取り扱う従業員等に対しての教育・啓発や違反行為をした従業員等に対する措置について具体的に記載しているか。

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報開示・訂正・利用停止請求

①請求先	
②請求方法	
特記事項	
③手数料等	[] (手数料額、納付方法:)
④個人情報ファイル簿の公表	[]
個人情報ファイル名	
公表場所	
⑤法令による特別の手續	
⑥個人情報ファイル簿への不 記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	
②対応方法	

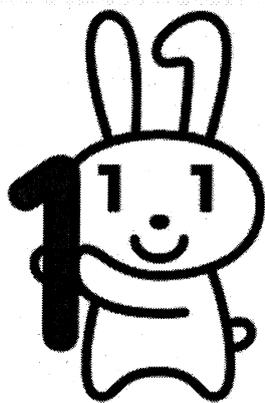
VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	[]
②しきい値判断結果	<p><選択肢></p> <p>1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)</p>
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	
②実施日・期間	
③期間を短縮する特段の理由	
④主な意見の内容	
⑤評価書への反映	
3. 第三者点検	
①実施日	
②方法	
③結果	
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

73. 国民・住民等からの意見聴取により得られた意見を踏まえて評価書のどの箇所をどのように修正したかを具体的に記載しているか。

マイナンバーガイドライン入門

(行政機関等・地方公共団体等編)

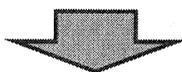


令和4年4月版
個人情報保護委員会事務局

マイナンバーガイドラインの概要

安心・安全の確保

- 個人番号を用いた個人情報の追跡・突合が行われ、集約された個人情報が外部に漏えいするのではないか。
- 他人の個人番号を用いた成りすまし等により財産その他の被害を負うのではないか。
- 国家により個人の様々な個人情報が個人番号をキーに名寄せ・突合されて一元管理されるのではないか。



番号法においては、特定個人情報の適正な取扱いを確保するため、個人番号の利用範囲を限定し、利用目的以外の目的での利用を禁止するなど各種の保護措置が設けられています。

マイナンバーガイドラインの趣旨

- 番号法の規定及びその解釈について、具体例を用いて分かりやすく解説しています。
- 地方公共団体等の実務担当者が参加する検討会の議論を踏まえ、個人番号が実務の現場で適正に取り扱われるための具体的な指針を示しています。

※ 番号法において、国はマイナンバーその他の特定個人情報の取扱いの適正を確保するために必要な措置を講ずる(4条)、個人情報保護法において、委員会は、行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図り、並びに個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するため、個人情報の適正な取扱いの確保を図ること(個人番号利用事務等実施者に対する指導及び助言その他の措置を講ずることを含む。)(128条)とされている。

特定個人情報とは、個人番号をその内容に含む個人情報をいいます。



マイナンバーガイドラインの種類

- 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等・地方公共団体等編)
- 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)
- (別冊) 金融業務における特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン

<マイナンバーガイドラインの構成(共通)>

- 第1 はじめに
- 第2 用語の定義等
- 第3 総論〔目的、適用対象、位置付け等を記述〕
- 第4 各論〔利用の制限、安全管理、提供の制限等を記述〕
(別添1) 特定個人情報に関する安全管理措置
(別添2) 特定個人情報の漏えい等に関する報告等

ガイドラインの総論 ①

ガイドラインの目的・位置付け

- 番号法第4条及び個人情報保護法第128条に基づき、行政機関等（注1）及び地方公共団体等（注2）が特定個人情報の適正な取扱いを確保するための具体的な指針を定めるもの。

（注1）「行政機関等」とは、個人情報保護法第2条第11項に規定する行政機関等をいう。

（注2）「地方公共団体等」とは、地方公共団体及び同法第2条第10項に規定する地方独立行政法人をいう。

※ 番号法に特段の規定がない事項については、個人情報保護法の規定又は個人情報保護条例が適用される部分については、個人情報保護法を基に定められている指針等（注3）を遵守することを前提としています。

- （注3）「指針等」とは、「地方公共団体における個人情報保護対策について」（平成15年6月16日総行情第91号総務省政策統括官通知）などをいう。

※ 本ガイドラインの中で、「しなければならない」及び「してはならない」と記述している事項については、これらに従わなかった場合、法令違反と判断される可能性があります。一方、「望ましい」と記述している事項については、これに従わなかったことをもって直ちに法令違反と判断されることはないが、番号法の趣旨を踏まえ、行政機関等又は地方公共団体等の規模及び事務の特性に応じ対応することが望まれるものです。

番号法と個人情報保護法及び個人情報保護条例との関係

- 番号法の規定は、個人情報保護法又は個人情報保護条例の規定に優先して適用されます。
- 番号法に特段の規定がない事項については、個人情報保護法の規定又は個人情報保護条例が適用されます。
- 地方公共団体は、地方公共団体等が保有する特定個人情報の適正な取扱いを確保し、当該特定個人情報の開示、訂正、利用の停止、消去及び提供の停止を実施するために、必要な措置を講ずるものとしており（番号法第32条）、これらに対応するため、個人情報保護条例の改正等が必要となる場合があります。
- ※ 特定個人情報について、利用目的の特定、保有の制限、利用目的の変更、利用目的の明示、保有する個人情報である特定個人情報の正確性の確保等についても、番号法第32条の規定に基づき、行政機関等と同様の適用となるよう、個人情報保護条例の改正等が必要となる場合があります。
- ※ 条例の改正等が必要となる場合については、「特定個人情報の取扱いにおいて必要となり得る個人情報保護条例の改正等」（30ページ以降）を参照。

2

ガイドラインの総論 ②

罰則の強化

- 番号法においては、個人情報保護法及び住民基本台帳法における類似の刑の上限が引き上げられている等罰則が強化されている（番号法第48条から第55条の3まで）。また、項番①から⑤までは、日本国外においてこれらの罪を犯した者にも適用されます（同法第56条）。

項番	行為	番号法	同種法律における類似規定の罰則	
			個人情報保護法	住民基本台帳法
①	個人番号利用事務等に従事する者又は従事していた者が、正当な理由なく、特定個人情報ファイルを提供	4年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金又は併科（第48条）	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金（第171条）	—
②	上記の者が、不正な利益を図る目的で、個人番号を提供又は盗用	3年以下の懲役若しくは150万円以下の罰金又は併科（第49条）	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金（第175条）	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金（第42条）
③	情報提供ネットワークシステムの事務に従事する者又は従事していた者が、情報提供ネットワークシステムに関する秘密を漏えい又は盗用	同上（第50条）	—	同上（第42条）
④	人を欺き、人に暴行を加え、人を脅迫し、又は、財物の窃取施設への侵入、不正アクセス等により個人番号を取得	3年以下の懲役又は150万円以下の罰金（第51条）	—	—
⑤	国の機関の職員が、職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で、特定個人情報が記録された文書等を収集	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金（第52条）	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金（第176条）	—
⑥	委員会から命令を受けた者が、委員会の命令に違反	2年以下の懲役又は50万円以下の罰金（第53条）	—	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金（第43条）
⑦	委員会に対する、虚偽の報告、虚偽の資料提出、検査拒否等	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金（第54条）	—	30万円以下の罰金（第46条、第47条）
⑧	偽りその他不正の手段により個人番号カード等を取得	6月以下の懲役又は50万円以下の罰金（第55条）	—	30万円以下の罰金（第46条）

3

行政機関・地方公共団体等における個人番号利用事務等

個人番号関係事務

○行政機関等及び地方公共団体等が、法令又は条例の規定により、職員等から個人番号の提供を受けて、これを給与所得の源泉徴収票、給与支払報告書等の必要な書類に記載して、税務署長、市区町村長等に提出する事務。

個人番号関係事務実施者

※委託を受けた者を含む。

行政機関、
地方公共団体等



収集

特定個人情報ファイル(イメージ)

個人番号	氏名	住所
5678...	難波一郎	*****
1234...	番号太郎	*****

特定個人情報

保管

支払調書(イメージ)

支払いを<個人番号 1234>
受ける者氏名 番号太郎

源泉徴収票(イメージ)

支払いを<個人番号 5678>
受ける者氏名 難波一郎

・法定調書等の提出
・共済組合への申請・届出等

個人番号の提供の求め

個人番号の提供

本人確認

特定個人情報の提供

○本人や扶養親族の個人番号を、勤務先の地方公共団体等に提示、提出。

職員等



個人番号
5678...

・扶養控除等申告書の提出
・共済組合への申請・届出等

○本人の個人番号を、講演依頼等を受けた地方公共団体等や不動産貸付先の地方公共団体等に提示、提出。

有識者・不動産所有者等



個人番号
1234...

・講演料、原稿料等の支払手続
・不動産使用料の支払手続

○本人の個人番号を、申告書や請求書等に記載して、税務署や市役所に提出。

住民



・所得税の確定申告書の提出
・児童手当の認定請求書の提出等

個人番号利用事務

○行政機関等及び地方公共団体等が、社会保障、税及び災害対策に関する特定の事務において、個人番号を利用して個人情報を検索、管理する事務。

個人番号利用事務実施者

※委託を受けた者を含む。

地方公共団体、税務署、共済組合等



特定個人情報の提供

特定個人情報ファイル(イメージ)

個人番号	氏名	住所
5678...	難波一郎	*****
9876...	番号花子	*****

特定個人情報

保管

本人確認



情報提供ネットワークシステム



提供

個人番号利用事務実施者

行政機関、地方公共団体、
健康保険組合等

利用制限、提供制限、収集・保管制限

利用の制限

- 個人番号は、番号法があらかじめ限定的に定めた事務以外で利用することはできません。
- 行政機関等及び地方公共団体等が個人番号を利用するのは、個人番号利用事務（番号法別表第1に掲げられている事務及び番号法第9条第2項に基づいて条例で規定した事務）、個人番号関係事務（職員等の社会保障及び税に関する手続書類の作成事務）、番号法第19条第13号から第17号までにに基づき特定個人情報の提供を受けた目的を達成するために必要な限度で利用する事務に限られます。
- 個人番号の例外的な利用は、①金融機関が激甚災害時等に金銭の支払を行う場合、②人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合に限られています。

提供の制限

- 個人番号利用事務等を処理するために必要がある場合に限り、本人等に個人番号の提供を求めることができます。
- 番号法で限定的に明記された場合を除き、個人番号の提供を求めてはなりません。
- 番号法で限定的に明記された場合を除き、特定個人情報を提供してはなりません。

※同一地方公共団体内の異なる機関に特定個人情報が移動することは「提供」に当たります。

収集・保管制限

- 番号法で限定的に明記された場合を除き、特定個人情報を収集又は保管してはなりません。
- 番号法で限定的に明記された事務を処理する必要がなくなった場合で、文書管理に関する規程等によって定められている保存期間を経過した場合には、個人番号をできるだけ速やかに廃棄又は削除しなければなりません。

<番号法で限定的に明記された場合> (番号法第19条各号(抄))	
第1号	個人番号利用事務実施者からの提供
第2号	個人番号関係事務実施者からの提供
第3号	本人又は代理人からの提供
第4号	使用者等から他の使用者等に対する従業者等に関する特定個人情報の提供
第5号	機構による個人番号の提供(第14条第2項、施行令第11条)
第6号	委託、合併に伴う提供
第7号	住民基本台帳法上の規定に基づく提供(施行令第19条)
第8号、第9号	情報提供ネットワークシステムを通じた提供(施行令第20条、番号法第十九条第九号規則)
第10号	国税・地方税法令に基づく国税連携及び地方税連携による提供(施行令第21条、第22条)
第11号	地方公共団体の他の機関に対する提供
第13号	委員会からの提供の求め
第15号	各議院審査等その他公益上の必要があるときの提供(施行令第25条、施行令別表)
第16号	人の生命、身体又は財産の保護のための提供
第17号	委員会規則に基づく提供

委託

○ 委託者（行政機関等及び地方公共団体等）は、委託先において、番号法に基づき個人番号利用事務等を行う委託者が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行わなければなりません。

※ 委託者は、委託をする個人番号利用事務等において取り扱う特定個人情報の適切な安全管理が図られることを確認した上で再委託の諾否を判断しなければなりません。また、委託先に対する監督義務だけでなく、再委託先に対しても間接的に監督義務を負うこととなります。

《必要かつ適切な監督》

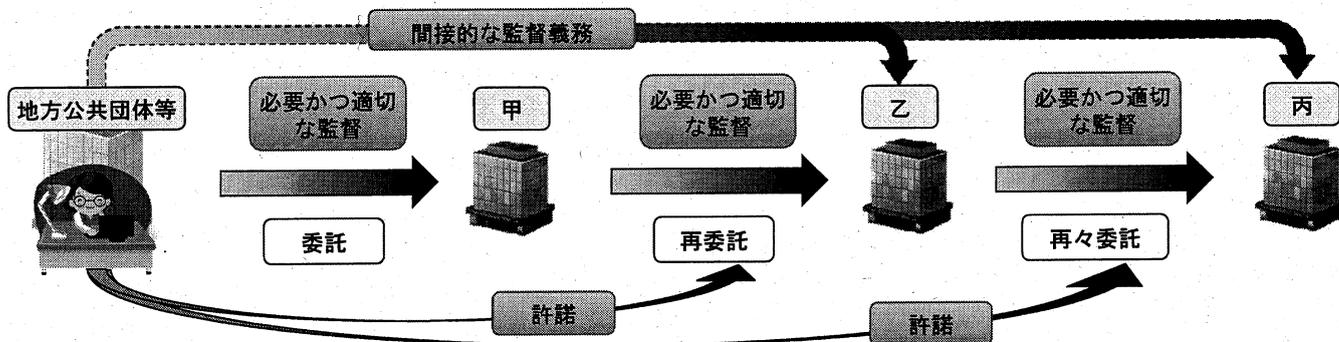
- ① 委託先の適切な選定
- ② 委託先に安全管理措置を遵守させるための必要な契約の締結

（契約に盛り込む必要がある内容）

- ・ 秘密保持義務
- ・ 事業所内からの特定個人情報の持ち出しの禁止
- ・ 特定個人情報の目的外利用の禁止
- ・ 再委託における条件
- ・ 漏えい等事案が発生した場合の委託先の責任

- ・ 委託契約終了後の特定個人情報の返却又は廃棄
- ・ 特定個人情報を取り扱う従業者の明確化
- ・ 従業者に対する監督・教育
- ・ 契約内容の遵守状況について報告を求める規定
- ・ 必要があると認めるときに実地調査を行うことができる規定等

- ③ 委託先における特定個人情報の取扱状況の把握



○ 委託先が再委託する場合は、最初の委託者（地方公共団体等）の許諾を得た場合に限り、再委託をすることができます。再々委託以降も同様です。

6

情報提供ネットワークシステム

情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の情報連携

○ 行政機関等及び地方公共団体等は、番号法第19条第8号の規定及び別表第2に基づき、情報提供ネットワークシステムを通じて、情報照会者として他の個人番号利用事務実施者から個人番号利用事務を処理するために必要な特定個人情報の提供を受け、又は情報提供者として他の個人番号利用事務実施者に対し特定個人情報を提供することとなります。また、同法第19条第9号の規定及び個人情報保護委員会規則に基づき、情報提供ネットワークシステムを通じて、条例事務関係情報照会者として条例事務関係情報提供者から条例事務を処理するために必要な特定個人情報の提供を受け、又は条例事務関係情報提供者として条例事務関係情報照会者に対して特定個人情報を提供することも認められます。

※ 情報提供ネットワークシステムを使用できる者は限定されており、行政機関及び地方公共団体等から個人番号利用事務の委託を受けた者（法令の規定により、同法別表第2の第2欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者及び同表の第4欄に掲げる特定個人情報の利用又は提供に関する事務の全部又は一部を行うこととされている者を除く。）は、情報提供ネットワークシステムに接続された端末を操作して情報照会等を行うことはできません。

○ 情報提供者又は条例事務関係情報提供者は、番号法第19条第8号又は第9号の規定により特定個人情報の提供を求められた場合において、同法第21条第2項の規定による内閣総理大臣からの通知を受けたときは、番号法施行令で定めるところにより、情報照会者又は条例事務関係情報照会者に対して求められた特定個人情報を提供しなければなりません。（番号法第22条第1項、第26条）

情報提供等の記録

○ 情報照会者又は条例事務関係情報照会者及び情報提供者又は条例事務関係情報提供者は、情報提供等の記録を7年間保存しなければなりません。

7

特定個人情報保護評価

- 特定個人情報保護評価は、評価実施機関が、特定個人情報ファイルを取り扱う事務における当該特定個人情報ファイルの取扱いについて自ら評価するものです。（特定個人情報保護評価の詳細は、「特定個人情報保護評価に関する規則」及び「特定個人情報保護評価指針」を参照してください。）

特定個人情報保護評価に記載した措置の実施

- 評価実施機関は、個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するための措置として特定個人情報保護評価書に記載した全ての措置を講ずることとなります。

特定個人情報保護評価に係る違反に対する措置

- 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられているにもかかわらずこれを実施していない場合は、情報連携を行うことが禁止されています（番号法第21条第2項第2号、第28条第6項）。

8

その他の取扱い ①

保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求

- 行政機関等が保有する特定個人情報及び情報提供等の記録に関する措置要求については、番号法において適用除外となっています。
- ※ 地方公共団体においては、番号法第32条の規定に基づき、行政機関等と同様の適用となるよう、個人情報保護条例の改正等が必要となる場合があります。

個人情報ファイルの保有等に関する事前通知

- 行政機関（会計検査院を除く。以下この項において同じ。）が特定個人情報ファイル（情報提供等の記録を含む。）を保有しようとするときは、個人情報ファイルを保有しようとするときと同様、個人情報保護法第74条第1項の規定が適用されます。

〈参考〉行政機関における個人情報保護委員会への事前通知等の要否

事前通知等の要否	具体的な場面
必要な場合	①特定個人情報ファイルを保有しようとするとき（注） ②通知した事項を変更しようとするとき（注） ③特定個人情報ファイルの保有をやめたとき ④特定個人情報ファイルにおける本人の数が千人に満たなくなったとき （注）全項目評価書を委員会に提出し、特定個人情報ファイルの取扱いについて委員会の承認を受け、公表したときは、委員会に対する事前通知があったものとみなされる。また、重点項目評価書を委員会へ提出し、公表したときについても、委員会に対する事前通知があったものとして取り扱われます。
不要な場合	個人情報保護法第74条第2項各号に掲げる個人情報ファイルに相当する特定個人情報ファイル

（独立行政法人等、地方公共団体等は、委員会へ事前通知等をする必要はありません。）

その他の取扱い ②

開示請求・訂正請求・利用停止請求

- 行政機関等の保有する特定個人情報に関する開示、訂正、利用停止の請求等については、番号法第30条及び第31条により、個人情報保護法が読み替えられ、次に掲げるとおり個人情報の取扱いと異なる規定となっています。
- ※ 地方公共団体においては、番号法第32条の規定に基づき、行政機関等と同様の適用となるよう、個人情報保護条例の改正等が必要となる場合があります。

《一般法と異なる規定》

【開示請求】

- A 情報提供等の記録については、事案の移送を禁止
- B 他の法令による開示の実施との調整を行わない
- C 開示請求の手数料の免除

【訂正請求】

- A 情報提供等の記録については、事案の移送の禁止
- B 情報提供等の記録について訂正を実施した場合の通知先の変更

【利用停止請求】

- A 請求事由の追加等（番号法第19条、第20条又は第29条の規定に違反して特定個人情報が利用され、又は提供されているとき）
- B 情報提供等の記録については、利用停止の請求をすることができない

10

安全管理措置（概要）

概要

- 個人番号利用事務等実施者は、個人番号（生存する個人のものだけでなく死者のものも含む。）の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人番号の適切な管理のために必要な措置を講じなければなりません。また、行政機関等は、保有個人情報である特定個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報である特定個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければなりません。
- 個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するための措置として、特定個人情報保護評価書に記載した全ての措置を講ずることとなります。

安全管理措置の検討手順

特定個人情報等：個人番号及び特定個人情報

- 特定個人情報等の取扱いに関する安全管理措置について、次のような手順で検討を行う必要があります。

A 個人番号を取り扱う事務の範囲の明確化

個人番号を取り扱う事務の範囲(例)



B 特定個人情報等の範囲の明確化

源泉徴収票作成事務における特定個人情報等の範囲(例)

氏名	個人番号	性別	...	所属	年税額
番号太郎	123456...	男	...	○課	XXX,XXX
番号花子	234567...	女	...	△課	XXX,XXX
難波一郎	345678...	男	...	●部	XXX,XXX
難波次郎		男	...	退職	

C 事務取扱担当者の明確化

部署名（○○課、○○係等）、事務名（○○事務担当者）等により、担当者が明確になれば十分であると考えられます。ただし、部署名等により事務取扱担当者の範囲が明確化できない場合には、事務取扱担当者を指名する等を行う必要があると考えられます。

- D 基本方針の策定
- E 取扱規程等の見直し等

11

安全管理措置（講ずべき安全管理措置の概要）

安全管理措置検討の前提

- 安全管理措置を講ずるに当たり、次に掲げるものを遵守することを前提とします。
 - ・ 番号法
 - ・ 個人情報保護条例等関係法令
 - ・ 本ガイドライン
 - ・ 指針等^(注)
 - ・ 政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準等に準拠した各府省庁等における情報セキュリティポリシー等
 - ・ 特定個人情報保護評価を実施した事務については、その内容
 - ・ 接続する情報提供ネットワークシステム等の接続規程等が示す安全管理措置等
- (注) 「指針等」とは、「地方公共団体における個人情報保護対策について」（平成15年6月16日総行情第91号総務省政策統括官通知）等をいう。

12

安全管理措置（講ずべき安全管理措置の概要）

講ずべき安全管理措置の項目

- A 基本方針の策定
- B 取扱規程等の見直し等
- C 組織的安全管理措置
 - a 組織体制の整備
 - b 取扱規程等に基づく運用
 - c 取扱状況を確認する手段の整備
 - d 漏えい等事案に対応する体制等の整備
 - e 取扱状況の把握及び安全管理措置の見直し
- D 人的安全管理措置
 - a 事務取扱担当者の監督
 - b 事務取扱担当者等の教育
 - c 法令・内部規程違反等に対する厳正な対処
- E 物理的安全管理措置
 - a 特定個人情報等を取り扱う区域の管理
 - b 機器及び電子媒体等の盗難等の防止
 - c 電子媒体等の取扱いにおける漏えい等の防止
 - d 個人番号の削除、機器及び電子媒体等の廃棄
- F 技術的安全管理措置
 - a アクセス制御
 - b アクセス者の識別と認証
 - c 不正アクセス等による被害の防止等
 - d 漏えい等の防止
- G 外的環境の把握

ガイドラインに示す安全管理措置の項目以外にも、保有する特定個人情報等の性質、漏えい・滅失・毀損等による影響等の検討の結果に基づき、漏えい等事案の未然防止及び検知並びに事案発生時の拡大防止等の観点から、適切に判断してください。



組織的安全管理措置



人的安全管理措置

基本方針
の策定

組織

取扱規程等
の見直し等



物理的安全管理措置



技術的安全管理措置



外的環境の把握

13

121

講ずべき安全管理措置の構成

- 特定個人情報等の保護のために必要な安全管理措置について本文で示し、その具体的な手法の例示を記述しています。なお、手法の例示は、これに限定する趣旨で記載したのではなく、また、個別ケースによって別途考慮すべき要素があり得るので注意を要します。

F 技術的安全管理措置

行政機関等及び地方公共団体等は、特定個人情報等の適正な取扱いのために、次に掲げる技術的安全管理措置を講じなければならない。

a アクセス制御

情報システムを使用して個人番号利用事務等を行う場合、事務取扱担当者及び当該事務で取り扱う特定個人情報ファイルの範囲を限定するために、適切なアクセス制御を行う。

安全管理措置として講ずる内容

《手法の例示》

- * アクセス制御を行う方法としては、次に掲げるものが挙げられる。
 - ・ 特定個人情報ファイルを取り扱うことのできる情報システム端末等を限定する。
 - ・ 各情報システムにおいて、アクセスすることのできる特定個人情報ファイルを限定する。
 - ・ ユーザーIDに付与するアクセス権により、特定個人情報ファイルを取り扱う情報システムを使用できる者を事務取扱担当者に限定する。

具体的な手法の例示。

組織の規模及び特定個人情報等を取り扱う事務の特性により、適切な手法を採用する。

安全管理措置（講ずべき安全管理措置 A基本方針の策定、B取扱規程等の見直し等）

A 基本方針の策定

- 特定個人情報等の適正な取扱いの確保について組織として取り組むために、基本方針を策定することが重要です。

特定個人情報等の取扱いに係る基本方針は、既存の個人情報の取扱いに関する基本方針（個人情報保護方針等）を改正する方法又は別に策定する方法いずれでも差し支えありません。

B 取扱規程等の見直し等

- スライド11の安全管理措置の検討手順A～Cで明確化した事務において事務の流れを整理し、特定個人情報等の具体的な取扱いを定めるために、取扱規程等の見直し等を行わなければなりません。
- 特に、特定個人情報等の複製及び送信、特定個人情報等が保存されている電子媒体等の外部への送付及び持ち出し等については、責任者の指示に従い行うことを定めることが重要です。

既存の個人情報の保護に係る取扱規程等がある場合には、特定個人情報の取扱いを追記することも可能と考えられます。

安全管理措置（講ずべき安全管理措置 C 組織的安全管理措置 ①）

C 組織的安全管理措置

- 特定個人情報等の適正な取扱いのために、次に掲げる組織的安全管理措置を講じなければなりません。

a 組織体制の整備

- 安全管理措置を講ずるための組織体制を整備する。組織体制の整備として、次に掲げる事項を含める。地方公共団体等は、次に掲げる事項を参考に、適切に組織体制を整備する。
 - ・ 総括責任者（機関等に各1名）の設置及び責任の明確化
 - ・ 保護責任者（個人番号利用事務等を実施する課室等に各1名）の設置及び責任の明確化
 - ・ 監査責任者の設置及び責任の明確化
 - ・ 事務取扱担当者及びその役割の明確化
 - ・ 事務取扱担当者が取り扱う特定個人情報等の範囲の明確化
 - ・ 事務取扱担当者が取扱規程等に違反している事実又は兆候を把握した場合の責任者への報告連絡体制の整備
 - ・ 個人番号の漏えい、滅失又は毀損等（以下「漏えい等」という。）事案の発生又は兆候を把握した場合の職員から責任者等への報告連絡体制の整備
 - ・ 特定個人情報等を複数の部署で取り扱う場合の各部署の任務分担及び責任の明確化

b 取扱規程等に基づく運用

- 取扱規程等に基づく運用を行うとともに、その状況を確認するため、特定個人情報等の利用状況等を記録し、その記録を一定の期間保存し、定期に及び必要に応じ随時に分析等するための体制を整備する。記録については、改ざん、窃取又は不正な削除の防止のために必要な措置を講ずるとともに、分析等を行う。

記録を保存することは、取扱規程等に基づく確実な事務の実施、漏えい等の事案発生を抑止、監査及び漏えい等の事案に対処するための有効な手段です。記録として保存する内容及び保存期間は、システムで取り扱う情報の種類、量、システムを取り扱う職員の数、監査の頻度等を総合的に勘案し、適切に定めることが重要であると考えます。

16

安全管理措置（講ずべき安全管理措置 C 組織的安全管理措置 ②）

c 取扱状況を確認する手段の整備

- 特定個人情報ファイルの取扱状況を確認するため、次に掲げる項目を含めて記録する。
なお、取扱状況を確認するための記録等には、特定個人情報等は記載しない。
 - ・ 特定個人情報ファイルの名称
 - ・ 行政機関等の名称及び特定個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称
 - ・ 特定個人情報ファイルの利用目的
 - ・ 特定個人情報ファイルに記録される項目及び本人として特定個人情報ファイルに記録される個人の範囲
 - ・ 特定個人情報ファイルに記録される特定個人情報等の収集方法

d 漏えい等事案に対応する体制等の整備

- 漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合に、適切かつ迅速に対応するための体制及び手順等を整備する。
- 漏えい等の事案が発生した場合、二次被害の防止、類似事案の発生防止等の観点から、事案に応じて、事実関係及び再発防止策等を早急に公表することが重要である。

e 取扱状況の把握及び安全管理措置の見直し

- 監査責任者は、特定個人情報等の管理の状況について、定期に及び必要に応じ随時に監査（外部監査及び他部署等による点検を含む。）を行い、その結果を総括責任者に報告する。
- 総括責任者は、監査の結果等を踏まえ、必要があると認めるときは、取扱規程等の見直し等の措置を講ずる。

17
123

安全管理措置（講ずべき安全管理措置 D 人的安全管理措置）①

D 人的安全管理措置

- 特定個人情報等の適正な取扱いのために、次に掲げる人的安全管理措置を講じなければなりません。

a 事務取扱担当者の監督

- 総括責任者及び保護責任者は、特定個人情報等が取扱規程等に基づき適正に取り扱われるよう、事務取扱担当者に対して必要かつ適切な監督を行う。

b 事務取扱担当者等の教育①

- 総括責任者及び保護責任者は、事務取扱担当者に、特定個人情報等の適正な取扱いについて理解を深め、特定個人情報等の保護に関する意識の高揚を図るための啓発その他必要な教育研修を行う。
- 特定個人情報等を取り扱う情報システムの管理に関する事務に従事する職員に対し、特定個人情報等の適切な管理のために、情報システムの管理、運用及びセキュリティ対策に関して必要な教育研修を行う。
- 総括責任者は、保護責任者に対し、課室等における特定個人情報等の適切な管理のために必要な教育研修を行う。
- 教育研修については、教育研修への参加の機会を付与するとともに、研修未受講者に対して再受講の機会を付与する等の必要な措置を講ずる。

18

安全管理措置（講ずべき安全管理措置 D 人的安全管理措置）②

b 事務取扱担当者等の教育②

- サイバーセキュリティの研修については、番号法に基づき特定個人情報ファイルを取り扱う事務に従事する者に対して、次に掲げるところにより、特定個人情報の適正な取扱いを確保するために必要なサイバーセキュリティ^(注)の確保に関する事項その他の事項に関する研修を行う（番号法第29条の2、番号法施行令第32条）。
 - ・研修の計画をあらかじめ策定し、これに沿ったものとする。
 - ・研修の内容は、特定個人情報の適正な取扱いを確保するために必要なサイバーセキュリティの確保に関する事項として、情報システムに対する不正な活動その他のサイバーセキュリティに対する脅威及び当該脅威による被害の発生又は拡大を防止するため必要な措置に関するものを含むものとする。
 - ・特定個人情報ファイルを取り扱う事務に従事する者の全てに対して、おおむね一年ごとに研修を受けさせるものとする。

(注) サイバーセキュリティとは「サイバーセキュリティ基本法」(平成26年法律第104号)第2条に規定するサイバーセキュリティをいう。

c 法令・内部規程違反等に対する厳正な対処

- 法令又は内部規程等に違反した職員に対し、法令又は内部規程等に基づき厳正に対処する。

19

E 物理的安全管理措置

- 特定個人情報等の適正な取扱いのために、次に掲げる物理的安全管理措置を講じなければなりません。

a 特定個人情報等を取り扱う区域の管理

- 特定個人情報ファイルを取り扱う情報システム（サーバ等）を管理する区域（以下「管理区域」という。）を明確にし、物理的な安全管理措置を講ずる。管理区域において、入退室管理及び管理区域へ持ち込む機器等の制限等の措置を講ずる。
- 特定個人情報等を取り扱う事務を実施する区域（以下「取扱区域」という。）について、事務取扱担当者等以外の者が特定個人情報等を容易に閲覧等できないよう留意する必要がある。
- 基幹的なサーバ等の機器を設置する室等（以下「情報システム室等」という。）を区分して管理する場合は、情報システム室等について、次の①及び②に掲げる措置を講ずる。
 - ① 入退室管理
 - ・ 情報システム室等に入室する権限を有する者を定めるとともに、用件の確認、入退室の記録、部外者についての識別化、部外者が入室する場合の職員の立会い等の措置を講ずる。また、情報システム室等に特定個人情報等を記録する媒体を保管するための施設を設けている場合においても、必要があると認めるときは、同様の措置を講ずる。
 - ・ 必要があると認めるときは、情報システム室等の出入口の特定化による入退室の管理の容易化、所在表示の制限等の措置を講ずる。
 - ・ 必要があると認めるときは、入室に係る認証機能を設定し、及びパスワード等の管理に関する定めを整備（その定期又は随時の見直しを含む。）、パスワード等の読取防止等を行うために必要な措置を講ずる。
 - ② 情報システム室等の管理
 - ・ 外部からの不正な侵入に備え、施錠装置、警報装置、監視設備の設置等の措置を講ずる。

b 機器及び電子媒体等の盗難等の防止

- 管理区域及び取扱区域における特定個人情報等を取り扱う機器、電子媒体及び書類等の盗難又は紛失等を防止するために、物理的な安全管理措置を講ずる。また、電子媒体及び書類等の庁舎内の移動等において、紛失・盗難等に留意する。

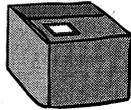
c 電子媒体等の取扱いにおける漏えい等の防止

- 許可された電子媒体又は機器等以外のものについて使用の制限等の必要な措置を講ずる。また、記録機能を有する機器の情報システム端末等への接続の制限等の必要な措置を講ずる。
- 取扱規程等の手続に基づき、特定個人情報等が記録された電子媒体又は書類等を持ち運ぶ必要が生じた場合には、容易に個人番号が判明しないよう安全な方策を講ずる。
- 「持ち運ぶ」とは、特定個人情報等を管理区域又は取扱区域から外へ移動させること又は当該区域の外から当該区域へ移動させることをいい、庁舎内での移動等であっても、特定個人情報等の紛失・盗難等に留意する必要がある。

d 個人番号の削除、機器及び電子媒体等の廃棄

- 特定個人情報等が記録された電子媒体及び書類等について、文書管理に関する規程等によって定められている保存期間を経過した場合には、個人番号をできるだけ速やかに復元不可能な手段で削除又は廃棄する。
- 個人番号若しくは特定個人情報ファイルを削除した場合、又は電子媒体等を廃棄した場合には、削除又は廃棄した記録を保存する。また、これらの作業を委託する場合には、委託先が確実に削除又は廃棄したことについて、証明書等により確認する。

廃棄が必要となってから廃棄作業を行うまでの期間については、毎年度末に廃棄を行う等、個人番号及び特定個人情報の保有に係る安全性及び事務の効率性等を勘案し、各機関において判断してください。



個人番号利用事務等に用いたものは、定められた期間保存した後に、廃棄する



廃棄時に物理的に破碎する

氏名	個人番号	性別	...	所属	年税額
番号太郎		男	...	退職	
番号花子	234567...	女	...	△課	XXX,XXX
難波一郎	345678...	男	...	●部	XXX,XXX
難波次郎		男	...	退職	

事務処理に必要ななくなった個人番号をデータベースから削除する

安全管理措置（講ずべき安全管理措置 F 技術的安全管理措置・G 外的環境の把握）

F 技術的安全管理措置

- 特定個人情報等の適正な取扱いのために、次に掲げる技術的安全管理措置を講じなければなりません。

a アクセス制御

- 情報システムを使用して個人番号利用事務等を行う場合、事務取扱担当者及び当該事務で取り扱う特定個人情報ファイルの範囲を限定するために、適切なアクセス制御を行う。

b アクセス者の識別と認証

- 特定個人情報等を取り扱う情報システムは、事務取扱担当者が正当なアクセス権を有する者であることを、識別した結果に基づき認証する。

c 不正アクセス等による被害の防止等

- 情報システムを外部等からの不正アクセス又は不正ソフトウェアから保護する仕組み等を導入し、適切に運用する。また、個人番号利用事務の実施に当たり接続する情報提供ネットワークシステム等の接続規程等が示す安全管理措置を遵守する。
- 個人番号利用事務において使用する情報システムについて、インターネットから独立する等の高いセキュリティ対策を踏まえたシステム構築や運用体制整備を行う。

d 漏えい等の防止

- 特定個人情報等をインターネット等により外部に送信する場合、通信経路における漏えい等を防止するための措置を講ずる。
- 特定個人情報ファイルを機器又は電子媒体等に保存する必要がある場合、原則として、暗号化又はパスワードにより秘匿する。

G 外的環境の把握

- 行政機関等及び地方公共団体等が、外国において特定個人情報等を取り扱う場合、当該外国の個人情報の保護に関する制度等を把握した上で、特定個人情報等の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければなりません。

特定個人情報の漏えい等に関する報告等（1 特定個人情報の漏えい等の考え方）

A 「漏えい」の考え方

特定個人情報の「漏えい」とは、特定個人情報が外部に流出することをいいます。

なお、特定個人情報を第三者に閲覧されないうちに全てを回収した場合は、漏えいに該当しません。

【特定個人情報の漏えいに該当する事例】

- * 特定個人情報が記載された書類を第三者に誤送付した場合
- * システムの設定ミス等によりインターネット上で特定個人情報の閲覧が可能な状態となっていた場合

B 「滅失」の考え方

特定個人情報の「滅失」とは、特定個人情報の内容が失われることをいいます。

なお、下記の場合であっても、その内容と同じデータが他に保管されている場合は、滅失に該当しません。また、個人番号利用事務等実施者が合理的な理由により特定個人情報を削除する場合は、滅失に該当しません。

【特定個人情報の滅失に該当する事例】

- * 特定個人情報ファイルから出力された氏名等が記録された帳票等を誤って廃棄した場合

C 「毀損」の考え方

特定個人情報の「毀損」とは、特定個人情報の内容が意図しない形で変更されることや、内容を保ちつつも利用不能な状態となることをいいます。

(※) 同時に特定個人情報が窃取された場合には、特定個人情報の漏えいにも該当する。

【特定個人情報の毀損に該当する事例】

- * 特定個人情報の内容が改ざんされた場合

24

特定個人情報の漏えい等に関する報告等（2 漏えい等事案が発覚した場合に講ずべき措置）

特定個人情報を取り扱う行政機関等及び地方公共団体等は、漏えい等又はそのおそれのある事案その他の番号法違反の事案又は番号法違反のおそれのある事案（以下「漏えい等事案」という。）が発覚した場合は、漏えい等事案の内容等に応じて、次のAからEに掲げる事項について必要な措置を講じなければならない。

A 組織内における報告及び被害の拡大防止

責任ある立場の者に直ちに報告するとともに、漏えい等事案による被害が発覚時よりも拡大しないよう必要な措置を講ずる。

B 事実関係の調査及び原因の究明

漏えい等事案の事実関係の調査及び原因の究明に必要な措置を講ずる。

C 影響範囲の特定

上記Bで把握した事実関係による影響範囲の特定のために必要な措置を講ずる。

D 再発防止策の検討及び実施

上記Bの結果を踏まえ、漏えい等事案の再発防止策の検討及び実施に必要な措置を講ずる。

E 委員会への報告及び本人への通知

P26（委員会への報告）、P28（本人への通知）を参照のこと。なお、漏えい等事案の内容等に応じて、二次被害の防止、類似事案の発生防止等の観点から、事実関係及び再発防止策等について、速やかに公表する。

25
127

特定個人情報の漏えい等に関する報告等（3 委員会への報告）

A 報告対象となる事態

個人番号利用事務等実施者は、次の(1)から(4)までに掲げる事態（以下「報告対象事態」という。）を知ったときは、委員会に報告しなければなりません。

- (1) 次に掲げる特定個人情報（高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。以下同じ。）の漏えい、滅失若しくは毀損（以下「漏えい等」という。）が発生し、又は発生したおそれがある事態
 - イ 情報提供ネットワークシステム及びこれに接続された電子計算機に記録された特定個人情報
 - ロ 個人番号利用事務実施者が個人番号利用事務を処理するために使用する情報システムにおいて管理される特定個人情報
 - ハ 行政機関、地方公共団体、独立行政法人等及び地方独立行政法人が個人番号関係事務を処理するために使用する情報システム並びに行政機関、地方公共団体、独立行政法人等及び地方独立行政法人から個人番号関係事務の全部又は一部の委託を受けた者が当該個人番号関係事務を処理するために使用する情報システムにおいて管理される特定個人情報
- (2) 次に掲げる事態
 - イ 不正の目的をもって行われたおそれがある特定個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
 - ロ 不正の目的をもって、特定個人情報を利用され、又は利用されたおそれがある事態
 - ハ 不正の目的をもって、特定個人情報が提供され、又は提供されたおそれがある事態
- (3) 個人番号利用事務実施者又は個人番号関係事務実施者の保有する特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報が電磁的方法により不特定多数の者に閲覧され、又は閲覧されるおそれがある事態
- (4) 次に掲げる特定個人情報に係る本人の数が100人を超える事態
 - イ 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある特定個人情報
 - ロ 番号法第9条の規定に反して利用され、又は利用されたおそれがある個人番号を含む特定個人情報
 - ハ 番号法第19条の規定に反して提供され、又は提供されたおそれがある特定個人情報

B 報告義務の主体

漏えい等報告の義務を負う主体は、規則第2条の事態に該当する特定個人情報を取り扱う個人番号利用事務等実施者です。

特定個人情報の取扱いを委託している場合においては、委託元である行政機関等又は地方公共団体等と委託先の双方が特定個人情報を取り扱っていることになるため、それぞれ報告の対象事態に該当する場合には、原則として委託元と委託先の双方が報告する義務を負います。この場合、委託元及び委託先の連名で報告することができます。なお、委託先が、報告義務を負っている委託元に当該事態が発生したことを通知したときは、委託先は報告義務を免除されます。

26

特定個人情報の漏えい等に関する報告等（3 委員会への報告）

C 速報

個人番号利用事務等実施者は、報告対象事態を知ったときは、速やかに、委員会に報告しなければなりません。

「速やか」の日数の目安については、個別の事案によるものの、行政機関等及び地方公共団体等が当該事態を知った時点から概ね3日～5日以内です。

委員会への漏えい等報告については、次の(1)から(9)までに掲げる事項を、原則として、委員会のホームページの報告フォームに入力する方法により行います。

- (1)概要 (2)特定個人情報の項目 (3)特定個人情報に係る本人の数 (4)原因
- (5)二次被害又はそのおそれの有無及びその内容 (6)本人への対応の実施状況 (7)公表の実施状況
- (8)再発防止のための措置 (9)その他参考となる事項

D 確報

個人番号利用事務等実施者は、報告対象事態を知ったときは、速報に加え、30日以内（規則第2条第2号の事態においては60日以内。同号の事態に加え、同条第1号、第3号又は第4号の事態にも該当する場合も60日以内。）に、委員会に報告しなければなりません。

E 委託元への通知の例外

委託先は、委員会への報告義務を負っている委託元に対し、C(1)から(9)までに掲げる事項のうち、その時点で把握しているものを通知したときは、報告義務を免除されます。

委託元への通知については、速報としての報告と同様に、報告対象事態を知った後、速やかに行わなければなりません。「速やか」の日数の目安については、個別の事案によるものの、委託先が当該事態の発生を知った時点から概ね3日～5日以内です。

27

特定個人情報の漏えい等に関する報告等（4 本人への通知）

A 通知対象となる事態及び通知義務の主体

個人番号利用事務等実施者は、報告対象事態を知ったときは、本人への通知を行わなければなりません。

特定個人情報の取扱いを委託している場合においては、委託元である行政機関等又は地方公共団体等と委託先の双方が特定個人情報を取り扱っていることになるため、それぞれ通知の対象事態に該当する場合には、原則として委託元と委託先の双方が通知する義務を負います。この場合、委託元及び委託先の連名で通知することができます。

なお、特定個人情報の取扱いを委託している場合において、委託先が、報告義務を負っている委託元に3 C(1)から(9)までに掲げる事項のうち、その時点で把握しているものを通知したときは、委託先は報告義務を免除されるとともに、本人への通知義務も免除されます。

B 通知の時間的制限等

個人番号利用事務等実施者は、規則第2条各号に定める事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、本人への通知を行わなければなりません。

【その時点で通知を行う必要があるとはいえないと考えられる事例】

- * インターネット上の掲示板等に漏えいした複数の特定個人情報がアップロードされており、個人番号利用事務等実施者において当該掲示板等の管理者に削除を求める等、必要な初期対応が完了しておらず、本人に通知することで、かえって被害が拡大するおそれがある場合

28

特定個人情報の漏えい等に関する報告等（4 本人への通知）

C 通知の内容

本人へ通知すべき事項については、漏えい等報告における報告事項のうち、「概要」（規則第3条第1項第1号）、「特定個人情報の項目」（同項第2号）、「原因」（同項第4号）、「二次被害又はそのおそれの有無及びその内容」（同項第5号）及び「その他参考となる事項」（同項第9号）に限られている。

通知によって被害が拡大するおそれがある場合には、その時点で通知を要するものではないが、そのような場合であっても、当該おそれがなくなった後は、速やかに通知する必要がある。

D 通知の方法

「本人への通知」とは、本人に直接知らしめることをいい、特定個人情報の取扱状況に応じ、通知すべき内容が本人に認識される合理的かつ適切な方法によらなければならない。

【本人への通知の方法の事例】

- * 文書を郵便等で送付することにより知らせること。
- * 電子メールを送信することにより知らせること。

E 通知の例外

本人への通知を要する場合であっても、本人への通知が困難である場合は、本人の権利利益を保護するために必要な代替措置を講ずることによる対応が認められる。

【代替措置に該当する事例】

- * 事案の公表
- * 問合せ窓口を用意してその連絡先を公表し、本人が自らの特定個人情報が対象となっているか否かを確認できるようにすること。

29

129

特定個人情報の取扱いにおいて必要となり得る個人情報保護条例の改正等 ①

1. 番号法第32条に基づく個人情報保護条例の改正等

- 地方公共団体においては、番号法第32条の規定に基づき、行政機関等と同様の適用となるよう、次のとおり個人情報保護条例の改正等が必要となる場合があります。

(1) 「特定個人情報」の定義等

- 地方公共団体における個人情報保護条例上の「個人情報」の定義においては、「事業を営む個人の当該事業に関する情報、法人その他の団体に関する情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報を除く。」等の除外規定を設けている場合がある。特定個人情報については、当該除外部分を含めて保護の対象となるよう「特定個人情報」の定義を追加する等が必要になると考えられます。

〈参考〉定義を追加する場合の例

用語	改正内容
特定個人情報	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。」等と追加 ※ この場合、「特定個人情報」の定義にいう「個人情報」とは、条例の規定の如何にかかわらず、個人情報保護法第2条第1項に規定する個人情報となる。

30

特定個人情報の取扱いにおいて必要となり得る個人情報保護条例の改正等 ②

(2) 番号法第30条・第31条を踏まえた個人情報保護条例の改正等 ①

項目	改正内容	
	特定個人情報（情報提供等の記録を除く。） （番号法第30条）	情報提供等の記録 （番号法第31条）
利用目的以外の目的での利用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次の例外を除いて原則禁止とする。 ＜例外＞ ① 激甚災害時等に金銭の支払を行う場合 ② 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難である場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 禁止とする。
提供制限	<ul style="list-style-type: none"> ・ 番号法第19条各号に該当する場合に提供できるようにする。 	

※ 個人情報保護条例において、オンライン結合の制限等を規定している場合は、上記表の提供制限における改正内容と同様、番号法第19条各号に該当する場合に特定個人情報を提供できるよう、当該規定の改正が必要となる場合があります。

31

特定個人情報の取扱いにおいて必要となり得る個人情報保護条例の改正等 ③

(2) 番号法第30条・第31条を踏まえた個人情報保護条例の改正等 ②

項目	改正内容	
	特定個人情報（情報提供等の記録を除く。） （番号法第30条）	情報提供等の記録 （番号法第31条）
開示	<ul style="list-style-type: none"> 他の法令又は条例の規定に基づき開示することとされている場合であっても、開示の実施の調整は行わないこととする。 経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、開示請求の手数料を免除できるようにする。 	<ul style="list-style-type: none"> 事案の移送を禁止とする。
		<ul style="list-style-type: none"> 事案の移送を禁止とする。 訂正の通知先を、総務大臣及び情報照会者又は情報提供者とする。
訂正		<ul style="list-style-type: none"> 請求を認めない。
利用停止	<ul style="list-style-type: none"> 次の場合も請求を認める。 ①利用制限に違反している場合 ②収集・保管制限に違反している場合 ③ファイル作成制限に違反している場合 ④提供制限に違反している場合 	
		<ul style="list-style-type: none"> 保有する個人情報の提供を受ける者に対する措置要求を行わないこととする。
措置要求		

32

特定個人情報の取扱いにおいて必要となり得る個人情報保護条例の改正等 ④

(3) 特定個人情報の適正な取扱いの確保のための個人情報保護条例の改正等

項目	必要な措置
安全管理措置	<ul style="list-style-type: none"> 個人番号利用事務等実施者は、個人番号（生存する個人のものだけでなく死者のものも含む。）の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人番号の適切な管理のために必要な措置を講ずる。 保有する個人情報である特定個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずる。

※ 上記の項目のほか、利用目的の特定、保有の制限、利用目的の変更、利用目的の明示、保有する個人情報の正確性の確保等について、番号法第32条の規定に基づき、行政機関等と同様の適用となるよう、個人情報保護条例の改正等が必要となる場合があります。

2. 特定個人情報の利活用のための条例の改正等

項目	条例の改正等が必要な場合
利用事務 （番号法第9条第2項）	<ul style="list-style-type: none"> 番号法別表第1に規定されていない地方公共団体の独自事務に利用する場合 同一地方公共団体の同一機関内における複数の事務間で特定個人情報を移転する場合 当該独自事務の根拠となる条例において書面の提出を義務付けている場合に、上記の特定個人情報の移転により、当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出を不要とする場合
提供制限 （番号法第19条第11号）	<ul style="list-style-type: none"> 同一地方公共団体内における他の機関に特定個人情報を提供する場合 独自事務に個人番号を利用し、当該独自事務の根拠となる条例において書面の提出を義務付けている場合に、上記の同一地方公共団体内における特定個人情報の提供を受けることにより、当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出を不要とする場合
個人番号カードの利用 （番号法第18条）	<ul style="list-style-type: none"> 市町村の機関が地域住民の利便性の向上に資するものとして条例で定める事務で利用する場合等

33

131

